

賠償責任保険 普通保険約款および特約条項（一般用）



①-1

ご契約者の皆様へ

このたびは、損保ジャパンの保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございました。
早速、保険証券をお届け申し上げます。
この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了まで保管くださいますようお願いいたします。
なお、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。
損保ジャパンでは皆様の「安心」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

【ご注意】 ●口座振替制度（初回保険料口座振替制度を含む）をお申込みのお客様へ
保険料は、お客様ご指定の金融機関口座から所定の振替期日（初回保険料の口座振替に関する特約条項が適用される場合は、保険期間の始期が属する月の所定の口座振替日）に振り替えさせていただきます。
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
●個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせをお願いします。

●ご契約内容の変更について

お申し込みの際、申込書記載事項についてお知らせいただきましたが、お申し込みの後で次の変更が生じた場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにお知らせください。ご通知がないと保険金がお支払いできないことがあります。

- ・保険証券に記載している事項に変更が生じたとき

●万一事故がおきたら

万一、事故が発生しましたら、すみやかに取扱代理店または損保ジャパンに次の事項をお知らせください。

1. 証券番号
2. 事故がおきた日時・場所
3. 事故の内容、損害の程度
4. ご連絡先

損害保険ジャパン株式会社

- ◆保険証券の記載事項に変更が生じた場合または変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、項目によりご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細につきましては、この保険契約に添付される約款集記載の普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。
- ◆別に定める場合を除いて、法令に準拠している約款中の用語は、法令に定める定義によります。その場合、法令が、保険契約を開始した後に改正されたときは、改正（施行）後の法令の定義・規定に従います。

約 款 目 次

				ページ
共	通	賠償責任保険普通保険約款	すべての契約に適用されます。	1

下記特約条項および追加条項は保険証券上または付属別紙に表示されているときに適用されます。但し、証券上表示がなく自動付帯される追加条項に関しては、備考欄をご確認ください。

	特約条項および追加条項 名称	証券表示内容		自動付帯される特約条項	ページ
		名称表示	コード表示		
共	通	賠償責任保険追加条項	—	旅館宿泊者特約条項、PTA管理者特約条項、PTA特約条項を除く他の特約条項に自動付帯されます。	4

特約条項および追加条項 名称		証券表示内容		備 考	ページ
		名称表示	コード表示		
共 通	保険料分割払特約条項（一般用）	保険料分割払特約（一般用）	050	—	10
	保険料分割払特約条項（大口用）	保険料分割払特約（大口用）	052	—	10
	保険料支払に関する特約条項	保険料支払に関する特約	049	—	11
	クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	クレジットカード保険料支払	720	—	11
	共同保険に関する特約条項	共同保険に関する特約	719	—	12
	初回保険料の口座振替に関する特約条項	初回保険料口座振替特約	730	—	12
	日付データ処理等に関する不担保追加条項	日付データ処理不担保	292 293	施設所有管理者特約条項に付帯される場合はコード「292」となり、生産物特約条項に付帯される場合はコード「293」となります。	12
	保険料の確定に関する追加条項（賠償責任保険用）	保険料の確定に関する追加条項	530	—	13
	保険料算出基礎に関する追加条項（会計年度基準）（賠償責任保険用）	—	844	—	13
	保険料算出基礎に関する追加条項（最近月末基準）（賠償責任保険用）	—	845		13
	被害者対応費用担保追加条項	被害者対応費用担保追加条項（除く受・自）	295	—	13
	事故対応特別費用担保追加条項（除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）	事故対応費用（除く受・自）	609	—	14
	事故対応特別費用担保追加条項（受託者特約条項用）	事故対応費用（受）	611	—	14
	事故対応特別費用担保追加条項（自動車管理者特約条項用）	事故対応費用（自）	610	—	14
	人格権侵害担保追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）	人格権侵害担保（施・昇・請・生）	558	—	14
	物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）	物損のない使用不能（施昇請生）	559	—	15
	第三者医療費用担保追加条項	—	718	—	16
	対物超過費用担保追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）	対物超過費用（施・昇・請・生）	631	—	17
	対物超過費用担保追加条項（受託者特約条項用）	対物超過費用（受）	632	—	17
	風災等対応費用担保追加条項	風災等対応費用（施・昇・請）	636	—	18
	被害拡大防止・復旧支援等費用担保追加条項（除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）	被害拡大防止・復旧（除く受・自）	640	—	19
	被害拡大防止・復旧支援等費用担保追加条項（受託者特約条項用）	被害拡大防止・復旧（受）	641	—	20
	被害拡大防止・復旧支援等費用担保追加条項（自動車管理者特約条項用）	被害拡大防止・復旧（自）	642	—	20
	汚染危険完全免責追加条項	—	837	—	21

特約種類または任意コンバインド		特約条項および追加条項 名称	証券表示内容		備 考	ページ
			名称表示	コード表示		
施 設 所 有 管 理 者	01.	施設所有管理者特約条項	—	—	—	22
		漏水担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	漏水担保追加条項	007	—	22
		縮小てん補追加条項（ %）（施設所有管理者特約条項用）	縮小てん補（ %）（施設）	561 562 563 564	縮小てん補割合によってコードは以下のとおりとなります。 縮小てん補95%→「561」 縮小てん補90%→「562」 縮小てん補85%→「563」 縮小てん補80%→「564」	22
		共通保険金額追加条項（施設所有管理者特約条項用）	共通保険金額（施設）	206	—	22
		費用内枠払い追加条項（施設所有管理者特約条項用）	費用内枠払い追加条項（施設）	211	—	23
		施設・昇降機特約条項共通保険金額追加条項（施設所有管理者特約条項用）	施設・昇降機共通保険金額	226	—	23
		間接損害不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	間接損害不担保（施設）	215	—	23
		追加被保険者追加条項（施設所有管理者特約条項用）	追加被保険者追加条項（施設）	223	—	23
		交差責任担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	交差責任担保追加条項（施設）	233	—	24
		求償権放棄追加条項（施設所有管理者特約条項用）	求償権放棄追加条項（施設）	227	—	24
		廃棄物不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	廃棄物不担保追加条項（施設）	237	—	24
		祭りに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	祭りに関する追加条項	250	—	24
		花火に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	花火に関する追加条項	251	—	24
		人材派遣事業に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	人材派遣業に関する追加条項	249	—	24
		構内専用車危険担保に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	—	707	—	24
		作業対象物担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	—	708	—	25
		借用財物担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	借用財物担保（施）	637	—	25
		ケア輸送サービスに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	—	740	—	26
		ケア輸送サービスに付随する受託財物担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	—	741	—	26
		人格権侵害担保追加条項（ケア輸送サービス用）（施設所有管理者特約条項用）	—	062	—	26
		借家人賠償責任担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	—	157	—	27
		借用施設に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	—	742	—	27
		撮影業務に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	—	744	—	28
		美容行為等施術行為不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	—	752	—	28
昇 降 機	02.	昇降機特約条項	—	—	—	28
		共通保険金額追加条項（昇降機特約条項用）	共通保険金額（昇降機）	207	—	29
		費用内枠払い追加条項（昇降機特約条項用）	費用内枠払い追加条項（昇降機）	212	—	29
		間接損害不担保追加条項（昇降機特約条項用）	間接損害不担保（昇降機）	216	—	29
		交差責任担保追加条項（昇降機特約条項用）	交差責任担保追加条項（昇降機）	234	—	29
		求償権放棄追加条項（昇降機特約条項用）	求償権放棄追加条項（昇降機）	228	—	29
		縮小てん補追加条項（ %）（昇降機特約条項用）	縮小てん補（ %）（昇降機）	565 566 567 568	縮小てん補割合によってコードは以下のとおりとなります。 縮小てん補95%→「565」 縮小てん補90%→「566」 縮小てん補85%→「567」 縮小てん補80%→「568」	29
		追加被保険者追加条項（昇降機特約条項用）	追加被保険者追加条項（昇降機）	224	—	30

特約種類または任意コンバインド		特約条項および追加条項 名称	証券表示内容		備 考	ページ
			名称表示	コード表示		
請 負 業 者	03.	請負業者特約条項	—	—	—	30
		地下埋設物不担保追加条項（請負業者特約条項用）	地下埋設物不担保追加条項	089	—	31
		地盤崩壊危険担保追加条項（請負業者特約条項用）	地盤崩壊危険担保追加条項	085	—	31
		特定業者損害不担保追加条項（請負業者特約条項用）	特定業者損害不担保追加条項	255	—	32
		交差責任担保追加条項（ONE-WAY・請負業者特約条項用）	交差責任担保（One Way）	586	—	32
		交差責任担保追加条項（BOTH-WAY・請負業者特約条項用）	交差責任担保（Both Way）	587	—	32
		交差責任担保追加条項（FULL-WAY・請負業者特約条項用）	交差責任担保（Full Way）	588	—	33
		塗装作業に関する追加条項（請負業者特約条項用）	塗装作業に関する追加条項	256	—	33
		作業対象物担保追加条項（請負業者特約条項用）	作業対象物担保	585	—	34
		請負業者特約条項包括契約追加条項（請負業者特約条項用）	請負業者特約条項包括契約追加条項	257	—	34
		共通保険金額追加条項（請負業者特約条項用）	共通保険金額（請負）	208	—	34
		費用内枠払い追加条項（請負業者特約条項用）	費用内枠払い追加条項（請負）	213	—	34
		間接損害不担保追加条項（請負業者特約条項用）	間接損害不担保（請負）	217	—	34
		追加被保険者追加条項（請負業者特約条項用）	追加被保険者（請負）	225	—	35
		求償権放棄追加条項（請負業者特約条項用）	求償権放棄追加条項（請負）	229	—	35
		縮小てん補追加条項（ % ）（請負業者特約条項用）	縮小てん補（ ）%（請負）	569 570 571 572	縮小てん補割合によってコードは以下のとおりとなります。 縮小てん補95%→「569」 縮小てん補90%→「570」 縮小てん補85%→「571」 縮小てん補80%→「572」	35
		支給財物損壊担保追加条項（請負業者特約条項用）	—	763	—	35
		リース・レンタル財物損壊担保追加条項（請負業者特約条項用）	—	764	—	36
		借用財物担保追加条項（請負業者特約条項用）	借用財物担保（請）	638	—	36
		身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項（請負業者特約条項用）	—	765	—	37
		データの損壊担保追加条項（請負業者特約条項用）	—	766	—	37
		優先払いに関する追加条項（除染賠償責任保険用）	—	767	—	37
		対象業務に関する追加条項（除染賠償責任保険用）	—	768	—	38
生 産 物	07.	生産物特約条項	—	—	—	38
		不良製造品・加工品損害担保追加条項（10%）（生産物特約条項用）	不良製造・加工品損害担保10%	598	—	38
		不良製造品・加工品損害担保追加条項（50%）（生産物特約条項用）	不良製造・加工品損害担保50%	600	—	39
		不良製造品・加工品損害担保追加条項（100%）（生産物特約条項用）	不良製造・加工品損害担保100%	601	—	39
		不良完成品損害担保追加条項（10%）（生産物特約条項用）	不良完成品損害担保10%	603	—	39
		不良完成品損害担保追加条項（50%）（生産物特約条項用）	不良完成品損害担保50%	605	—	39
		不良完成品損害担保追加条項（100%）（生産物特約条項用）	不良完成品損害担保100%	606	—	39
		損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）	損害賠償請求ベース追加条項	125	—	39
		効能不発揮損害不担保追加条項（生産物特約条項用）	効能不発揮損害不担保	274	—	40
		共通保険金額追加条項（生産物特約条項用）	共通保険金額（生産物）	209	—	40
		費用内枠払い追加条項（生産物特約条項用）	費用内枠払い追加条項（生産物）	214	—	40
		交差責任担保追加条項（生産物特約条項用）	交差責任担保追加条項（生産物）	236	—	40
		間接損害不担保追加条項（生産物特約条項用）	間接損害不担保（生産物）	218	—	40
		追加被保険者追加条項（生産物特約条項用）	追加被保険者（生産物）	596	—	40
		求償権放棄追加条項（生産物特約条項用）	求償権放棄追加条項（生産物）	232	—	41
		縮小てん補追加条項（ % ）（生産物特約条項用）	縮小てん補（ ）%（生産物）	573 574 575 576	縮小てん補割合によってコードは以下のとおりとなります。 縮小てん補95%→「573」 縮小てん補90%→「574」 縮小てん補85%→「575」 縮小てん補80%→「576」	41
		エンジン焼付損害縮小てん補追加条項（1／2）（生産物特約条項用）	—	282	—	41
		エンジン焼付損害不担保追加条項（生産物特約条項用）	—	283	—	41
		生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項（生産物特約条項用）	生産物・仕事の目的物自体	709 633	契約の保険始期によってコードは以下のとおりとなります。 2026年1月以前→「709」 2026年2月以降→「633」	42
		生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項 ワイド（生産物特約条項用）	生産物・仕事の目的物自体ワイド	643	—	42
		生産物等回収費用担保追加条項（生産物特約条項用）	—	770	—	43
		不良製造品・加工品損害不担保追加条項（生産物特約条項用）	—	710	—	44
		不良完成品損害不担保追加条項（生産物特約条項用）	—	711	—	44
		生産物等による経済的損害担保追加条項（生産物特約条項用）	生産物等による経済的損害担保	639	—	44

特約種類または任意コンバインド		特約条項および追加条項 名称	証券表示内容		備 考	ページ
			名称表示	コード表示		
受 託 者	05.	受託者特約条項	—	—	—	45
		漏水担保追加条項（受託者特約条項用）	漏水担保追加条項	009	—	46
		冷蔵倉庫業者用追加条項（受託者特約条項用）	冷蔵倉庫業者用追加条項	272	—	46
		貴重品等担保追加条項（受託者特約条項用）	貴重品担保追加条項	270	—	47
		盗難危険不担保追加条項（受託者特約条項用）	盗難危険不担保	591	—	47
		船舶（ヨット・モーターボート）担保追加条項（受託者特約条項用）	船舶担保	590	—	47
		特定部位等单独損害不担保追加条項（受託者特約条項用）	特定部位等单独損害不担保	592	—	48
		風水災危険等不担保追加条項（受託者特約条項用）	風水災危険等不担保	593	—	48
		求償権放棄追加条項（受託者特約条項用）	求償権放棄追加条項（受託）	230	—	48
		縮小てん補追加条項（ ）%（受託者特約条項用）	縮小てん補（ ）%（受託）	577 578 579 580	縮小てん補割合によってコードは以下のとおりとなります。 縮小てん補95%→「577」 縮小てん補90%→「578」 縮小てん補85%→「579」 縮小てん補80%→「580」	48
		携行品担保追加条項（受託者特約条項用）	携行品担保追加条項	271	—	48
		携行品担保追加条項（貴重品以外用）	—	714	—	48
		紛失危険担保追加条項（受託者特約条項用）	紛失危険担保	589	—	48
		修理加工危険担保追加条項（受託者特約条項用）	修理・加工危険担保	595	—	49
		冷凍・冷蔵危険免責の削除に関する追加条項（受託者特約条項用）	—	712	—	49
		電氣的・機械的事故のみ不担保追加条項（受託者特約条項用）	—	713	—	49
		施設外危険不担保追加条項（受託者特約条項用）	—	715	—	49
		借用不動産火災等担保追加条項（受託者特約条項用）	—	716	—	49
		借用不動産破損等担保追加条項（受託者特約条項用）	—	717	—	49
		費用内枠払い追加条項（受託者特約条項用）	—	705	—	50
		除雪作業に関する追加条項	—	998	—	50
自 動 車 管 理 者	06.	自動車管理者特約条項	—	—	—	50
		下請負人再寄託中担保追加条項（自動車管理者特約条項用）	下請負人再寄託中担保追加条項	091	—	51
		使用不能損害担保追加条項（自動車管理者特約条項用）	使用不能損害担保追加条項	608	—	51
		求償権放棄追加条項（自動車管理者特約条項用）	求償権放棄追加条項（自管賠）	231	—	51
		縮小てん補追加条項（ ）%（自動車管理者特約条項用）	縮小てん補（ ）%（自管賠）	581 582 583 584	縮小てん補割合によってコードは以下のとおりとなります。 縮小てん補95%→「581」 縮小てん補90%→「582」 縮小てん補85%→「583」 縮小てん補80%→「584」	51
		費用内枠払い追加条項（自動車管理者特約条項用）	—	706	—	52
		—	—	—	—	—
食 中 毒 利 益	18. 69.	食中毒・感染症利益担保特約条項（生産物特約条項用）	—	—	—	52
旅 館	16.	旅館特約条項	—	—	—	54
		被害者対応費用担保追加条項	—	834	—	55
		事故対応特別費用担保追加条項（旅館特約条項用）	—	780	—	55
		費用内枠払い追加条項（旅館特約条項用）	—	855	—	56
食 中 毒 利 益	19.	食中毒・感染症利益担保特約条項（旅館特約条項用）	—	—	—	56
L P ガ ス	15.	L P ガス業者特約条項	—	—	—	58
		施設賠償責任のみ担保追加条項（L P ガス業者特約条項用）	施設賠償責任のみ担保追加条項	018	—	59
		生産物賠償責任のみ担保追加条項（L P ガス業者特約条項用）	生産物賠償責任のみ担保追加条項	019	—	59
		生産物賠償保険金額別建追加条項（L P ガス業者特約条項用）	生産物賠償保険金額別建追加条項	020	—	59
		L P ガススタンド担保追加条項（L P ガス業者特約条項用）	L P ガススタンド担保追加条項	021	—	59
油 濁	28.	油濁特約条項	—	—	—	60
		油濁超過損害額のみ担保追加条項（油濁特約条項用）	油濁超過損害額てん補追加条項	034	—	60
旅 館 宿 泊 者	43.	旅館宿泊者特約条項	—	—	—	60
P T A 管 理 者	52. 53.	P T A 管理者特約条項	P T A 管理者	—	—	61

特約種類または任意コンバインド		特約条項および追加条項 名称	証券表示内容		備 考	ページ
			名称表示	コード表示		
ク リ ー ニ ン グ	66.	クリーニング業者特約条項	—	—	—	61
		クリーニング業者漏水危険担保追加条項（クリーニング業者特約条項用）	漏水危険担保追加条項	065	—	62
		洗たく物紛失・誤配危険担保追加条項（クリーニング業者特約条項用）	洗濯物紛失・誤配危険担保追加条項	066	—	62
		追加被保険者追加条項（クリーニング業者特約条項用）	—	787	—	62
		縮小てん補追加条項（ % ）（クリーニング業者特約条項用）	—	788 789 790 791	縮小てん補割合によってコードは以下のとおりとなります。 縮小てん補95%→「788」 縮小てん補90%→「789」 縮小てん補85%→「790」 縮小てん補80%→「791」	62
		費用内枠払い追加条項（クリーニング業者特約条項用）	—	857	—	62
店 舗	71.	店舗特約条項	—	—	—	63
		受託財物担保追加条項（店舗特約条項用）	受託財物担保追加条項	069	—	63
		修理・加工危険および誤配・紛失危険不担保追加条項（店舗特約条項用）	修理・加工、誤配・紛失危険不担保	070	—	63
P T A（施設）	83. 84. 85.	P T A特約条項	P T A	—	—	63
P T A（受託）						
P T A（個人）						
ウォーム・ハート	—	居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項	居宅サービス・居宅介護支援等	303	任意コンバインドのため、特約種類「施設所有管理者」、「生産物」、「受託者」もご確認ください。また、以下の①および②もセットされます。 ① 賠償責任保険追加条項 ② 日付データ処理等に関する不担保追加条項	64
ビルメンテナンス	—	ビルメンテナンス業者追加条項	ビルメンテナンス業者追加条項	262	1. 任意コンバインドのため、賠償責任保険追加条項、特約種類「請負業者」・「受託者」・「生産物」（付帯契約のみ）もご確認ください。	68
		ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）	—	812	2. 証券上の特約種類に「生産物」の表示がある場合は「ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約付帯用）」を適用します。	68
		費用内枠払い追加条項（ビルメンテナンス業者追加条項用）	—	858	—	69
油 種 混 合 （コ ン タ ミ）	—	コンタミネーションリスク担保追加条項	コンタミネーションリスク担保	263	任意コンバインドのため、賠償責任保険追加条項、特約種類「請負業者」・「生産物」・「受託者」もご確認ください。	69
		複数特約条項共通保険金額追加条項（コンタミネーションリスク担保追加条項用）	—	264		70
シルバーク人材	—	シルバーク人材センター追加条項	シルバーク人材センター追加条項	258	任意コンバインドのため、賠償責任保険追加条項、特約種類「施設」・「生産物」・「請負業者」・「受託者」もご確認ください。	70

賠償責任保険普通保険約款

<用語の定義（五十音順）>

普通保険約款または特約条項等において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用 語	定 義
売上高	保険期間中に被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
事故	特約条項等に記載された事故をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
使用人	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 被保険者と間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者 ② 被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払を受ける者 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に対して派遣された派遣労働者は使用人とみなします。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の被用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
特約条項等	特約条項または追加条項をいいます。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者の使用人および被保険者の使用人と世帯を同じする親族を除きます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、被保険者の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
役員	会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役員および監査役ならびにこれに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲および責任限度）

(1) 当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎりません。

名 称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
② 権利保全行使費用	被保険者が第16条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
③ 損害防止費用	被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし⑥の緊急措置費用を除きます。
④ 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤ 協力費用	被保険者が第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のため支出した費用
⑥ 緊急措置費用	前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またははやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用

- (2) 当会社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
(3) 1回の事故について、当社が支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
(1)①の損害賠償金の額 － 保険証券に記載された免責金額 ＝ 保険金
(4) 当会社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1)④の争訟費用 \times \frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額} = (1)④の争訟費用に対する支払額$$

第3条（保険適用地域）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害は、保険証券適用地域（注）において発生した事故に起因する損害にかぎりません。
(2) (1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域（注）において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎりません。
(3) この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。
(注) 保険証券適用地域
保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者または被保険者（注1）の故意によって生じた賠償責任
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）に起因する賠償責任
③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
⑦ 排水または排水（注3）によって生じた賠償責任
⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
(注1) 保険契約者または被保険者
これらの者が法人である場合は、その役員とします。
(注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 排水
煙または蒸気を含みます。

第5条（責任の始期および終期）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。ただし、保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
(2) (1)の時刻は、日本国の標準時にするものとします。
(注) 午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条（調 査）

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも、(1)の措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
- (3) 被保険者または被保険者が正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、当会社に事実を正確に告知しなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- ③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項（注1）につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにきらず、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合は保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
- ⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（注2）に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づき発生した事故による損害については適用しません。
- （注1） 保険契約申込書等の記載事項
他の保険契約等に関する事項を含みます。
- （注2） 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合（注2）は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合は(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続がなされた場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
- ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなるなかった場合
- ② (1)の事実に基づき発生した事故による損害である場合
- （注1） 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事項については除きます。
- （注2） (1)の事実がある場合
- ⑤(1)の規定に該当する場合を除きます。

第9条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社によるこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
- ア、反社会的勢力に該当すると認められること。
- イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ、法的である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- (4) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(5)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (2)③アからオまでのいずれかに該当しない被保険者に生じた損害
- ② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- （注） この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第10条（保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第7条（告知義務）③③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更(注1)する場合	ア、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。 イ、保険料が、ア以外によって定められる場合 ㊦ 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	返還保険料 $= \left(\begin{array}{cc} \text{変更前の} & \text{変更後の} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \left(1 - \begin{array}{c} \text{既経過期間（注2）} \\ \text{に対応する別表に掲} \\ \text{げる短期料率} \end{array} \right)$ ㊦ 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料 $= \left(\begin{array}{cc} \text{変更後の} & \text{変更前の} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{未経過期間（注3）に対応} \\ \text{する別表に掲げる短期料率} \end{array}$

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。
- (4) 当会社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求があったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。
- (1) 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく第8条（通知義務）(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

- (2) 既経過期間

1 月に満たない期間は1 月とします。

- (3) 未経過期間

1 月に満たない期間は1 月とします。

- (4) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にすぎます。

第11条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合において、は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了1年以内の期間において、保険料を算出するために必要であると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- （注） 保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

第12条（保険契約の無効・取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金が不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって

締結した保険契約は、無効とします。
(2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険料の返還・契約の無効・取消し・失効の場合）

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区 分	保険料の返還
① この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ この保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間（注）に対応する別表に掲げる短期料率}}{\text{既経過期間（注）に対応する別表に掲げる短期料率}} \right)$

(注) 既経過期間

1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

第14条（保険料の返還・契約解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 第6条（調査）、第3、第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第9条（保険契約の解除）(2)または第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(2)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間（注）に対応する別表に掲げる短期料率}}{\text{既経過期間（注）に対応する別表に掲げる短期料率}} \right)$
② 第9条（保険契約の解除）(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注) 既経過期間

1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

第15条（失効・解除の特例）

(1) 第13条（保険料の返還・契約の無効・取消し・失効の場合）③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものと計算します。

(2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第16条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面で当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
② 他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注１）をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求（注１）を受けた場合は、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額

⑤ 損害賠償の請求（注１）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注２）について、遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(注１) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注２) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条（損害賠償請求解決のための協力）

(1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めたときは、当社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができません。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第18条（保険金請求の手続）

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額にくは書いて、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑫から⑬までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければならない。

- ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ その他当社が次条(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

(5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、証憑によって消滅します。

第19条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注３）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

⑤	(1)①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥	損害賠償請求の内容もしくは根拠が判明もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

- (注1) 請求完了日
被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数
①から⑥までの回数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額(注1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。
- (注1) 支払責任額
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条 (代 位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するののは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区 分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次の算式により算出された額 被保険者が取得した債権の額 — 損害の額のうち保険金が支払われていない額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権
当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第22条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について、先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

- (注) 保険金請求権
第2条(損害の範囲および責任限度)(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第23条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別 表)

短 期 料 率 表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

賠償責任保険追加条項

第1章 共 通 条 項

第1条 (用語の定義—五十音順)

この保険契約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
P F A S	その組成にあたって次の①または②のいずれかを少なくとも1つ有する、ペルフルオロオクタン酸(P F O A)、ペルフルオロオクタンスルホン酸(P F O S)等の化学物質をいいます。 ① ペルフルオロメチル基(-C F 3) ② ペルフルオロメチレン基(-C F 2-)
医薬品等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医薬部外品および医療機器(注)をいいます。 (注) 医療機器 体内に移植されるものにかぎります。
汚染物質	固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すず、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用されるものを含みます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の下請負人	記名被保険者が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を記名被保険者から請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
記名被保険者の使用人等	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者の役員および使用人 ② 記名被保険者の下請負人 ③ 記名被保険者の下請負人の役員および使用人
建設用工作車	次の①から⑥に掲げるものをいいます。ただしダンパーおよびユニック車を含みません。 ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー(キャリアール)、ロードローラーまたは除雪用スノープラウ ② パワショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダーまたはショベルローダー ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンペヤーまたは発電機自動車 ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラックまたはクレーンカー ⑤ ①から④のものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑥ タナロッカー ⑦ コンクリートミキサー車、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機または清掃作業車 ⑧ その他①から⑦に類するもの
公共水域	海、河川、湖沼または運河をいいます。

コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーインシデント	次の①および②に掲げるものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウの事象 ア、ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ、コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ、アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為
財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車を含みます。
石油物質	次の①から③に掲げるものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①に記載の石油類より誘導される化成品類 ③ ①または②に記載の物質を含む混合物、廃棄物および残さ
排出等	排出、流出、いっ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

第2条（適用の範囲）

- (1) この追加条項は、次の①から⑦に掲げる特約条項等が付帯された保険契約について適用します。
- 施設所有管理者特約条項
 - 昇降機特約条項
 - 請負業者特約条項
 - 生産物特約条項
 - 受託者特約条項
 - 自動車管理者特約条項
 - ①から⑥のほか、事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項等（注1）
- (2) この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。
- (注1) 事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項等
個人関係等特約条項等（注2）を除きます。
- (注2) 個人関係等特約条項等
次のアからノに掲げる特約条項および追加条項をいいます。
- ゴルフ特約
 - 個人特約
 - ハンター特約
 - 旅館宿泊者特約条項
 - 傷害担保追加条項（旅館宿泊者特約条項用）
 - スポーツ特約
 - P T A管理者特約条項
 - テニス特約
 - 塾生徒特約条項
 - 第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払追加条項（塾生徒特約条項用）
 - 傷害担保追加条項（塾生徒特約条項用）
 - スキー・スケート特約
 - 自治会活動特約条項
 - 第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払追加条項（自治会活動特約条項用）
 - 遊漁船利用者特約条項
 - 商店会総合特約条項

- P T A特約条項
- スキー場入場者特約条項
- クレジットカード用ゴルフ保険特約
- 医師特約条項
- 医療施設特約条項
- 傷害見舞費用担保追加条項（医療施設特約条項用）
- 傷害担保追加条項（医療施設特約条項用）
- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保追加条項（医療施設特約条項・傷害担保追加条項用）
- サービス・ステーション傷害担保特約条項

第3条（保険金を支払わない場合—原子力危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質（注1）または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物（注2）の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（注3）の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

- (注1) 核燃料物質
使用済核燃料を含みます。
- (注2) 汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注3) 医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ
ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—石綿危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

- 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

第5条（保険金を支払わない場合—汚染危険）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- 汚染物質の排出等に起因する賠償責任。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
 - 公共水域への石油物質の排出等に起因する賠償責任。なお、この賠償責任には、次のアまたはイに起因する賠償責任を含みます。
ア、水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
イ、水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。
- 汚染物質の排出等が発生した場合（注）において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくはは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
 - 公共水域への石油物質の排出等が発生した場合（注）において、その石油物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくはは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用
(注) 排出等が発生した場合
そのおそれのある場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—専門職業危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特約条項に、これと異なる規定がある場合を除きます。

- 被保険者または被保険者の業務の補助者（注）が行う次のアからエに掲げる仕事に起因する賠償責任
ア、医療行為
イ、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
ウ、法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にきょうり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売もしくは授与またはこれらの指示
エ、身体美容または整形。ただし、理容師法（昭和22年法律第234号）に規定する理容または美容師法（昭和32年法律第163号）に規定する美容を除きます。
- 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類いの者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
(注) 被保険者の業務の補助者
被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第7条（1事故の定義）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当会社は、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなし、最初の事故が発生した時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を適用します。
- (2) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に、(1)と異なる規定がある場合は、当会社

は、(1)の規定を適用しません。
第8条（被保険者相互間の関係）

- (1) 当社は、この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、被保険者相互を他人とみなすに適用するものとします。
- (2) この保険契約が、次の①から③のすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約の加入者（注）ごとに、(1)の規定を適用するものとします。
- ① 当会社の定める団体の基準に該当すること。
 - ② 団体の代表者が保険契約者であること。
 - ③ 団体の構成員が記名被保険者であること。
- 1 保険証券で契約された保険契約であること。
- (3) (2)の場合においては、団体契約の加入者（注）ごとに、保険証券に記載された1事故保険金額および総保険金額の規定を適用するものとします。
- (4) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。
- (注) 団体契約の加入者
その団体の構成員として保険契約申込書等に明記された者をいいます。

第9条（供託金の貸付け等）

- (1) 上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分の取消しのために、被保険者が担保として金銭を供託する場合は、当社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されたと同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当会社が1回の事故について既に保険金を支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。
- (2) (1)の規定により当会社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のためにその供託金（注1）の取戻請求権の上に質権を設定しなければなりません。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定は、その貸付金（注2）を既に支払った同条(1)①の金額とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金（注1）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注1）の限度で、(1)の貸付金（注2）が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額として支払われたものとみなします。
- (注1) 供託金
利息を含みます。
- (注2) 貸付金
利息を含みます。

第10条（短期契約または長期契約の取扱い）

- (1) この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(1)の「保険料の返還または請求」の欄に規定するイ(ア)および(イ)の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。
- 「ア 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\text{返還保険料} = \left(\begin{array}{cc} \text{変更前の} & \text{変更後の} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注3）}} \right)$$

「イ 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\text{追加保険料} = \left(\begin{array}{cc} \text{変更後の} & \text{変更前の} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \frac{\text{未経過月数（注4）}}{\text{保険期間月数（注3）}}$$

(注2) 既経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注3) 保険期間月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注4) 未経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

- (2) この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）③ならびに普通約款第14条（保険料の返還－契約解除の場合）①および②の保険料の返還の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。
- 「アの算式により算出した額を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注1）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$$

(注1) 既経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注2) 保険期間月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

第11条（告知義務規定の読み替え）

- (1) この保険契約の記名被保険者が個人の場合（注1）は、普通約款第7条（告知義務）(1)、(2)および③③の規定中「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。
- (2) (1)において読み替える「告知事項」とは、危険（注2）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (注1) 記名被保険者が個人の場合
記名被保険者が複数の場合において、記名被保険者に個人以外の者が含まれるときを除きます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第12条（通知義務規定の読み替え）

前条の規定が適用される場合は、普通約款第8条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項（注1）に変更を生じさせる事実（注2）が発生した場合は、保険契約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実（注2）がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実（注2）の発生によって危険増加（注3）が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加（注3）が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加（注3）が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加（注3）をもたらしした事由に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- (注1) 告知事項
危険（注4）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (注2) 告知事項に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
- (注3) 危険増加
告知事項（注1）についての危険（注4）が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険（注4）を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (注4) 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第13条（費用保険金の保険金請求権の発生時期）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任の限度）(1)②から⑥に掲げる費用のほか、この追加条項が付帯される保険契約に付帯された他の特約条項および追加条項において、支払うことが規定されている費用に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 普通約款第10条（保険金請求の手続）(5)の規定にかかわらず、(1)の保険金の当会社に対する保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、効力によって消滅します。

第14条（読替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
「売上高」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「使用人」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「賃金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
「入場者」の用語の定義	被保険者の使用人	記名被保険者の役員および使用人
「領収金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
第4条（保険金を支払わない場合）①	保険契約者または被保険者の故意	保険契約者または被保険者の故意。 ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
第4条（保険金を支払わない場合）⑤	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。（ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。）
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の使用人	記名被保険者および記名被保険者の使用人等
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の業務	記名被保険者の業務
第7条（告知義務）	被保険者	記名被保険者
第8条（通知義務）	被保険者	記名被保険者
第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）	被保険者	記名被保険者
第11条（保険料の精算）	被保険者	記名被保険者

第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）

普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③に掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 所有財物
記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。
- ② 受託財物
次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。
 - ア. 借用財物
記名被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
 - イ. 支給財物
次の①および②に掲げる財物をいいます。
 - ① 作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注1）に使用されたものを含みます。
 - ② 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
 - ウ. 販売・保管・運送受託物
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
- エ. 作業受託物
作業（注1）のために記名被保険者の所有または管理する施設内（注2）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
- ③ 作業対象物
受託財物以外の作業（注1）の対象物をいいます。
 - （注1） 作業
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
 - （注2） 施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第16条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・賠償責任）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第17条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・費用、損失その他の保険金）

当社は、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従って保険金の支払対象となる損害等（注）について、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因して生じた損害等（注）に対しては、保険金を支払いません。

- （注） 損害等
医療費用、見舞費用、営業が停止または阻害されたことによる損失等、その名称および種類を問わず、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等をいいます。

第18条（サイバーリスクの一部担保）

当社は、サイバーインシデントのうち、第1条（用語の定義－五十音順）で規定するサイバーインシデントの定義②による損害（注）に対しては、前二条の規定を適用せず、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従って保険金を支払います。

- （注） 損害
法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等を含みます。

第19条（保険金を支払わない場合－P.F.A.S危険）

- （1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、P.F.A.Sに起因して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。
- （2）当社は、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定に従って保険金の支払対象となる損害等（注）について、直接であると間接であるとを問わず、P.F.A.Sに起因して生じる損害等（注）に対しては、保険金を支払いません。
- （3）当社は、直接であると間接であるとを問わず、P.F.A.Sの調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱着、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。
 - （注） 損害等
医療費用、見舞費用、営業が停止または阻害されたことによる損失等、その名称および種類を問わず、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等をいいます。

第2章 施設所有管理者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- （1）本章は、この保険契約に施設所有管理者特約条項が付帯されている場合に、施設所有管理者特約条項について適用されます。
- （2）本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および施設所有管理者特約条項の規定を適用します。

第2条（展示自動車の取扱い）

施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の自動車には、販売、リース等を目的として展示を行っている自動車を含みます。ただし、その自動車が運行されている場合を除きます。

第3条（確定精算の省略）

- （1）施設所有管理者特約条項第1条（事故）の仕事が、行事等（注1）である場合は、普通約款の用語の定義において定める入場者の規定にかかわらず、入場者を、保険期間中に有料または無料を問わず行事等（注1）に参加する予定入場者（注2）とすることができま。
- （2）（1）の規定により保険料を予定入場者（注2）に対する割合によって定める場合は、保険契約申込書に定める保険料区分は確定保険料とします。
- （3）（1）および（2）の規定による場合は、当社は、普通約款第11条（保険料の精算）（1）および（3）ならびに第15条（失効・解除の特例）の規定を適用しません。
- （4）この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に（1）から（3）と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。
 - （注1） 行事等
行事、催し、娯楽等をいいます。
 - （注2） 予定入場者
保険期間中に有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場する予定人員または実績、事業計画等に基づき定める人員をいいます。ただし、記名被保険者の役員および使用人ならびにこれらの者と世帯を同じくする親族を除きます。

第4条（ベビーシッター業務またはホームヘルパー業務に関わる例外規定）

第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）②および③ならびに施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、当社は、記名被保険者の業務が介護サービス、ベビーシッターまたはホームヘルパーの場合にかぎり、被保険者が派遣先で借用し、または使用する家財もしくは家屋については、第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）②もしくは③または施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）③に規定する財物とはみなしません。

第5条（昇降機の範囲）

施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の「昇降機」とは、施設所有管理者特約条項第1条（事故）で規定する施設に存在する昇降機をいいます。

第6条（レジオネラ感染症に関する特例）

当社は、施設所有管理者特約条項第1条（事故）に規定する事故により、他人にレジオネラ感染症が発症したことに起因する賠償責任については、その発症の時期を問わず、施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑤に規定する「仕事の結果に起因する賠償責任」とはみなしません。

第7条（イベント会場設営工事に関する特例）

当社は、記名被保険者の業務がイベントの開催、運営等である場合において、そのイベントに関わる施設の設営および撤去に起因する賠償責任については、施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①の規定を適用しません。

第3章 昇降機特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- （1）本章は、この保険契約に昇降機特約条項が付帯されている場合に、昇降機特約条項について適用されます。
- （2）本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および昇降機特約条項の規定を適用します。

第2条（責任限度）

当会社が昇降機特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）（1）①の損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券記載の昇降機の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第4章 請負業者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- （1）本章は、この保険契約に請負業者特約条項が付帯されている場合に、請負業者特約条項について適用されます。
- （2）本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および請負業者特約条項の規定を適用します。

第2条（共同企業体の取扱い）

請負業者特約条項第1条（事故）に規定する仕事が記名被保険者が構成員となる分担施工方式の共同企業体が行う工事である場合は、当社は、記名被保険者が分担して施工した箇所において発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対してのみ、保険金を支払います。

第3条（工事場内建設用工作車の取扱い）

- （1）工事場（注1）内および施設（注2）内における建設用工作車は、請負業者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）③の自動車とみなしません。
- （2）普通約款第20条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自賠責保険（注3）の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約（注4）を締結しているときは、当会社は、その損害の額がその自賠責保険（注3）および自動車保険契約（注4）により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。
- （3）当会社は、自賠責保険（注3）および自動車保険契約（注4）により支払われるべき金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）（3）の規定を適用します。
 - （注1） 工事場
記名被保険者または記名被保険者の下請負人が、請負業者特約条項第1条（事故）に規定する仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。
 - （注2） 施設

- 請負業者特約条項第1条（事故）に規定する保険証券記載の施設をいいます。
- (注3) 自賠責保険
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。
- (注4) 自動車保険契約
自動車に付保される賠償責任保険のうち、自賠責保険（注3）以外の保険契約をいい、共済を含みます。

第5章 生産物特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に生産物特約条項が付帯されている場合に、生産物特約条項について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および生産物特約条項の規定を適用します。

第2条（保険金を支払わない場合－不良完成品損害）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、完成品（注）に発生した財物の損壊について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の注書きに規定する仕事とは、生産物特約条項の用語の定義に規定する仕事のうち、財物の製造または販売過程における設計、加工、組立、表示等の仕事にかぎります。
- (3) 当会社は、完成品（注）に発生した財物の損壊に起因して、完成品（注）以外の財物に発生した財物の損壊および身体の障害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (4) 次の①から⑥に掲げる追加条項が付帯された保険契約に対しては、当会社は、(1)の規定を適用しません。
- ① 商賠緊密追加条項
 - ② 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項
 - ③ シルバー人材センター追加条項
 - ④ コンタミネーションリスク担保追加条項
 - ⑤ ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項用）
 - (注) 完成品

生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物および生産物特約条項第1条（事故）②に規定する仕事の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物で、その生産物または仕事の結果と構造上または機能上一体とみなされる他の財物をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－不良製造品・加工品損害）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が製造機械等（注1）である場合において、製造品・加工品（注4）に発生した損壊等（注5）について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 次の①から⑥に掲げる追加条項を付帯する保険契約に対しては、当会社は、(1)の規定を適用しません。
- ① 商賠緊密追加条項
 - ② 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項
 - ③ シルバー人材センター追加条項
 - ④ コンタミネーションリスク担保追加条項
 - ⑤ ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項用）
 - (注1) 製造機械等
製造機械（注2）または製造機械（注2）の制御装置（注3）をいいます。
 - (注2) 製造機械
他の財物を製造、生産または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。
 - (注3) 制御装置
製造機械（注2）を目的の状態とするために操作または調整を行うものをいい、制御機械、制御装置その他これらに類似のものを含みます。
 - (注4) 製造品・加工品
製造機械等（注1）により製造または加工される財物をいいます。
 - (注5) 損壊等
製造品・加工品（注4）の財物の損壊および色、形状、性能、効能等が本来意図したものと違うことをいいます。

第4条（医薬品等の取扱い）

- (1) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等である場合にかぎり、当会社は、生産物特約条項第1条（事故）①に規定する事故が発生したときにおいて、その事故の発生時点を客観的に把握することができるときは、被害者が被保険者に対する損害賠償請求の事由とした症状について最初に医師の診断を受けた時をもって、事故が発生したものとみなします。
- (2) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）が付帯されている場合にかぎり、当会社は、被保険者が医薬品機構（注）から損害賠償請求を受けた場合は、被害者が医薬品機構（注）に対して給付金の請求を行ったことをもって被保険者に対する損害賠償請求が提起されたものとみなします。なお、被害者が医薬品機構（注）に給付金を請求し、かつ、被保険者に対して損害賠償請求を提起した場合は、これらのいずれか早い請求の時に被保険者に対する損害賠償請求が提起された時とみなします。
- (注) 医薬品機構
独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－医薬品等）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。
- ① 医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するものに起因

- する賠償責任
- ② 人体薬であると動物薬であるを問わず、妊娠関係薬（注1）、妊娠促進剤またはこれらと同一の機能を主たる目的とする医薬品等（注）に起因する賠償責任
 - ③ D E S（ジエチルスチルベストロール系製剤）に起因する賠償責任
 - ④ クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害に起因する賠償責任
 - ⑤ アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害に起因する賠償責任
 - ⑥ 筋肉注射によるとする筋拘縮症に起因する賠償責任
 - ⑦ キノホルムによるとするスモンに起因する賠償責任
 - ⑧ 経口血糖降下剤によるとする低血糖障害に起因する賠償責任
 - ⑨ 後天性免疫不全症候群（A I D S）に起因するすべての身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑩ リトリプトファンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑪ トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑫ 体内移植用シリコンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑬ 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくはは疾病に起因する賠償責任
- (2) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）が付帯されている場合にかぎり、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する適応日において、既に他の医薬品等の製造または販売会社を相手として製造物責任訴訟が提起されているものと同一の事由による損害賠償請求
 - ② 損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する適応日において、被保険者が、損害賠償請求が提起されるおそれのある身体の障害が発生していたことを知っていた場合（注2）におけるその身体の障害と同一原因の身体の障害
- (注1) 妊娠関係薬
終口避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤等をいいます。
- (注2) 損害賠償請求が提起されるおそれのある身体の障害が発生していたことを知っていた場合
知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－効能不発揮損害）

- (1) 本条は、生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が次の①から③のいずれかに該当する場合に適用されます。
- ① 医薬品等
 - ② 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に規定する農薬
 - ③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する食品
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物がその意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。

第6章 受託者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に受託者特約条項が付帯されている場合に、受託者特約条項について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および受託者特約条項の規定を適用します。
- 第2条（受託物の範囲）**
受託者特約条項の用語の定義に規定する受託物には、次の①から④に掲げるものを含みます。
- ① 土地（注1）
 - ② 建物（注2）
 - ③ 動物、植物等の生物
 - ④ 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物
- (注1) 土地
地盤および土木構造物を含みます。
- (注2) 建物
賃貸借契約により記名被保険者が賃借している施設を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合－修理加工危険）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 修理もしくは加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ② 修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壊（注1）に起因する賠償責任
- (注1) 受託物の損壊
技術の拙劣（注2）による仕上げ不良を含みます。
- (注2) 技術の拙劣
被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－冷凍・冷蔵危険）

- 冷凍・冷蔵倉庫（注1）内で保管される、または搬出作業もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に冷凍・冷蔵倉庫（注1）外で保管される受託物について、当会社は、次の①または②に掲げる受託物の損壊等（注2）に起因して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、冷凍・冷蔵倉庫（注1）において火災または爆発もしくは破裂（注3）が発生した場合を除きます。
- ① 冷凍・冷蔵装置（注4）の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊等（注2）
 - ② 冷凍・冷蔵装置（注4）からの冷媒等の漏出、いっ出、漏えい等に起因する受託物の損壊等（注2）

- (注1) 冷凍・冷蔵倉庫
財物を低温で保管する施設、容器等をいいます。
- (注2) 損壊等
財物の損壊および腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似的事由をいいます。
- (注3) 爆発もしくは破裂
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (注4) 冷凍・冷蔵装置
付属装置を含みます。

第5条（被害受託物に関する特則）

- (1) 本条項は、受託者特約条項の用語の定義に規定する受託物に鍵（注1）が含まれている場合に適用します。
- (2) 鍵（注1）もしくはその鍵（注1）により開錠することができる錠前が損壊し、または盗取もしくは詐取されたこと（注2）により、受託者特約条項第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき保険金を支払う場合においては、鍵（注1）およびその鍵（注1）により開錠することができる錠前のいずれも受託者特約条項第3条（責任限度額）(1)に規定する「被害を受けた受託物」に含まれるものとします。
- (注1) 鍵
カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。
- (注2) 盗取もしくは詐取されたこと
この保険契約に紛失危険担保追加条項（受託者特約条項用）が付帯されている場合は、紛失したことを含みます。

特 約 条 項 ー各特約共通ー

この契約に適用する特約条項・追加条項は下記特約条項および追加条項のうち保険証券上または付属別紙に表示されたものです。
(但し、証券上表示がなく自動付帯される追加条項に関しては、目次をご確認ください。)

保険料分割払特約条項（一般用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提供している金融機関等をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	口座振替の方法で払い込む場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、契約締結の際に指定した期日をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければならないとします。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の払込方法に関する特則）

- (1) 保険契約者は、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければならないとします。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければならないとします。

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みをとり、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対しての口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失があったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌2月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日までに払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだとみなし、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一括で払い込まなければならないとします。
- (2) 当会社は、保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた日より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- (4) 保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当会社は、追加保険料の領収明細に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

- (注) 追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

第8条（分割保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア、①アによる解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ、①イによる解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第9条（保険料の取扱い）

次の①から⑤のいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事 由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ、保険料がア以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

- (注1) 解除

⑤の場合を除きます。

- (注2) 失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料

解除（注1）の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

- (注3) 未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

保険料分割払特約条項（大口用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提供している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。

分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。
-------	----------------------------

第1条（保険料の払込み）

- 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う月の最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、同条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提督金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月に応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第4条（追加保険料の分割払）

当社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当社の定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当社が保険料の請求を行った日以降到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第5条（分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

- 当社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料等（注1）を遅滞なく払い込まなければなりません。
- 当社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料等（注1）の払込みを怠った場合（注2）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料等（注1）を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料等（注1）の払込みを怠った場合（注2）は、当社は、追加保険料等（注1）の領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

(注1) 追加保険料等

第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料の全額または第1回分割追加保険料をいいます。

(注2) 払込みを怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりです。

第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

- 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア、①アによる解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ、①イによる解除の場合は、次回払込期日

- 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑤のいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事 由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第8条（通知義務）(1)の通知に基づき、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア、保険料が、賃金、入場者、徴収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ、保険料がア以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 解除

⑤の場合を除きます。

(注2) 失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料

解除（注1）の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

(注3) 未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う月の最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第1条（クレジットカードによる保険料支払）

- 保険契約者は、クレジットカードにより、この保険契約の保険料（注）を支払うこととします。
- (1)という保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎりです。

(注) この保険契約の保険料

異動時の追加保険料を含みます。

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- 保険契約者から この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる払込みの申出があった場合は、当社は、カード会社へのクレジットカードの有効性および利用限度額

内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料の領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は①の規定は適用しません。

① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合、ただし、保険契約者が会員規約等に依りクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) 保険料の払込みを承認した時

保険証券記載の保険期間の開始前日承認した場合は保険期間の開始した時とします。

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 当社は、前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に依り、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約条項が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

(4) (3)の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に依りクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

共同保険に関する特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
幹事保険会社	保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

幹事保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返払い
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生に通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務には業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

初回保険料の口座振替に関する特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。

初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約条項が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提供している金融機関等をいいます。

第1条（特約条項の適用）

- (1) この特約条項は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約条項は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当社の口座に振り替えることによって行ふものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まねばなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」とあるのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約条項の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まねばなりません。

第4条（解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（自動継続契約への不適用）

この特約条項が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約条項の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

日付データ処理等に関する不担保追加条項

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ ラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同様であるとを問わず、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する事由に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、それらの事由が実際にあったと認められる場合にすぎず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して賠償請求がされた場合の損害についても、保険金を支払わないものとします。

- ① 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに関連するコンピュータシステムの作動不能、誤作動もしくは不具合またはこれらのおそれが生じたこと
- ② 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、①に掲げる事由（注1）に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他の行為

- 他これらに類する業務、または①に掲げる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータシステムの停止または中断（注2）
- （注1） ①に掲げる事由
潜在的なものであると現実的に生じているものであると問いません。
- （注2） コンピュータシステムの停止または中断
コンピュータシステムを使用して行う業務の停止または中断を含みます。

第2条（賠償責任保険追加条項との調整条項）

当会社は、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第18条（サイバーリスクの一部担保）の規定にかかわらず、前条の規定を適用します。

第3条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

保険料の確定に関する追加条項（賠償責任保険用）

第1条（保険料算出の基礎）

（1）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の定義にある「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」の規定にかかわらず、この保険契約において「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」とは、それぞれ次の①から④のものをいいます。

- ① 賃金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務に従事する記名被保険者の被用者に対して、労働の対価として記名被保険者が支払った金額の総額をいい、その名称を問いません。
 - ② 入場者
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場した総人員をいいます。ただし、記名被保険者の役員および使用人ならびにこれらの者と世帯を同じくする親族を除きます。
 - ③ 領収金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が領収した税込金額の総額をいい、その名称を問いません。
 - ④ 売上高
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が販売した商品の税込対価の総額をいいます。
- （2）当会社は、この保険契約の保険料が①③から④に掲げるもの以外の金額、人数等に対する割合によって定められる場合は、保険料を定めるために①に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）におけるその金額、人数等を用います。

第2条（確定算定の省略）

当会社は、普通約款第11条（保険料の精算）①および③ならびに第15条（失効・解除の特例）の規定を適用しません。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

保険料算出基礎に関する追加条項（会計年度基準） （賠償責任保険用）

第1条（保険料算出の基礎）

（1）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の定義にある「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」の規定にかかわらず、この保険契約において「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」とは、それぞれ次の①から④のものをいいます。

- ① 賃金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注1）の翌会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務に従事する記名被保険者の被用者に対して、労働の対価として記名被保険者が支払った金額の総額をいい、その名称を問いません。
 - ② 入場者
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注1）の翌会計年度（1年間）において、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場した総人員をいいます。ただし、記名被保険者の役員および使用人ならびにこれらの者と世帯を同じくする親族を除きます。
 - ③ 領収金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注1）の翌会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が領収した税込金額の総額をいい、その名称を問いません。
 - ④ 売上高
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注1）の翌会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が販売した商品の税込対価の総額をいいます。
- （2）当会社は、この保険契約の保険料が①③から④に掲げるもの以外の金額、人数等に対する割合によって定められる場合は、保険料を定めるために①に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注1）の翌会計年度（1年間）におけるその金額、人数等を用います。
- （注1） 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度
この保険契約に前契約（注2）がある場合は、前契約（注2）で保険料を確定するために用いた会計年度と読み替えて適用します。ただし、前契約（注2）が失効または解除となった場合を除きます。
- （注2） 前契約
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一であり、保険期間の末日をこの保険契約の保険期間の初日とする保険契約をいいます。ただし、この追加条項が付帯された保険契約にか

ぎります。

第2条（読替規定）

この追加条項により、当会社は、普通約款第11条（保険料の精算）①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「① 賠償契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、賃金、入場者、領収金、売上高等が確定した後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。」

第3条（適用除外一失効・解除）

この保険契約が失効または解除となった場合、当会社は、第1条（保険料算出の基礎）および第2条（読替規定）の規定を適用しません。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

保険料算出基礎に関する追加条項（最近月末基準） （賠償責任保険用）

第1条（保険料算出の基礎）

（1）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の定義にある「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」の規定にかかわらず、この保険契約において「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」とは、それぞれ次の①から④のものをいいます。

- ① 賃金
保険契約締結時に把握可能な最近の末日（注1）の翌日から1年間において、保険証券記載の業務に従事する記名被保険者の被用者に対して、労働の対価として記名被保険者が支払った金額の総額をいい、その名称を問いません。
 - ② 入場者
保険契約締結時に把握可能な最近の末日（注1）の翌日から1年間において、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場した総人員をいいます。ただし、記名被保険者の役員および使用人ならびにこれらの者と世帯を同じくする親族を除きます。
 - ③ 領収金
保険契約締結時に把握可能な最近の末日（注1）の翌日から1年間において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が領収した税込金額の総額をいい、その名称を問いません。
 - ④ 売上高
保険契約締結時に把握可能な最近の末日（注1）の翌日から1年間において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が販売した商品の税込対価の総額をいいます。
- （2）当会社は、この保険契約の保険料が①③から④に掲げるもの以外の金額、人数等に対する割合によって定められる場合は、保険料を定めるために①に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の末日（注1）の翌日から1年間におけるその金額、人数等を用います。
- （注1） 保険契約締結時に把握可能な最近の末日
この保険契約に前契約（注2）がある場合は、前契約（注2）で保険料を確定するために用いた賃金、入場者、領収金、売上高等の集計期間の末日と読み替えて適用します。ただし、前契約（注2）が失効または解除となった場合を除きます。
- （注2） 前契約
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一であり、保険期間の末日をこの保険契約の保険期間の初日とする保険契約をいいます。ただし、この追加条項が付帯された保険契約にか

ぎります。

第2条（読替規定）

この追加条項により、当会社は、普通約款第11条（保険料の精算）①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「① 賠償契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、賃金、入場者、領収金、売上高等が確定した後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。」

第3条（適用除外一失効・解除）

保険契約が失効または解除となった場合、当会社は、第1条（保険料算出の基礎）および第2条（読替規定）の規定を適用しません。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

被害者対応費用担保追加条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①および②に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。

名 称	損害の内容
① 対人見舞費用	事故により他人の身体の障害が発生したことに対する見舞金または見舞品の購入費用
② 対物見舞費用	事故により他人の財物の損壊が発生したことに対する見舞金または見舞品の購入費用

第2条（当会社の支払限度額）

- (1) この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、身体の障害または財物の損壊を被った被害者1名（注）につきそれぞれ2万円を限度とします。ただし、被害者が身体の障害の直接の結果として、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、10万円を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき金額は、1回の事故についておよび保険期間を通じて1,000万円を限度とします。
- (注) 被害者1名
被害者が法人である場合には、1法人とします。

第3条（損害賠償保険金との関係）

被保険者が第1条（当会社の支払責任）①または②に規定する費用を支出し、かつ、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、この追加条項により支払う保険金は、当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)により支払う損害賠償保険金に充当します。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項 （除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)に基づき保険金を支払うべき費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から⑥に掲げる費用を含むものとします。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。
- ① 文書（注1）作成のために要する費用
② 交通費および宿泊費。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
③ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人に対して支払う超過勤務手当。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
④ 事故の再現実験および原因調査に要する費用（注2）
⑤ 増設コピー機の賃借費用
⑥ 臨時雇入費用
- (2) 当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から⑥に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。
- ① 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用（注3）
② 事故の原因および状況の調査に要する費用
③ 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用（注4）
④ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人を事故現場に派遣するために要する人件費（注5）、交通費、宿泊費等の費用
⑤ 通信費用
(注1) 文書
相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりです。
(注2) 再現実験および原因調査に要する費用
意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。
(注3) 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用
写真撮影費用を含みます。
(注4) 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用
残存物の廃棄費用を含みます。
(注5) 人件費
事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。

第2条（当会社の支払限度額）

この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)の規定にかかわらず、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)に基づき保険金を支払うべき費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から⑥に掲げる費用を含むものとします。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。
- ① 文書（注1）作成のために要する費用
② 交通費および宿泊費。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
③ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人に対して支払う超過勤務手当。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
④ 事故の再現実験および原因調査に要する費用（注2）
⑤ 増設コピー機の賃借費用
⑥ 臨時雇入費用
- (2) 当会社は、受託者特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保

険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から⑥に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。

- ① 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用（注3）
② 事故の原因および状況の調査に要する費用
③ 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用（注4）
④ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人を事故現場に派遣するために要する人件費（注5）、交通費、宿泊費等の費用
⑤ 通信費用
(注1) 文書
相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりです。
(注2) 再現実験および原因調査に要する費用
意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。
(注3) 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用
写真撮影費用を含みます。
(注4) 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用
残存物の廃棄費用を含みます。
(注5) 人件費
事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。

第2条（当会社の支払限度額）

この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)の規定にかかわらず、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項（自動車管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)に基づき保険金を支払うべき費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から⑥に掲げる費用を含むものとします。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。
- ① 文書（注1）作成のために要する費用
② 交通費および宿泊費。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
③ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人に対して支払う超過勤務手当。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
④ 事故の再現実験および原因調査に要する費用（注2）
⑤ 増設コピー機の賃借費用
⑥ 臨時雇入費用
- (2) 当会社は、自動車管理者特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から⑥に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。
- ① 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用（注3）
② 事故の原因および状況の調査に要する費用
③ 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用（注4）
④ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人を事故現場に派遣するために要する人件費（注5）、交通費、宿泊費等の費用
⑤ 通信費用
(注1) 文書
相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりです。
(注2) 再現実験および原因調査に要する費用
意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。
(注3) 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用
写真撮影費用を含みます。
(注4) 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用
残存物の廃棄費用を含みます。
(注5) 人件費
事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。

第2条（当会社の支払限度額）

この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)の規定にかかわらず、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

人格権侵害担保追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
人格権侵害	次の①または②のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害
宣伝障害	生産物または仕事の宣伝に関する次の①から③のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 ② 著作権（注）、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の善想または営業の手法の不正な流用 （注） 著作権 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。
被害者	人格権侵害または宣伝障害により被害を受けた個人および組織をいいます。
被保険者	この追加条項における被保険者は、次の①および②に掲げる者とします。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、保険証券記載の被保険者の業務上の行為（以下「行為」といいます。）に起因する人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 保険金の支払額の決定および免責金額の適用にあたり、同一の原因から生じた一連の行為は、発生の時および場所ならびに被害者、損害賠償請求および訴訟の数にかかわらず、そのすべてを1回の行為とみなします。なお、1回の行為については、最初の行為またはその原因が発生した時にすべての行為がなされたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合－人格権侵害および宣伝障害）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ② 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ⑤ 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任
- ⑥ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
（注） 犯罪行為
過失犯を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合－宣伝障害）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、宣伝障害について被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 契約違反に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の善想または営業の手法を不正に流用した場合は、この規定を適用しません。
- ② 宣伝された品質、性能等に適合しないことに起因する賠償責任
- ③ 価格表示の誤りに起因する賠償責任

第4条（保険金の支払限度）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の行為について、1,000万円を限度とします。
- (2) 1人の個人または1つの組織が被った行為による普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1被保険者がつき100万円を限度とし、当会社がこの追加条項より保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、保険期間を通じて、1,000万円（以下「総保険金額」といいます。）を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社が第1条（当会社の支払責任）に規定する損害に対して保険金を支払った場合は、当会社が支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額を控除した残額をもって、その行為の発生日以降の保険期間に対する総保険金額とします。

第5条（読替規定）

- 当会社は、この追加条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「人格権侵害または宣伝障害」と読み替えて適用します。ただし、同第16条（事故の発生）本文については、「人格権侵害もしくは宣伝障害またはその原因となる行為」と読み替えて適用します。

第6条（普通約款等との関係）

- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

- この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
回収生産物等	回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。
回収措置	事故の発生または拡大の防止を目的とする生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部または全部を財物に対する回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。
回収費用	次の①に掲げる費用をいい、②に掲げる費用を除くものとします。 ① 次のアからクに掲げる費用のうち、被保険者が講じる回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用にかぎりです。 ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 イ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用、文書作成費用および封筒代金 ウ. 回収生産物等が可否を確認するための検査および確認費用 エ. 回収生産物等または代替品等の輸送費用 オ. 回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫その他の施設の賃借費用 カ. 回収生産物等の廃棄費用 キ. 回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ク. 回収措置の実施により生じる出張費、宿泊費その他これに類する費用 ② ただし、回収費用には、次のアからクに掲げる損害および費用を含みません。 ア. 他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 イ. 回収生産物等その他の財物の使用が阻害されたことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 ウ. 回収措置のかし、技術の拙劣等により、通常の回収措置に要する費用を超過した部分 エ. 回収措置に関する特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置に要する費用を超過した部分 オ. 回収生産物等の修理、交換、取りこわしまたは解体に要する費用 カ. 代替品等の製造または購入に要する費用 キ. 回収生産物等と引き換えに返還されるその生産物または仕事の目的物の対価 ク. 回収措置の実施で発生した生産物自体または仕事の目的物自体の修理費用
原因事故	特約条項および特約条項に付帯される追加条項に規定する事故をいいます。
仕事	生産物特約条項の用語の定義に規定する仕事をいいます。
使用不能損害	他人の財物が使用できないことによる他人の被害をいい、生産物または仕事の結果の回収費用を除きます。
生産物	生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物をいいます。
物理的損傷	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
特約条項	施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、請負業者特約条項または生産物特約条項のうち、この追加条項が付帯された保険契約の対象として保険証券に記載された特約条項をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、この追加条項により、物理的損傷、盗難または紛失を伴わない他人の財物の使用不能損害のうち、次の①および②に掲げる条件を満たす場合に限り、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- ① 使用不能損害が原因事故により生じたこと。
- ② ①の原因事故が急激かつ偶然に発生したものであること。
- (2) 同一の原因事故から生じたすべての使用不能損害は、その原因事故が発生した時にすべて生じたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥、賠償責任保険追加条項および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）（ただし、特約条項が昇降機特約条項の場合は、第3条とします。）に掲げる賠償責任のほか、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意の履行遅滞または履行不能に起因する賠償責任
- ② 生産物または仕事の結果について、被保険者が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任
- ③ 賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）①から③に掲げる財物の損壊自体の賠償責任

- ④ 生産物または仕事の目的物（注１）の損壊自体の賠償責任（注２）
- (2) (1)②の規定は、被保険者の生産物または仕事の結果が被保険者以外の使用に供された後に、その生産物または仕事の結果に急激かつ偶然に生じた物理的損傷に起因する他の財物の使用不能損害については適用いたしません。
- (注１) 生産物または仕事の目的物
その生産物そのものまたはその仕事の対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。
- (注２) 生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
生産物または仕事の目的物（注１）の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その２）

- 当会社は、直接である間接であるを問わず、次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、当会社は、第1条（当会社の支払責任）に規定する保険金を支払いません。
- ① 賠償責任保険追加条項第5章生産物特約条項に係る条項第2条（保険金を支払わない場合—不良完成品損害）に規定する不良完成品損害に起因する賠償責任
- ② 賠償責任保険追加条項第5章生産物特約条項に係る条項第3条（保険金を支払わない場合—不良製造品・加工品損害）に規定する不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任

第4条（責任の限度）

- (1) 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金額は、原因事故により他人の財物の損壊が生じた場合に適用される特約条項ごとに、次の算式によって得られた額とします。ただし、1回の事故について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とします。

普通約款第2条(1)①の損害賠償金の額 — 原因事故により他人の財物の損壊が生じた場合に適用される特約条項の保険証券に記載された免責金額

- (2) (1)に規定する限度額は、原因事故により財物の損壊が生じた場合に適用される特約条項の保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額に含まれるものとし、かつ、この追加条項に基づき支払われる保険金と、原因事故により財物の損壊が生じた場合に適用される特約条項に基づき支払われる保険金を合算して、保険証券に記載されたその特約条項における財物の損壊に係る1事故保険金額を限度とします。
- (3) (2)の規定が適用される特約条項が生産物特約条項である場合は、当会社は、保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②の損害賠償金額および(1)の金額は、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第5条（免責金額）

- (1) 当会社は、第1条（当会社の支払責任）に規定する損害について保険金を支払う場合は、特約条項に適用される財物の損壊に係る免責金額をこの追加条項により支払う保険金に対して免責金額として適用します。
- (2) この追加条項により支払う保険金のほか、同一の事故について、特約条項により財物の損壊について保険金を支払う場合、特約条項により保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②の損害賠償金とこの追加条項により保険金を支払うべき損害賠償金を合算した額に対して、特約条項に適用される財物の損壊に係る免責金額を適用します。

第6条（読替規定）

- この追加条項においては、普通約款、賠償責任保険追加条項および特約条項の規定を以下のとおり読み替えて適用します。
- ① 「事故」とあるのは「原因事故」
- ② 「財物の損壊」とあるのは「財物の損壊および使用不能損害」

第7条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

第三者医療費用担保追加条項

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
医療費用	健康保険法等の規定により算定した額をいいます。ただし、健康保険法等により保険給付を受けた場合には、その額を差し引いた額とします。
原因事故	次の①および②に掲げる事故をいいます。 ① 特約条項に規定する事故 ② 施設に隣接する道路における事故
健康保険法等	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条（療養の給付に関する費用）第2項の規定または同種の法令をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
工事場	記名被保険者または記名被保険者の下請負人が、請負業者特約条項第1条（事故）に規定する保険証券記載の仕事を実行するにあたり主たる仕事または1仕事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。
施設	保険証券記載の施設もしくは設備をいいます。
葬祭費用	葬儀費用、香典、花代、弔電費用等をいいます。

特約条項	施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、請負業者特約条項または生産物特約条項のうち、この追加条項が付帯された保険契約の対象として保険証券に記載された特約条項をいいます。
被害者	原因事故により身体の障害が発生した者をいい、記名被保険者および記名被保険者の使用人等は含みません。
被保険者	記名被保険者をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

この追加条項により、当会社は、原因事故によって被害者に身体の障害が発生し、その被害者に対して被保険者が医療費用または葬祭費用を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、保険金を支払うのは当会社の同意を得て支払った費用にかぎります。

第2条（損害賠償保険金との関係）

被保険者が第1条（当会社の支払責任）に規定する費用を出し、かつ、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、この追加条項により支払う保険金は、当会社が賠償責任普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①により支払う損害賠償金に充当します。

第3条（保険金を支払わない場合—共通）

- (1) 当会社は、次の①から⑩のいずれかの事由によって生じた損害については、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者（注１）の故意
- ② 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者（注２）の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者（注２）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ⑤ 被害者の心身喪失
- ⑥ 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき身体の障害によるものである場合は、この規定を適用しません。
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）
- ⑧ 核燃料物質（注４）または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物（注５）の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（注６）の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。
- ⑨ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の事故
- ⑩ 汚染物質の排出または公共水域への石油物質の排出。ただし、これらが急激かつ突発的に発生した場合には、当会社は、この規定を適用しません。
- (2) 当会社は、直接である間接であるを問わず、次の①または②に掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性
- (3) 当会社は、直接である間接であるを問わず、次の①または②に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者またはその他被保険者の業務の補助者（注７）が行う次のアからエに掲げる仕事に起因する損害
- ア. 医療行為
- イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
- ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売もしくは授与またはこれらの指示
- エ. 身体美容または整形。ただし、理容師法（昭和22年法律第234号）に規定する理容または美容師法（昭和32年法律第163号）に規定する美容を除きます。
- ② 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する損害
- (4) 当会社は、次の①または②に掲げる身体の障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
- ② 運動競技に参加している者が被った身体の障害
- (注１) 保険契約者または被保険者
これらの者が法人である場合には、その役員とします。
- (注２) 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者
被害者を含みます。
- (注３) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注４) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注５) 汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注６) 医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ
ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
- (注７) 業務の補助者
被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—施設・昇降機危険）

- (1) 本案の規定は、この保険契約に施設所有管理者特約条項または昇降機特約条項が付帯されている場合

- に適用されます。
- (2) 当社は、航空機、昇降機もしくは自動車または施設外における船もしくは車両（注）の所有、使用または管理に起因する事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、貨物の積み込みまたは積み下し作業に起因する損害は除きます。
- (3) この保険契約に昇降機特約条項が付帯されている場合、当社は、(2)の規定を以下のとおり読替えます。
- 「(2) 当社は、航空機もしくは自動車または施設外における船もしくは車両（注）の所有、使用または管理に起因する事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、貨物の積み込みまたは積み下し作業に起因する損害は除きます。
- (注) 車両
- 自動車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。」

第5条（保険金を支払わない場合―請負業務危険）

- (1) 本条の規定は、この保険契約に請負業者特約条項が付帯されている場合に適用されます。
- (2) 当社は、次の①または②に掲げる事故によって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 航空機または自動車の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次のアまたはイに掲げる損害については、この規定を適用しません。
- ア、貨物の積み込みまたは積み下し作業に起因する損害
- イ、工事場内にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害
- ② じんあいはしくは騒音に起因する事故

第6条（保険金を支払わない場合―生産物危険）

- (1) 本条の規定は、この保険契約に生産物特約条項が付帯されている場合に適用されます。
- (2) 当社は、記名被保険者の故障または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、次の①から④に掲げる生産物が、その意図された機能を発揮しなかったことによる身体の障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、生産物の機能とは直接関わりのない事故により発生した身体の障害については、この規定を適用しません。
- ① 医薬品等
- ② 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に規定する農薬
- ③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する食品
- ④ 化粧品

第7条（当会社が支払う保険金の範囲）

- 第1条（当会社の支払責任）の規定により当会社が支払う保険金は、次の①および②のいずれにも該当するものにすぎります。
- ① 被保険者が被害者に対して支払う医療費用または被害者の遺族に対して支払う葬祭費用であること。
- ② 被保険者が事故の日からその日を含めて1年以内に請求を受け付けた医療費用または1年以内に支出した葬祭費用であること。

第8条（保険金の支払限度額）

- 第1条（当会社の支払責任）の規定により当会社が支払うべき保険金の額は、被害者1名について50万円および保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

第9条（保険金請求の手続）

- (1) 被保険者がこの追加条項に基づく保険金の支払を請求する場合は、普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)に規定するもののほか、次の①および②に掲げる書類を提出しなければなりません。ただし、当会社がその書類の提出を求めなかった場合には、提出する必要はありません。
- ① 被保険者が被害者に対して医療費用を支払った事実および支払った金額ならびに請求を受け付けた日を証明する書類
- ② 被保険者が被害者の遺族に対して葬祭費用を支払った事実、支払った日および支払った金額を証明する書類
- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の書類を偽造し、または変造した場合

第10条（普通約款等との関係）

- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

対物超過費用担保追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
財産保険契約等	火災保険、自動車保険、動産総合保険等の財物に生じた損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいい、その名称を問いません。
再調達価額	損壊する前の財物と同一の質、用途、規模、型、能力および構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。
時価	財物の損壊が生じた地および時において、財物の損壊がなければ有したであろう価額をいいます。
事故	特約条項第1条（事故）に規定する事故をいいます。

対物超過費用	損壊した財物の復旧費がその時価を超えると当会社が認める場合において、被害者からの請求に基づき、被保険者がその財物の復旧費について法律上の賠償責任を超えて負担する費用をいい、次の算式により算出された額をいいます。 対物超過費用 ＝ 復旧費 － 損壊した財物の時価
特約条項	この保険契約に付帯される次の①から④までに掲げる特約条項をいいます。 ① 施設所有管理者特約条項 ② 昇降機特約条項 ③ 請負業者特約条項 ④ 生産物特約条項
被害者	損壊した財物について正当な権利を有する者をいいます。
復旧費	財物の損壊が生じた地および時において、その損壊した財物を事故発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費用をいい、次の①または②の場合は再調達価額とします。 ① 損壊した財物を修理できない場合において、再築または再取得するとき ② 修理費用が再調達価額を超過する場合

第1条（当会社の支払責任）

当社は、この追加条項により、事故によって生じた他人の財物の損壊について賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任の限度）(1)①に規定する損害賠償金を当会社が支払う場合に、被保険者がその損壊した財物の対物超過費用を当会社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②の損害については、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と他人とに間に特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害。ただし、その約定がなくとも発生する損害を除きます。
- ② 被害者が被保険者の親会社、子会社または関連会社（注）である場合において、被保険者が対物超過費用を負担することによって被る損害
- (注) 親会社、子会社または関連会社
会社法（平成17年法律第66号）の定めに従います。

第3条（責任の限度）

当会社がこの追加条項に基づき支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、損壊した財物の数にかかわらず、財物の損壊を被った被害者1名（注）について50万円、1回の事故について100万円を限度とし、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

保険金の額 ＝ 対物超過費用 × 被保険者の過失割合

- (注) 被害者1名
被害者が法人である場合には、1法人とします。

第4条（財産保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 損壊した財物の財産保険契約等がある場合において、普通約款第20条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当社は、損壊した財物の財産保険契約等がないものとして、前条に基づき、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①および②のいずれも満たす場合には、損壊した財物の財産保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額（注1）と時価額の差額を対物超過費用から差し引いて、前条に基づき、保険金を支払います。
- ① 損壊した財物の財産保険契約等によってこの追加条項に優先して保険金または共済金が支払われる場合（注2）
- ② 損壊した財物の財産保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額（注1）が損壊した財物の時価額を超えるとき
- (注1) 損壊した財物の財産保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
損壊した財物の修理費用以外の費用に対して支払われる額を含みません。また、復旧費について被害者以外の者が負担すべき金額がこの額から差し引かれて算出されている場合は、差し引かれのないものとして算出された額とします。
- (注2) 保険金または共済金が支払われる場合
既に保険金または共済金が支払われている場合を含みます。

第5条（保険金請求の手続）

- 被保険者がこの追加条項に基づく保険金の支払を請求する場合は、普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)に規定するもののほか、次の①および②の書類を提出しなければなりません。ただし、当会社がその書類の提出を求めなかった場合には、提出する必要はありません。
- ① 対物超過費用に関する示談書または請求書等、対物超過費用の発生を証明する書類
- ② 対物超過費用に関する領収書等、対物超過費用の支払を証明する書類

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

対物超過費用担保追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
財産保険契約等	火災保険、自動車保険、動産総合保険等の財物に生じた損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいい、その名称を問いません。
再調達価額	事故が発生する前の受託物と同一の質、用途、規模、型、能力および構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。
時価	事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。
事故	特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故をいいます。
対物超過費用	被害受託物の復旧費がその時価を超えるとき当会社が認める場合において、被害者からの請求に基づき、被保険者がその被害受託物の復旧費について法律上の賠償責任を超えて負担する費用をいい、次の算式により算出された額をいいます。 対物超過費用 ＝ 復旧費 － 被害受託物の時価
特約条項	受託者特約条項をいいます。
被害者	被害受託物について正当な権利を有する者をいいます。
被害受託物	事故により被害を受けた受託物をいいます。
復旧費	事故の生じた地および時において、その被害受託物を事故発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費用をいい、次の①または②の場合は再調達価額とします。 ① 被害受託物を修理できない場合において、再築または再取得するとき ② 修理費用が再調達価額を超過する場合

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この追加条項により、事故によって、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任の限度）(1)(①および特約条項第3条（責任限度額）に規定する損害賠償金を当会社が支払う場合において、被保険者がその被害受託物の対物超過費用を当会社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②の損害については、保険金を支払いません。
① 被保険者と他人とに間に特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害。ただし、その約定がなくとも発生する損害を除きます。
② 被害者が被保険者の親会社、子会社または関連会社（注）である場合において、被保険者が対物超過費用を負担することによって被る損害
(注) 親会社、子会社または関連会社
会社法（平成17年法律第86号）の定めに従います。

第3条（責任の限度）

当会社がこの追加条項に基づき支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、被害受託物の数にかかわらず、事故の被害者1名（注）について50万円、1回の事故について100万円を限度とし、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

保険金の額 ＝ 対物超過費用 × 被保険者の過失割合

(注) 被害者1名
被害者が法人である場合には、1法人とします。

第4条（財産保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 被害受託物の財産保険契約等がある場合において、普通約款第20条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社は、被害受託物の財産保険契約等がないものとして、前条に基づき、保険金を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、次の①および②のいずれも満たす場合には、被害受託物の財産保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額（注1）と時価額の差額を対物超過費用から差し引いて、前条に基づき、保険金を支払います。
① 被害受託物の財産保険契約等によってこの追加条項に優先して保険金または共済金が支払われる場合（注2）
② 被害受託物の財産保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額（注1）が損壊した財物の時価額を超えるとき
(注1) 被害受託物の財産保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
被害受託物の修理費用以外の費用に対して支払われる額を含みません。また、復旧費について被害者以外の者が負担すべき金額がこの額から差し引かれて算出されている場合は、差し引かれぬものとして算出された額とします。
(注2) 保険金または共済金が支払われる場合
既に保険金または共済金が支払われている場合を含みます。

第5条（保険金請求の手続）

被保険者がこの追加条項に基づく保険金の支払を請求する場合は、普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)に規定するもののほか、次の①および②の書類を提出しなければなりません。ただし、当会社がその書類の提出を求めなかった場合には、提出する必要はありません。
① 対物超過費用に関する示談書または請求書等、対物超過費用の発生を証明する書類
② 対物超過費用に関する領収書等、対物超過費用の支払を証明する書類

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付する他の追加条項の規定を適用します。

風災等対応費用担保追加条項

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
工事の目的物	請負業者特約条項第1条（事故）に規定する仕事の目的物をいい、それに付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物および工事用仮設物を含みます。
事故	風災または落雷により発生する被保険者施設の損壊、飛散、倒壊等を直接の原因として生じる他人の財物（注）の損壊をいいます。 (注) 他人の財物 被保険者施設の施設内および被保険者施設が所在する敷地内にある財物は含みません。
被害者	事故による被害を受けた者をいい、被保険者は含みません。
被保険者施設	被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設または設備をいい、工事の目的物を含みます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災をいい、洪水、高潮を除きます。
風災等対応費用	事故の解決のために被害者に対して臨時に支出する費用をいい、次の①から③までに掲げる費用を含みます。ただし、事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。 ① 見舞金ならびに見舞品（注）の購入費用および発送費用 ② 被保険者以外の第三者が被害者に対して支出する費用のうち、被保険者が第三者から請求された費用 ③ 被害者からの指示、委託等により事故の対応をした第三者に対して、被害者の同意に基づき被保険者から直接支払う費用 (注) 見舞品 有体物に限ります。

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、保険期間中に事故が発生した場合において、被保険者が事故発生の日からその日を含めて180日以内に風災等対応費用を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。
(2) (1)に規定する180日以内に風災等対応費用の支出が完了しないことが明らかになった場合は、その期間内に被保険者は支出時期、金額、被害者その他の当会社が必要とする情報を当会社に通知し、期間の延長を申し出ることができます。この場合において、当会社が承認するときは、(1)に規定する180日を事故発生の日からその日を含めて1年が経過する日まで延長します。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩までのいずれかの事由に起因して発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
② 保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（注1）または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
④ 地震、噴火、洪水、高潮または津波
⑤ 排水または排水（注2）
⑥ 核燃料物質（注3）または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物（注4）の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイストープ（注5）の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。
⑦ 次のアまたはイに掲げる事由
ア、石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
イ、石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性
⑧ 汚染物質の排出等。ただし、⑥の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
⑨ 公共水域への石油物質の排出等
⑩ 被保険者施設の火災、破壊または爆発（注6）
(注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大事態と認められる状態をいいます。
(注2) 排水
煙または蒸気を含みます。
(注3) 核燃料物質
使用済核燃料を含みます。
(注4) 汚染された物
原子炉核分裂生成物を含みます。
(注5) 医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイストープ
ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
(注6) 破壊または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条（当会社の支払限度額）

- (1) この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、被害者1名（注1）について被害を受けた財物の数にかかわらず20万円、1回の事故について100万円を限度とします。
- (2) (1)に規定する限度額には、見舞品（注2）の発送費用を含みません。ただし、被保険者が製造または販売する製品を見舞品（注2）とする場合は、被害者1名（注1）について、発送費用を含めた20万円または見舞品の製造もしくは仕入の原価相当額のいずれか低い額を限度とします。
- (3) (1)に規定する「1回の事故」とは、被害者の数にかかわらず、同一の風災または落雷により生じた一連の事故をいいます。ただし、異なる被保険者施設（注3）によって生じた事故は、別の事故とみなします。
- (4) (1)から(3)までの規定にないながら、この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。
- （注1） 被害者1名
被害者が法人である場合には、1法人とします。
- （注2） 見舞品
有物に限ります。
- （注3） 異なる被保険者施設
同一の施設または設備において、損壊、飛散、倒壊等の箇所が異なる場合は同一の被保険者施設とします。

第4条（損害賠償保険金との関係）

被保険者が第1条（当会社の支払責任）に規定する費用を支出し、かつ、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、この追加条項により支払う保険金は、当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①により支払う損害賠償保険金に充当します。

第5条（他の費用保険金との関係）

- (1) 普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社は、他の保険契約等およびこの保険契約に付帯する他の追加条項より支払うべき費用に相当する費用について保険金が支払われる場合、損害の額がそれらの保険金の額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して保険金を支払います。
- (2) (1)の規定に該当する場合、当会社がこの追加条項の規定に基づき支払うべき保険金の額は、他の保険契約等およびこの保険契約に付帯する他の追加条項より支払われるべき保険金の額と合算して、被害者1名（注）あたり20万円を限度とします。
- （注） 被害者1名
被害者が法人である場合には、1法人とします。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

被害拡大防止・復旧支援等費用担保追加条項

（除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
回収措置	回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。
回収費用	事故の発生または拡大の防止を目的とする生産物（注1）、仕事（注2）の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置に要した費用（注3）をいいます。 （注1） 生産物 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物をいいます。 （注2） 仕事 生産物特約条項の用語の定義に規定する仕事をいいます。 （注3） 回収措置に要した費用 被保険者以外の第三者に被保険者が回収措置を委託して支出した費用を含みます。
公的調査関連費用	事故に起因して公的な機関（注）より被保険者に対して調査が開始される場合または公的な機関に対して被保険者が自主的に事故に関連した報告、手続き等をする場合、その対応のために要する次の①から④までに掲げる費用をいいます。 ① 文書の作成および公的な機関（注）への報告にかかる費用 ② 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 ③ 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 ④ 事故に関連する情報、資料等の翻訳にかかる費用 （注） 公的な機関 監督当局、司法当局、政府機関、公的な業界団体その他法律により記名被保険者の業務について規制手続きを行う権限を与えられている機関をいい、日本国外に所在する同種の機関を含みます。

コールセンター・対策本部関連費用	事故の対応のために被保険者が設置するコールセンターまたは対策本部の開設または運営に要する次の①から⑥までに掲げる費用をいいます。 ① 記名被保険者の使用人等の交通費、宿泊費および超過勤務手当等の人件費 ② コールセンターまたは対策本部で発生する通信費用 ③ 謝罪文の作成、送付等に要する費用 ④ 臨時で使用するコピー機、通信機器、事務用家具、什器備品等の賃借費用 ⑤ 臨時で使用する会議室、施設等の賃借費用 ⑥ ①から⑥までに掲げる費用以外に発生するコールセンターまたは対策本部の維持、運営等の費用
再発防止策関連費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにすることを目的とした次の①から④までに掲げる対応の実施に要する一時的な費用（注）をいいます。 ① 再発防止策の策定および再発防止策の実行、運用等の社内マニュアルの作成 ② 事故の再発防止のための外部機関による認証の取得 ③ 再発防止策に関する使用人向けの教育および研修の実施 ④ ①から③までの対応に関連した第三者からのコンサルティングまたは類似の指導等 （注） 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。
てん補期間	事故の発生した日からその日を含めて1年が経過するまでの期間をいいます。
特約条項	施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、請負業者特約条項または生産物特約条項のうち、この追加条項が付帯された保険契約の対象として保険証券に記載された特約条項をいいます。
被害拡大防止費用	事故により発生する被害の拡大防止および事故の早期収拾を目的とした次の①から⑥までに掲げる費用をいいます。 ① 事故の発生、状況、原因もしくは今後の対応の説明または謝罪のために行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等のために支出した費用 ② コールセンター・対策本部関連費用 ③ 臨時雇入費用 ④ 事故に関連して、事実に応ずる内容または被保険者の信用を毀損する内容についてのインターネット上で書き込み、投稿等に対応するために要する費用 ⑤ 公的調査関連費用 ⑥ 次のアまたはイのために弁護士へ相談することまたはは有益な第三者からのコンサルティングもしくは類似の指導等を受けることに要する一時的な費用（注）ア、事故による記名被保険者の事業への影響および信用の低下の最小化 イ、①から⑥までに掲げる費用に関連する対応 （注） 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。
復旧支援費用	事故により低下した信額の回復、業績の立て直し等を目的とした次の①から③までに掲げる一時的な費用（注）をいいます。 ① 事態収束の説明、再発防止策の公表、事業再開の告知等のために行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等のために支出した費用 ② 事故に関連した被保険者への誹謗中傷または被保険者の信用を毀損する内容についてのインターネット上で書き込み、投稿等に対応するために要する費用 ③ ①および②に掲げる費用に関連する対応のために弁護士へ相談することまたはは有益な第三者からのコンサルティングもしくは類似の指導等を受けることに要する一時的な費用（注） （注） 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、記名被保険者がてん補期間内に次の①から③までに掲げる費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

- ① 被害拡大防止費用
② 復旧支援費用
③ 再発防止策関連費用

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同僚であるを問わず、また、記名被保険者が負担したと否とを問わず、回収費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（当会社の支払限度額）

- (1) 当社ががこの追加条項に基づき支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、1回の事故について1,000万円を限度とし、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。
- (2) (1)の規定に従いながら、当社が再発防止策関連費用について支払うべき保険金の額は、1回の事故について500万円を限度とし、保険期間を通じて500万円を限度とします。
- (3) 当社ががこの追加条項に基づいて支払う保険金の額は、(2)の規定により支払う保険金の額を含めて(1)に規定する限度額を限度とします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定に従います。

被害拡大防止・復旧支援等費用担保追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
回収措置	回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。
回収費用	事故の発生または拡大の防止を目的とする生産物（注1）、仕事（注2）の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置に要した費用（注3）をいいます。 (注1) 生産物 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物をいいます。 (注2) 仕事 生産物特約条項の用語の定義に規定する仕事をいいます。 (注3) 回収措置に要した費用 被保険者以外の第三者に被保険者が回収措置を委託して支出した費用を含みます。
公的調査関連費用	事故に起因して公的な機関（注）より被保険者に対して調査が開始される場合または公的な機関に対して被保険者が自主的に事故に関連した報告、手続き等をする場合、その対応のために要する次の①から④までに掲げる費用をいいます。 ① 文書の作成および公的な機関（注）への報告にかかる費用 ② 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 ③ 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 ④ 事故に関連する情報、資料等の翻訳にかかる費用 (注) 公的な機関 監督当局、司法当局、政府機関、公的な業界団体その他法律により記名被保険者の業務について規制手続きを行う権限を与えられている機関をいい、日本国外に所在する同種の機関を含みます。
コールセンター・対策本部関連費用	事故の対応のために被保険者が設置するコールセンターまたは対策本部の開設または運営に要する次の①から⑥までに掲げる費用をいいます。 ① 記名被保険者の使用人等の交通費、宿泊費および超過勤務手当等の人件費 ② コールセンターまたは対策本部で発生する通信費用 ③ 謝罪文の作成、送付等に要する費用 ④ 臨時で使用するコピー機、通信機器、事務用家具、什器備品等の賃借費用 ⑤ 臨時で使用する会議室、施設等の賃借費用 ⑥ ①から⑤までに掲げる費用以外に発生するコールセンターまたは対策本部の維持、運営等の費用
再発防止策関連費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにすることを目的とした次の①から④までに掲げる対応の実施に要する一時的な費用（注）をいいます。 ① 再発防止策の策定および再発防止策の実行、運用等の社内マニュアルの作成 ② 事故の再発防止のための外部機関による認証の取得 ③ 再発防止策に関する使用人向けの教育および研修の実施 ④ ①から③までの対応に関連した第三者からのコンサルティングまたは類似的指導等 (注) 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。
てん補期間	事故の発生した日からその日を含めて1年が経過するまでの期間をいいます。
特約条項	受託者特約条項をいいます。

被害拡大防止費用	事故により発生する被害の拡大防止および事故の早期收拾を目的とした次の①から⑥までに掲げる費用をいいます。 ① 事故の発生、状況、原因もしくはは今後の対応の説明または謝罪のために行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等のために支出した費用 ② コールセンター・対策本部関連費用 ③ 臨時雇入費用 ④ 事故に関して、事実に対する内容または被保険者の信用を毀損する内容についてのインターネット上の書き込み、投稿等に対応するために要する費用 ⑤ 公的調査関連費用 ⑥ 次のアまたはイのために弁護士へ相談することまたは有益な第三者からのコンサルティングもしくは類似の指導等を受けることに要する一時的な費用（注） ア、事故による記名被保険者の事業への影響および信用の低下の最小化 イ、①から⑤までに掲げる費用に関連する対応 (注) 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。
復旧支援費用	事故により低下した信頼の回復、業績の立て直し等を目的とした次の①から③までに掲げる一時的な費用（注）をいいます。 ① 事態収束の説明、再発防止策の公表、事業再開の告知等のために行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等のために支出した費用 ② 事故に関連した被保険者への誹謗中傷または被保険者の信用を毀損する内容についてのインターネット上の書き込み、投稿等に対応するために要する費用 ③ ①および②に掲げる費用に関連する対応のために弁護士へ相談することまたは有益な第三者からのコンサルティングもしくは類似の指導等を受けることに要する一時的な費用（注） (注) 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

第1条（当会社の支払責任）

当社は、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、記名被保険者がてん補期間内に次の①から③までに掲げる費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、当社が妥当と判断する費用にかぎり、事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

- ① 被害拡大防止費用
- ② 復旧支援費用
- ③ 再発防止策関連費用

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、また、記名被保険者が負担したと否とを問わず、回収費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（当会社の支払限度額）

- (1) 当社ががこの追加条項に基づき支払うべき保険金の額は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、1回の事故について1,000万円を限度とし、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。
- (2) (1)の規定に従いながら、当社が再発防止策関連費用について支払うべき保険金の額は、1回の事故について500万円を限度とし、保険期間を通じて500万円を限度とします。
- (3) 当社ががこの追加条項に基づいて支払う保険金の額は、(2)の規定により支払う保険金の額を含めて(1)に規定する限度額を限度とします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定に従います。

被害拡大防止・復旧支援等費用担保追加条項
（自動車管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
回収措置	回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。

回収費用	事故の発生または拡大の防止を目的とする生産物（注１）、仕事（注２）の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置に要した費用（注３）をいいます。 （注１） 生産物 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物をいいます。 （注２） 仕事 生産物特約条項の用語の定義に規定する仕事をいいます。 （注３） 回収措置に要した費用 被保険者以外の第三者に被保険者が回収措置を委託して支出した費用を含みます。
公的調査関連費用	事故に起因して公的な機関（注）より被保険者に対して調査が開始される場合または公的な機関に対して被保険者が自主的に事故に関連した報告、手続き等をする場合、その対応のために要する次の①から④までに掲げる費用をいいます。 ① 文書の作成および公的な機関（注）への報告にかかる費用 ② 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 ③ 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 ④ 事故に関連する情報、資料等の翻訳にかかる費用 （注） 公的な機関 監督当局、司法当局、政府機関、公的な業界団体その他法律により記名被保険者の業務について規制手続きを行う権限を与えられている機関をいい、日本国外に所在する同種の機関を含みます。
コールセンター・対策本部関連費用	事故の対応のために被保険者が設置するコールセンターまたは対策本部の開設または運営に要する次の①から⑥までに掲げる費用をいいます。 ① 記名被保険者の使用人等の交通費、宿泊費および超過勤務手当等の人件費 ② コールセンターまたは対策本部で発生する通信費用 ③ 謝罪文の作成、送付等に要する費用 ④ 臨時で使用するコピー機、通信機器、事務用家具、什器備品等の賃借費用 ⑤ 臨時で使用する会議室、施設等の賃借費用 ⑥ ①から⑤までに掲げる費用以外に発生するコールセンターまたは対策本部の維持、運営等の費用
再発防止策関連費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにすることを目的とした次の①から④までに掲げる対応の実施に要する一時的な費用（注）をいいます。 ① 再発防止策の策定および再発防止策の実証、運用等の社内マニュアルの作成 ② 事故の再発防止のための外部機関による認定の取得 ③ 再発防止策に関する使用人向けの教育および研修の実施 ④ ①から③までの対応に関連した第三者からのコンサルティングまたは類似の指導等 （注） 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。
てん補期間	事故の発生した日からその日を含めて1年が経過するまでの期間をいいます。
特約条項	自動車管理者特約条項をいいます。
被拡拡大防止費用	事故により発生する被害の拡大防止および事故の早期収拾を目的とした次の①から⑥までに掲げる費用をいいます。 ① 事故の発生、状況、原因もしくは今後の対応の説明または謝罪のために行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等のために支出した費用 ② コールセンター・対策本部関連費用 ③ 臨時雇入費用 ④ 事故に関して、事実に応ずる内容または被保険者の信用を毀損する内容についてのインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要する費用 ⑤ 公的調査関連費用 ⑥ 次のアまたはイのために弁護士へ相談することまたは有益な第三者からのコンサルティングもしくは類似の指導等を受けることに要する一時的な費用（注）ア、事故による記名被保険者の事業への影響および信用の低下の最小化イ、①から⑥までに掲げる費用に関連する対応 （注） 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

① 事業収束の説明、再発防止策の公表、事業再開の告知等のために行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等のために支出した費用 ② 事故に関連した被保険者への誹謗中傷または被保険者の信用を毀損する内容についてインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要する費用 ③ ①および②に掲げる費用に関連する対応のために弁護士へ相談することまたは有益な第三者からのコンサルティングもしくは類似の指導等を受けることに要する一時的な費用（注） （注） 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。	事故により低下した信頼の回復、業績の立て直し等を目的とした次の①から③までに掲げる一時的な費用（注）をいいます。 ① 事業収束の説明、再発防止策の公表、事業再開の告知等のために行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等のために支出した費用 ② 事故に関連した被保険者への誹謗中傷または被保険者の信用を毀損する内容についてインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要する費用 ③ ①および②に掲げる費用に関連する対応のために弁護士へ相談することまたは有益な第三者からのコンサルティングもしくは類似の指導等を受けることに要する一時的な費用（注） （注） 一時的な費用 支払形態、請求方法または費用名称の如何にかかわらず、対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等する費用および事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。
--	--

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、記名被保険者が②補償期間内次の①から③までに負担する費用を負担することによって被害の擴大に対して、保険金を支払います。ただし、当会社が妥当と判断する費用にかぎり、事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

- ① 被害拡大防止費用
- ② 復旧支援費用
- ③ 再発防止策関連費用

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であることを問わず、また、記名被保険者が負担したと否とを問わず、回収費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（当会社の支払限度額）

(1) 当会社がこの追加条項に基づき支払うべき保険金の額は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、1回の事故について1,000万円を限度とし、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

(2) (1)の規定に限りながら、当社が再発防止策関連費用について支払うべき保険金の額は、1回の事故について500万円を限度とし、保険期間を通じて500万円を限度とします。

(3) 当社がこの追加条項に基づいて支払う保険金の額は、(2)の規定により支払う保険金の額を含めて(1)に規定する限度額を限度とします。

(3) 当会社がこの追加条項に基づいて支払う保険金の額は、(2)の規定により支払う保険金の額を含めて(1)に規定する限度額を限度とします。

(3) 当会社がこの追加条項に基づいて支払う保険金の額は、(2)の規定により支払う保険金の額を含めて(1)に規定する限度額を限度とします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定に従います。

污染危險完全免責追加条項

第1条（読替規定）

当会社は、この追加条項により、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第5条（保険金を支払わない場合＝汚染危険）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第5条（保険金を支払わない場合－汚染危険）

(1) 当会社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が汚染物質の排出等に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、汚染物質の排出等が発生した場合（注）において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくはは散放の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払います。

(注) 排出等が発生した場合
そのおそれのある場合を含みます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

特 約 条 項 一各特約固有－

この契約に適用する特約条項・追加条項は下記特約条項および追加条項のうち保険証券上または付属別紙に表示されたものです。
(但し、証券上表示がなく自動付帯される追加条項に関しては、目次をご確認ください。)

施設所有管理者特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
被保険者	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第1条 (事 故)

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、被保険者が保険証券記載の施設もしくは設備（以下「施設」といいます。）を所有、使用もしくは管理することによって、または被保険者の保険証券記載の業務遂行（以下「仕事」といいます。）によって生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑧に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（注1）もしくは動物の所有、使用または管理（注2）に起因する賠償責任
- ③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははたらんする液体、気体、蒸気等（注3）による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 仕事の終了後（注4）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任を除きます。
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑦ 支給財物（注5）の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物（注6）を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

- (注1) 車両
自動車および原動力がもたらん人力である場合を除きます。
- (注2) 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。
- (注3) 液体、気体、蒸気等
これらの成分は水にかぎりません。
- (注4) 仕事の終了後
仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。
- (注5) 支給財物
次のアおよびイに掲げる財物をいいます。
 - ア. 作業（注7）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注7）に使用されたものを含みます。
 - イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
- (注6) 受託財物
次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。
 - ア. 借用財物
被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
 - イ. 支給財物（注5）
 - ウ. 販売・保管・運送受託物
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
 - エ. 作業受託物
作業（注7）のために被保険者の所有または管理する施設内（注8）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
- (注7) 作業
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

- (注8) 施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第3条（被保険者相互間の差支責任）

- (1) この特約条項において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注1）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者（注2）と被害者（注3）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注2）	被害者（注3）
①	記名被保険者の下請負人（注4）の役員または使用人	記名被保険者の下請負人

- (3) 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の保険金の額は、被保険者の数にかわりなく、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

- (注1) 被保険者相互間
記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。
- (注2) 加害者
第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
- (注3) 被害者
第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
- (注4) 記名被保険者の下請負人
被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎります。

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

漏水担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任－漏水危険）

当会社は、施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははたらんする液体、気体、蒸気等（注）による他人の財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- (注) 液体、気体、蒸気等
これらの成分は水にかぎりません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ %）（施設所有管理者特約条項用）

※上記（ %）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、普通約款第1条（当会社の支払責任）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(\text{普通約款第2条(1)①の損害賠償金－保険証券に記載された免責金額}) \times \text{縮小支払割合} \%$$

- (2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小支払割合により、(1)の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

共通保険金額追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（保険金額の適用）

当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、身体障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害を合算した金額が保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（責任限度）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当会社は、(1)の規定を適用します。

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

当会社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかな場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。

- ① 普通約款第22条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金
 - ② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金
- (注) 請求完了日

被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

第3条（保険金の支払－権利調整による延伸）

前条の規定により、当会社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

施設・昇降機特約条項共通保険金額追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
両特約条項	施設所有管理者特約条項および昇降機特約条項をいいます。

第1条（施設・昇降機共通保険金額）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の事故（注）について、両特約条項に基づく身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害の区分ごとに、その合算額が保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(注) 1回の事故

施設所有管理者特約条項第1条（事故）に規定する事故および昇降機特約条項第1条（事故）に規定する事故のいずれにも該当するものをいいます。

第2条（読替規定）

当会社は、この保険契約において、両特約条項にそれぞれ共通保険金額追加条項（施設所有管理者特約条項用）および共通保険金額追加条項（昇降機特約条項用）が付帯されている場合は、前条の規定中「身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害の区分ごとに、その合算額」とあるのを「身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算した金額」と読み替えて適用します。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれらの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

間接損害不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
間接損害賠償金	財物の使用不能に起因する損害賠償金をいい、その財物の使用不能がなければ得たと認められる利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金のうち、間接損害賠償金については、保険金を支払いません。

第2条（争訟費用損害の支払限度）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)にかかわらず、この追加条項により、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)④の費用について当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金
普通約款第2条(1)④の費用 × 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア、作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注1）に使用されたものを含みます。 イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注1）のために被保険者の所有または管理する施設内（注2）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注1）作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注2）施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

第1条（被保険者の範囲の拡大）

(1) 施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）の被保険者には、特約条項の用語の定義に規定する「被保険者」に掲げる者のほか、追加被保険者を含みます。

(2) 当会社は、次の①から③に掲げる区分における加害者（注1）と被害者（注2）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注1）	被害者（注2）
① 追加被保険者		追加被保険者（注3）
② 追加被保険者		特約条項の用語の定義に規定する被保険者
③ 特約条項の用語の定義に規定する被保険者		追加被保険者

- (注1) 加害者
特約条項第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
- (注2) 被害者
特約条項第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
- (注3) 追加被保険者
加害者となった追加被保険者以外の追加被保険者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、追加被保険者が、その追加被保険者の受託財物を損壊したことに起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（責任限度）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、追加被保険者の数にかかわらず、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（他の被保険者との関係）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の定義における「他人」の定義、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)ならびに施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3条（被保険者相互間の交差責任）(1)および(2)の規定にかかわらず、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。

(2) 当会社は、この保険契約に追加被保険者追加条項（施設所有管理者特約条項用）が付帯されている場合には、同第1条（被保険者の範囲の拡大）(2)の規定を適用しません。

(注) 被保険者相互間

記名被保険者その他の記名被保険者の相互間を含みます。

第2条（責任限度）

当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（求償権の不行使）

当会社が、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、保険金を支払った場合、普通約款第21条（代位）の規定により当会社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券に記載の者に対する権利については、これを行使しません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

廃棄物不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者または被保険者以外の者が廃棄したものであることにより発生した他人の身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに施設所有管理者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

祭りに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、神輿の担ぎ手および山車の引き手の身体の障害およびこれらの者の財物の損壊に起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

花火に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が花火の発射によって生じた財物の汚損（注）に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 財物の汚損

熊け、焼傷その他の損傷を伴わない汚れ、臭いの付着等であり、かつ、その財物の機能に支障をきたさないものをいいます。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

人材派遣事業に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
派遣労働者	労働者派遣法第2条（用語の意義）第2号に規定する者をいいます。

労働者派遣事業	労働者派遣法第2条（用語の意義）第3号に規定する労働者派遣事業をいいます。
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）をいいます。

第1条（施設および業務）

(1) 当会社は、この追加条項により、施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に掲げる「施設」には、派遣労働者が業務のために使用する施設および労働者派遣事業者が所有、使用または管理する施設を含むものとします。

(2) 当会社は、この追加条項により、特約条項第1条（事故）に掲げる仕事には、保険証券記載の業務のほか、記名被保険者が労働者派遣事業を行っている場合には、派遣労働者が派遣先において行うすべての業務を含むものとします。ただし、次の①から④の業務を除きます。

① 警備業務（注1）

② ビルメンテナンス業務（注2）

③ 旅行に伴う旅程の管理およびこれに直接付随する業務

④ ①から③までのほか、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業を行ってはならない業務

(注1) 警備業務

警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業務をいいます。

(注2) ビルメンテナンス業務

ビルメンテナンス契約書またはこれに付随する計画書または仕様書に基づくビルメンテナンス業務をいい、警備業務（注1）を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、派遣労働者が派遣先において使用する派遣先の什器、備品、事務機器および通信機器の損壊に起因する損害については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）②および③ならびに特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定を適用しません。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

構内専用車危険担保に関する追加条項 （施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
構内専用車	次の①および②の条件をいずれも満たす車両および自動車をいいます。 ① 自動車登録ファイルに車両登録がされていないこと。 ② もっぱら特約条項第1条（事故）に規定する「保険証券記載の施設」内において、同条に規定する「保険証券記載の業務遂行」のために使用または管理されること。
自動車保険契約	構内専用車に付保される賠償責任保険契約のうち、自賠責保険以外の保険契約をいい、共済等を含みます。
自賠責保険	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。
特約条項	施設所有管理者特約条項をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合の適用除外）

この追加条項により、当会社は、構内専用車の所有、使用または管理に起因する損害については、特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の規定を適用しません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、②を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が保険証券記載の施設内で構内専用車を使用または管理することに起因する賠償責任

② 被保険者が一般道路上で構内専用車を使用または管理することに起因する賠償責任

③ 構内専用車の積載物の損壊に起因する賠償責任

第3条（自動車保険等との関係）

当会社は、普通約款第20条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、構内専用車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その構内専用車に自賠責保険の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険契約を締結しているときは、その損害額がその自賠責保険および自動車保険契約により保険金が支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

第4条（免責金額の適用）

当会社は、前条に規定された自賠責保険および自動車保険契約により保険金を支払われるべき金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

作業対象物担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
作業	記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
作業対象物	作業の対象物をいい、所有財物、受託財物を除きます。
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用（注１）している財物 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア. 作業に使用される材料または部品（注２） イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備（注３） ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業のために被保険者の所有または管理する施設内（注４）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注１） 借用 所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 （注２） 材料または部品 既に使用されたものを含みます。 （注３） 装置もしくは設備 既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 （注４） 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
所有財物	被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

第１条（保険金を支払う場合—作業対象物）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第４条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第１章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）③の規定にかかわらず、施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第１条（事故）に規定する事故により発生した作業対象物の損壊（注）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注） 作業対象物の損壊
作業対象物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みます。

第２条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付する他の追加条項の規定を適用します。

借用財物担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
仕事	特約条項第１条（事故）に規定する保険証券記載の仕事を行います。
施設	特約条項第１条（事故）に規定する保険証券記載の施設を行います。
借用財物	仕事のために被保険者が、有償であるとか無償であるを問わず、借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みます。
特約条項	施設所有管理者特約条項を行います。
リース・レンタル財物	借用財物のうち、仕事のために被保険者が、有償であるとか無償であるを問わず、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物をいい、自動車を含みます。

第１条（当会社の支払責任—借用財物）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第４条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第１章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）②および特約条項第２条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、借用財物が次の①または②の間に損壊したことにより、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 借用財物が施設内で使用または管理されている間
- ② 借用財物が仕事のために施設外で一時的に使用または管理されている間

第２条（責任の限度）

(1) この追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)の損害賠償金の額は、１回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、500万円を限度とします。

普通約款第２条(1)①の損害賠償金 － 免責金額5万円 ＝ 保険金

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①およびこの追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、これらを合算して保険証券に記載されたこの特約条項の他人の財物の損壊が生じた場合に適用される１事故保険金額を限度とします。

第３条（保険金を支払わない場合—借用財物）

(1) 当会社は、直接であるとか間接であるを問わず、借用財物の損壊に起因する損害に対しては、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）①から⑩（ただし、④を除きます。）および特約条項第２条（保険金を支払わない場合）①からの⑦に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑩に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見された借用財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 借用財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 気象的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 傷、汚れ等の外観上のみ損壊で借用財物に有する機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 借用財物のベルト、ワイロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、切削工具の切削部位、研磨工具の研磨部位、工機類の刃その他これに類する消耗部位、潤滑油、操業油、冷媒、燃媒、水処理材その他運搬に供される資材、またはフィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠等の消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 損壊した借用財物の使用不能損害に起因する賠償責任
- ⑦ 正当な取扱方法等に従わずに生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 被保険者、被保険者の法定代理人（注１）または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊したことに起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。
- ⑨ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、数斬、き草、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する借用財物が損壊したことに起因する賠償責任
- ⑩ 借用財物の自然の消耗もしくは欠陥、借用財物本来の性質（注２）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任

(2) 当会社は、次の①から④に掲げる借用財物の損壊について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 土地（注３）
- ② 建物（注４）
- ③ 動物、植物等の生物
- ④ 自動車

(3) 当会社は、被保険者が第三者（注５）に対して賃貸借契約に基づき借用財物を貸与（注６）している間に発生した借用財物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者相互間（注７）において加害者（注８）と被害者（注９）となる借用財物の損壊について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

(注１) 法定代理人
記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注２) 借用財物本来の性質
自然発火および自然爆発を含みます。

(注３) 土地

(注４) 地盤および土木構造物を含みます。

(注５) 賃貸借契約により記名被保険者が賃借している施設を含みます。

(注６) 貸与
ただし、有償による貸与に限ります。

(注７) 被保険者相互間
追加被保険者（注10）と特約条項<用語の定義>に規定する被保険者との相互間を含みます。

(注８) 加害者
第１条（事故）に規定する借用財物の損壊を発生させた者をいいます。

(注９) 被害者
第１条（事故）に規定する借用財物の損壊によって損害を被った者をいいます。

(注10) 追加被保険者
追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいいます。

第４条（保険金請求の手続）

この追加条項に基づき被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)③から⑤の書類または証拠に追加して、次の①および②の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 借用の事実が確認できる書類。ただし、リース・レンタル財物については、リース契約またはレンタル契約が確認できる書類に限ります。

② 借用財物の明細
第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

ケア輸送サービスに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
患者、要介護者等	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護者および要支援者 ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者 ③ 肢体不自由、内部障害（注）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者 （注） 内部障害 人工血液透析を受けている場合を含みます。
救急救命処置	重度傷病者が病院または診療所に搬送されるまでの間に、その重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、その重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、またはその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいいます。
ケア輸送サービス	被保険者が行う次の①から⑥に掲げる業務をいいます。 ① 患者、要介護者等およびその同伴する付添人のケア輸送用車両による輸送 ② ①に付随して行われる患者、要介護者等の乗車または降車の補助およびこれに付随して行われる患者、要介護者等の送迎 ③ ①または②に付随して行われる患者、要介護者等の手荷物、車椅子、杖その他のこれらに類する介護、介助用品等の積み下ろしおよび運搬（注） （注） 運搬 もっぱら人力による運搬にかぎりません。
ケア輸送用車両	次の①または②に掲げる自動車をいいます。 ① 車いすもしくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車または回転シート、リフトアップシート等乗降を容易にするための装置を設けた自動車 ② 介護福祉士、訪問介護員もしくは居宅介護従事者の資格を有する者または一般社団法人全国ハイヤー、タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車
ケア輸送用車両の運転	ケア輸送用車両に設けられた各種装置の操作により、発進、方向および速度の維持もしくは変更、停止等の走行につき必要な措置を行うことをいいます。
自動車保険契約	自動車に付保される賠償責任保険のうち、自賠責保険以外の保険契約をいい、共済等を含みます。
自賠責保険	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。
重度傷病者	その症状が著しく悪化するおそれがあり、またはその生命が危険な状態にある傷病者をいいます。

第1条（業 務）

この保険契約において、施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する「被保険者の保険証券記載の業務遂行」とは、ケア輸送サービスの遂行をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の①から④の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失および法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- ② 被保険者または被保険者の業務の補助者（注1）が行う救急救命措置に起因する賠償責任
- ③ 既にケア輸送サービスの対象者に発生していた身体の障害がさらに悪化（注2）したことに起因する賠償責任
- ④ ケア輸送用車両の運転に起因する賠償責任
（注1） 業務の補助者
被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。
（注2） 悪化
ケア輸送サービスの対象者が死亡した場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合の不適用）

この追加条項において、当会社は、ケア輸送用車両の所有、使用または管理に起因する賠償責任に対しては、特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の規定を適用しません。

第4条（他の保険契約との関係）

普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、この追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、ケア輸送用車両に自賠責保険の契約を締結すべくもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、当会社は、その損害額がその自賠責保険および自動車保険契約により保険金が支払われるべき金額の合算額を超過す

る場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

ケア輸送サービスに付随する受託財物担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）②および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、被保険者がケア輸送サービスに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）の用語の定義に規定するケア輸送サービスの遂行中に管理する患者、要介護者等もしくはその同伴する付添人の財物を損壊したことにより、その財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金額）

当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、5,000円を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）、特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の①または②の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 財物が死傷することまたは植物の損壊に起因する賠償責任
- ② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、煎敷、き草、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する財物が損壊したことに起因する賠償責任

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

人格権侵害担保追加条項（ケア輸送サービス用）（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
人格権侵害	次の①または②のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害
宣伝障害	生産物または仕事の宣伝に関する次の①から③のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 ② 著作権（注）、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 （注） 著作権 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。
被害者	保険証券記載の被保険者の行為により被害を受けた個人および組織をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者のケア輸送サービスに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）の用語の定義に規定するケア輸送サービス遂行中の行為（以下「行為」といいます。）に起因する人格権侵害または宣伝障害に付随して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。

(2) 保険金の支払額の決定および免責金額の適用にあって、同一の原因から生じた一連の行為は、発生の時および場所ならびに被害者、損害賠償請求および訴訟の数にかかわらず、そのすべてを1回の行為とみなします。なお、1回の行為については、最初の行為またはその原因が発生した時によって行われたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合—人格権侵害および宣伝障害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- ② 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被

- 保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ⑤ 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為
- ⑥ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- (注) 犯罪行為
- 過失犯を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合－宣伝障害）

- 当社は、直接であると間接であるとを問わず、宣伝障害について被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 契約違反に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の善悪または営業の手法を不正に流用した場合は、この規定を適用しません。
- ② 宣伝された品質、性能等に適合しないことに起因する賠償責任
- ③ 価格表示の誤りに起因する賠償責任

第4条（保険金の支払限度）

- (1) 当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の行為について、1,000万円を限度とします。
- (2) 1人の個人または1つの組織が被った行為による普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1被保険者につき100万円を限度とし、当社がこの追加条項により保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、保険期間を通じて、1,000万円（以下「総保険金額」といいます。）を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社が第1条（当社の支払責任）に規定する損害に対して保険金を支払った場合は、当社が支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額を控除した残額をもって、その行為の発生日以降の保険期間に対する総保険金額とします。

第5条（読替規定）

当社は、この追加条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「人格権侵害または宣伝障害」と読み替えて適用します。ただし、同第16条（事故の発生）本文については、「人格権侵害もしくは宣伝障害またはその原因となる行為」と読み替えて適用します。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付する他の追加条項の規定を適用します。

借家人賠償責任担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
貸主	転貸人を含みます。
借用施設	記名被保険者が借用する次の①または②に掲げる保険証券記載の施設をいいます。 ① 記名被保険者の役員または使用人の居住の用に供する目的で借用する施設、事務所または店舗 ② 展示会または催し物のために一時的に借用する施設
被保険者	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

第1条（当社の支払責任）

当社は、この追加条項により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）、同第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）の規定にかかわらず、次の①または②に掲げる事由（以下「事故」といいます。）によって借用施設に財物の損壊が生じた場合、被保険者が借用施設についてその貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発（注）

(注) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、次の①から④に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の心身喪失または指図に起因する賠償責任
- ② 借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する賠償責任。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ③ 記名被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ④ 記名被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の財物の損壊に起因する賠償責任

第3条（当社の責任限度）

1回の事故について、当社がこの追加条項に基づき保険金を支払う普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(2)および(3)の規定にかかわらず、借用施設1施設ごとに適用するものとし、1施設につき3,000万円を限度とします。

第4条（求償権の不行使）

- 当社は、普通約款第21条（代位）の規定により移転した債権に係る権利のうち、次の①から③に掲げる者に対しては、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害を除きます。
- ① 借用施設に居住する記名被保険者の親族
- ② 借用施設に居住する記名被保険者の役員および使用人
- ③ ②の者の同居の族族

第5条（サイバーリスク免責の不適用）

- 当社は、この追加条項については、賠償責任保険追加条項第1章共通条項の規定中、次の①から③の規定を適用しません。
- ① 第16条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・賠償責任）
- ② 第17条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・費用、損失その他の保険金）
- ③ 第18条（サイバーリスクの一部担保）

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付する他の追加条項の規定を適用します。

借用施設に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
貸主	転貸人を含みます。
借用施設	記名被保険者が借用する次の①または②に掲げる保険証券記載の施設をいいます。 ① 記名被保険者の役員または使用人の居住の用に供する目的で借用する施設、事務所または店舗 ② 展示会または催し物のために一時的に借用する施設
被保険者	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

第1条（当社の支払責任）

当社は、この追加条項により、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）、同第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）の規定にかかわらず、不測かつ突発的な事故により、借用施設に財物の損壊が生じた場合において、被保険者が借用施設についてその貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の心身喪失または指図に起因する賠償責任
- ② 借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する賠償責任。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ③ 記名被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ④ 記名被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 差し押え、取崩、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する賠償責任
- ⑥ 借用施設の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑦ 借用施設のかしに起因する賠償責任
- ⑧ 借用施設の電氣的事故または機械的事故に起因する賠償責任。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑨ 詐欺または横領に起因する賠償責任
- ⑩ 土地の沈下、隆起、移動等に起因する賠償責任
- ⑪ 借用施設の腐蝕、掻き傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷もしくは汚損または落書きであって、その機能に支障をきたさないものに起因する賠償責任
- ⑫ 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入に起因する賠償責任
- ⑬ 借用施設のうち、電球、ブレーン管等の管路類に生じた事故に起因する賠償責任。ただし、借用施設の他の部分と同時に損壊を受けた場合を除きます。
- ⑭ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災に起因する賠償責任
- ⑮ ゴルフネット、ボール、ネオンサイン、広告塔、看板または屋外ケーブルの損壊に起因する賠償責任。ただし、これらについて火災、破裂または爆発（注）が発生した場合を除きます。
- (注) 破裂または爆発
- 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条（当会社の責任限度）

当会社のこの追加条項に基づき支払うべき金額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2) および(3)の規定にかかわらず、1回の事故に対して同条(1)(d)の損害賠償金の額が3万円を超過する額とし、1つの借用施設につき3,000万円を限度とします。

第4条（求償権の不行使）

当会社は、普通約款第21条（代位）の規定により移転した債権に係る権利のうち、次の①から③に掲げる者に対しては、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害を除きます。

- ① 借用施設に居住する記名被保険者の親族
- ② 借用施設に居住する記名被保険者の役員および使用人
- ③ ②の者の同居の親族

第5条（サイバーリスクの取扱い）

(1) 当会社は、この追加条項については、賠償責任保険追加条項第1章共通条項の規定中、次の①から③の規定を適用しません。

- ① 第16条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・賠償責任）
- ② 第17条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・費用、損失その他の保険金）
- ③ 第18条（サイバーリスクの一部担保）

(2) 当会社は、この追加条項において、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、借用施設に次の①または②が生じた場合を除きます。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発（注）

(注) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付する他の追加条項の規定を適用します。

撮影業務に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 撮影関係者（注1）が傷害または疾病（注2）を被り、欠勤、出演不能または出場不能となることにより、次のアからウに掲げる者が被る休業損害または不移動損害に起因して生じた賠償責任
- ア. 撮影関係者（注1）
- イ. 撮影関係者（注1）が勤務または所属する企業、事務所等
- ウ. 撮影関係者（注1）が参加する催事、行事等の主催者またはその催事、行事等に関連する放送、出版等を行う権利を有する者
- ② プライバシーの侵害および情報漏えい起因して生じた賠償責任
- ③ 動物が死傷することまたは植物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 日本国外において提起された損害賠償請求による賠償責任
- ⑤ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する財物が損壊したこと起因する賠償責任

(注1) 撮影関係者
俳優、スポーツ選手その他の撮影対象者または撮影依頼人を含みます。

(注2) 傷害または疾病
死亡を含みます。

第2条（管理財物の範囲）

(1) この保険契約において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）③の規定は適用しません。

(2) (1)ならびに普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）の規定にかかわらず、当会社は、記名被保険者が撮影業務のために貸与を受けた建物のうち、事故発生時に被保険者が直接作業を行っている区画（注）以外の区画にある建物については、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」および賠償責任保険追加条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）②に規定する「受託財物」とはみなしません。

(注) 区画
構造上および機能上、その部分と連続して一体を成す区画を含みます。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこの保険契約に付する他の追加条項の規定を適用します。

美容行為等施術行為不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
アロマトセラピー	オイル、香等を用いたリラクゼーションを目的とした行為をいいます。

オステオパシー	主に手技により身体の解剖学的構造を整え、生理学的機能を活性化させることによって、健康の回復と増進をはかる療法をいい、薬物・外科・食餌・物理療法、器具（注）を用いた療法は含みません。 (注) 器具 手技に用いる補助具を除きます。
カイロプラクティク	手技により背骨、骨盤または手足の関節のひずみ等を矯正する行為をいいます。
ケミカルピーリング	化学作用により皮膚を薄く剥がして、光老化を起こした皮膚を若返らせる手技をいいます。
美容行為	美顔、痩身（脂肪吸引を含みます。）、脱毛、ボディケア、アンチエイジング、デトックス、まつ毛パーマ、まつ毛エクステンションその他類似の行為をいいます。
リフトアップ	顔や首の皺やたるみを除去することを目的として行われる行為をいいます。
レーシック	目の表面の角膜にレーザーを照射し、角膜の曲率を変えることにより視力を矯正する手術をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその業務の補助者が行う次の①から⑥の行為により、その行為の対象者の身体の障害（注）または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 美容行為
- ② アロマトセラピー
- ③ カイロプラクティク
- ④ オステオパシー
- ⑤ ケミカルピーリング
- ⑥ レーシック
- ⑦ リフトアップ
- ⑧ ①から⑦に類似する行為

(注) 身体の障害
アレルギー症状を含みます。

(2) (1)の規定は、理容師法（昭和22年法律第234号）に基づき行われる理容および美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき行われる美容に対しては、適用しません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに施設所有管理者特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

昇降機特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
被保険者	次の①および②に掲げる者とします。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第1条（事 故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、保険証券記載の昇降機を所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については、適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（⑧を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から④に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したこと起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任
- ③ 支給財物（注1）の損壊に起因する賠償責任
- ④ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物（注2）を損壊したこと起因する賠償責任
- ア. 記名被保険者の役員または使用人
- イ. 記名被保険者の下請負人
- ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

(注1) 支給財物
次のアおよびイに掲げる財物をいいます。
ア. 作業（注3）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注3）に使用されたものを含みます。
イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、

- または組み立てられる装置もしくはは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
- (注2) 受託財物
次のあから工に掲げる他人の財物をいいます。
- ア、借用財物
被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
- イ、支給財物（注1）
- ウ、販売・保管・運送受託物
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
- エ、作業受託物
作業（注3）のために被保険者の所有または管理する施設内（注4）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
- (注3) 作業
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
- (注4) 施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第4条（被保険者相互間の交差責任）

- (1) この特約条項において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注1）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者（注2）と被害者（注3）と之間に発生した賠償責任については、被保険者相互間の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注2）	被害者（注3）
①	記名被保険者の下請負人（注4）の役員または使用人	記名被保険者の下請負人

- (3) 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
- (注1) 被保険者相互間
記名被保険者その他の記名被保険者の相互間を含みます。
- (注2) 加害者
第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
- (注3) 被害者
第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
- (注4) 記名被保険者の下請負人
被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎりず。

第5条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

共通保険金額追加条項（昇降機特約条項用）

第1条（保険金額の適用）

当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および昇降機特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、身体障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害を合算した金額が保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（昇降機特約条項用）

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および昇降機特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
- (2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当会社は、(1)の規定を適用します。

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

当会社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかな場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。

① 普通約款第22条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険

金

② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金

(注) 請求完了日

被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手續）(2)の規定による手續を完了した日をいいます。

第3条（保険金の支払一権利調整による延伸）

前条の規定により、当会社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

間接損害不担追加条項（昇降機特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
間接損害賠償金	財物の使用不能に起因する損害賠償金をいい、その財物の使用不能がなければ得たと認められる利益の損失に起因する損害賠償金を含みます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および昇降機特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金のうち、間接損害賠償金については、保険金を支払いません。

第2条（争訟費用損害の支払限度）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)にかかわらず、この追加条項により普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)③の費用について、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{普通約款第2条(1)④の費用} \times \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金} - \text{間接損害賠償金}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金}}$$

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（昇降機特約条項用）

第1条（他の被保険者等との関係）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の定義における「他人」の定義、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)ならびに昇降機特約条項（以下「特約条項」といいます。）第4条（被保険者相互間の交差責任）(1)および(2)の規定にかかわらず、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- (2) 当会社は、この保険契約に追加被保険者追加条項（昇降機特約条項用）が付帯されている場合には同第1条（被保険者の範囲の拡大）(2)の規定は適用しません。

(注) 被保険者相互間

記名被保険者その他の記名被保険者の相互間を含みます。

第2条（責任限度）

当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（昇降機特約条項用）

第1条（求償権の不行使）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および昇降機特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、当会社が係保者に対して保険金を支払った場合は、普通約款第21条（代位）の規定により当会社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券に記載の者に対する権利については、これを行使しません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ % ）（昇降機特約条項用）

※上記（ % ）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、普通約款第1条（当会社の支払責任）および昇降機特約条項（以下「特約条

項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

（普通約款第2条(1)⑩の損害賠償金 － 保険証券に記載された免責金額）× 縮小支払割合 %

(2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小支払割合により、(1)の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（昇降機特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア、作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注1）に使用されたものを含みます。 イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくはは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注1）のために被保険者の所有または管理する施設内（注2）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注1） 作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注2） 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第1条（被保険者の範囲の拡大）

(1) 昇降機特約条項（以下「特約条項」といいます。）の被保険者には、特約条項の用語の定義に規定する「被保険者」に掲げる者のほか、追加被保険者を含みます。

(2) 当会社は、次の①から③に掲げる区分における加害者（注1）と被害者（注2）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の間係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注1）	被害者（注2）
①	追加被保険者	追加被保険者（注3）
②	追加被保険者	特約条項の用語の定義に規定する被保険者
③	特約条項の用語の定義に規定する被保険者	追加被保険者

（注1） 加害者
特約条項第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。

（注2） 被害者
特約条項第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。

（注3） 追加被保険者
加害者となった追加被保険者以外の追加被保険者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、追加被保険者が、その追加被保険者の受託財物を損壊したことに起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（責任限度）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、追加被保険者の数にかかわらず、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならび

に特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

請負業者特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
被保険者	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第1条（事 故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、被保険者の保険証券記載の業務遂行（以下「仕事」といいます。）によって、または被保険者が保険証券記載の施設もしくは設備（以下「施設」といいます。）を所有、使用もしくはは管理することによって生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のアからウの事由に起因する賠償責任
ア、土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくはは付属物、植物または土地の損壊
イ、土地の軟弱化または土砂の流出もしくはは流入に起因する地上の構築物（注1）、その収容物または土地の損壊
ウ、地下水の増減
② 施設の屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
③ 航空機または自動車の所有、使用または管理（注2）に起因する賠償責任
④ 仕事の終了後（注3）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
⑤ 被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
⑥ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
⑦ 支給財物（注4）の損壊に起因する賠償責任
⑧ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物（注5）を損壊したことに起因する賠償責任
ア、記名被保険者の役員または使用人
イ、記名被保険者の下請負人
ウ、記名被保険者の下請負人の役員または使用人
（注1） 地上の構築物
基礎および付属物を含みます。
（注2） 航空機または自動車の所有、使用または管理
貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。
（注3） 仕事の終了後
仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。
（注4） 支給財物
次のアおよびイに掲げる財物をいいます。
ア、作業（注6）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注6）に使用されたものを含みます。
イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくはは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
（注5） 受託財物
次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。
ア、借用財物
被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
イ、支給財物（注4）
ウ、販売・保管・運送受託物
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
エ、作業受託物
作業（注6）のために被保険者の所有または管理する施設内（注7）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
（注6） 作業
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
（注7） 施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第3条（保険期間の延長）

保険証券に記載されない理由および終了予定日を、遅滞なく、書面当会社に通知するものとし、保険期間は、仕事の終了または放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由がなくその通知が行われず、もしくは遅滞した場合または当会社が別段の意思表示をした場合は、当会社は、この規定を適用しません。

第4条（被保険者相互間の交差責任）

- (1) この特約条項において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注1）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次の①から④に掲げる区分における加害者（注2）と被害者（注3）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互間の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注2）	被害者（注3）
①	記名被保険者	記名被保険者の下請負人
②	記名被保険者の役員または使用人	記名被保険者の下請負人
③	記名被保険者の下請負人	記名被保険者の下請負人（注4）
④	記名被保険者の下請負人の役員または使用人	記名被保険者の下請負人

- (3) 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の保険金の額は、被保険者の数にかかわらずなく、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
- (注1) 被保険者相互間
記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。
- (注2) 加害者
第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
- (注3) 被害者
第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
- (注4) 記名被保険者の下請負人
加害者となった記名被保険者の下請負人以外の記名被保険者の下請負人をいいます。

第5条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

地下埋設物不担保追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるとか間接であるを問わず、上水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線その他の地下に埋設されている財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

地盤崩壊危険担保追加条項（請負業者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
工事	地下工事、基礎工事および土地の掘削工事をいいます。
財物の損壊	土地、土地の工作物（注）もしくは植物が損壊し、または動物が死傷することを行います。 (注) 土地の工作物 基礎、付属物および収容物を含みます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
他の請負業者	記名被保険者と発注者を同じくする被保険者以外の他の請負業者およびその下請負人をいいます。
地盤の崩壊	土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出もしくは流入をいい、工事に伴う地下水の増減を原因として発生した地盤の崩壊を含みます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、被保険者が行う工事に伴い不測かつ突発的に発生した地盤の崩壊に起因して、財物の損壊が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任の限度）

- (1) 保険金の支払いに関する縮小てん補割合を規定する追加条項（以下「縮小てん補追加条項」といいます。）が付帯されている場合において、1回の事故（注）について、この追加条項に基づき当会社が支

払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

- 普通約款第2条(1)①の

損害賠償金

保険証券に記載された

免責金額
- ×
- 縮小てん補追加条項で規定する

縮小てん補割合
- (2) 保険証券に1回の事故（注）にかかる1被害者の保険金額が記載されている場合においても(1)の規定を適用します。
- (3) 当会社がこの追加条項に基づき支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、1回の事故（注）について、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)または(1)の規定により算出された額と普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥の合計額を合算して、保険証券に記載された1事故賠償金額を限度とします。また、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (注) 1 回の事故
同一の原因から生じた一連の事故をいい、発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、直接であるとか間接であるを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する賠償責任
- ② 地下水の増減およびその利用にかかる賠償責任
- ③ 地盤の崩壊による道路（注1）、河川または掘削の損壊に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ⑤ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ⑥ シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- ⑦ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- ⑧ 他の請負業者が施工する工事の目的物または他の請負業者が所有、使用または管理する財物（注2）の損壊に起因する賠償責任
- (注1) 道路
その付属物を含みます。
- (注2) 他の請負業者が所有、使用または管理する財物
次のアからウに掲げる財物をいいます。
- ア. 所有財物
他の請負業者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。
- イ. 受託財物（注3）
- ウ. 作業対象物
受託財物（注3）以外の作業（注4）の対象物をいいます。
- (注3) 受託財物
次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。
- ア. 借用財物
他の請負業者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
- イ. 支給財物
次の(イ)および(ロ)に掲げる財物をいいます。
- (イ) 作業（注4）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注4）に使用されたものを含みます。
- (ロ) 他の請負業者または他の請負業者のために他の請負業者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
- ウ. 販売・保管・運送受託物
他の請負業者または他の請負業者のために他の請負業者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
- エ. 作業受託物
作業（注4）のために他の請負業者の所有または管理する施設内（注5）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
- (注4) 作業
他の請負業者または他の請負業者のために他の請負業者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
- (注5) 施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

- 第4条（保険金を支払わない場合—その2）
- 当会社は、いかなる理由であっても、被保険者が支出した次の①または②に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 薬液注入にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

- 第5条（普通約款等との関係）
- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

特定業者損害不担保追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険証券記載の仕事を行う場所またはこれに隣接する工区において作業を行う被保険者以外の者もしくはその使用人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（ONE－WAY・請負業者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
加害者	請負業者特約条項第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
下請負人	元請負人から、その仕事の一部または全部の完成を請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア. 作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注1）に使用されたものを含みます。 イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくはは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注1）のために被保険者の所有または管理する施設内（注2）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注1） 作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注2） 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいい、発注者を含みます。
発注者	建築主等をいい、下請負人にとっての元請負人を含みません。
被害者	請負業者特約条項第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
元請負人	発注者から直接に仕事を請け負う者をいいます。

第1条（被保険者の範囲の拡大）

この追加条項により、請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）における被保険者には、特約条項の用語の定義の「被保険者」に規定する者のほか、追加被保険者を含めるものとします。

第2条（被保険者相互間の交差責任）

(1) 当会社は、身体の障害に関して、次に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者	被害者
① 追加被保険者		追加被保険者（注1）

(2) 特約条項第4条（被保険者相互間の交差責任）(2)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次の①から⑥に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者	被害者
① 記名被保険者		記名被保険者の下請負人
② 記名被保険者の役員または使用人		記名被保険者の下請負人
③ 記名被保険者の下請負人		記名被保険者の下請負人（注2）

④ 記名被保険者の下請負人の役員または使用人	記名被保険者の下請負人
⑤ 追加被保険者	記名被保険者の下請負人
⑥ 追加被保険者	追加被保険者（注1）

（注1） 追加被保険者

加害者となった追加被保険者以外の追加被保険者をいいます。

（注2） 記名被保険者の下請負人

加害者となった記名被保険者の下請負人以外の記名被保険者の下請負人をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、追加被保険者が、その追加被保険者の受託財物を損壊したことに起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（BOTH－WAY・請負業者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
請負業者グループ	記名被保険者および記名被保険者の使用人等をいい、追加被保険者を含みません。
加害者	請負業者特約条項第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
下請負人	元請負人から、その仕事の一部または全部の完成を請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア. 作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注1）に使用されたものを含みます。 イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくはは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注1）のために被保険者の所有または管理する施設内（注2）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注1） 作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注2） 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいい、発注者を含みます。
発注者	建築主等をいい、下請負人にとっての元請負人を含みません。
被害者	請負業者特約条項第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
元請負人	発注者から直接に仕事を請け負う者をいいます。

第1条（被保険者の範囲の拡大）

この追加条項により、請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）における被保険者には、特約条項の用語の定義の「被保険者」に規定する者のほか、追加被保険者を含めるものとします。

第2条（被保険者相互間の交差責任）

(1) 当会社は、身体の障害に関して、次に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者	被害者
① 追加被保険者		追加被保険者（注1）

(2) 特約条項第4条（被保険者相互間の交差責任）(2)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次の①から⑥に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項

の規定を適用します。

区分	加害者	被害者
①	記名被保険者	記名被保険者の下請負人
②	記名被保険者の役員または使用人	記名被保険者の下請負人
③	記名被保険者の下請負人	記名被保険者の下請負人（注２）
④	記名被保険者の下請負人の役員または使用人	記名被保険者の下請負人
⑤	追加被保険者	追加被保険者（注１）

（注１）追加被保険者

加害者となった追加被保険者以外の追加被保険者をいいます。

（注２）記名被保険者の下請負人

加害者となった記名被保険者の下請負人以外の記名被保険者の下請負人をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、追加被保険者が、その追加被保険者の受託財物を損壊したことに起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、身体の障害に関して、次に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）⑥の規定を適用しません。

区分	加害者	被害者
①	追加被保険者	請負業者グループ

第５条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（FULL-WAY・請負業者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
請負業者グループ	記名被保険者および記名被保険者の使用人等をいい、追加被保険者を含みません。
加害者	請負業者特約条項第１条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
下請負人	元請負人から、その仕事の一部または全部の完成を請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア、作業（注１）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注１）に使用されたものを含みます。 イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注１）のために被保険者の所有または管理する施設内（注２）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注１） 作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注２） 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいい、発注者を含みます。
発注者	建築主等をいい、下請負人にとっての元請負人を含みません。
被害者	請負業者特約条項第１条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
元請負人	発注者から直接に仕事を請け負う者をいいます。

第１条（被保険者の範囲の拡大）

この追加条項により、請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）における被保険者には、

特約条項の用語の定義の「被保険者」に規定する者のほか、追加被保険者を含めるものとします。

第２条（被保険者相互間の交差責任）

特約条項第４条（被保険者相互間の交差責任）(2)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の間をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者	被害者
①	記名被保険者の下請負人（注）の役員または使用人	記名被保険者の下請負人

（注）記名被保険者の下請負人

被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎりず。

第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、追加被保険者が、その追加被保険者の受託財物を損壊したことに起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、身体の障害に関して、次に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）⑥の規定を適用しません。

区分	加害者	被害者
①	追加被保険者	請負業者グループ

第５条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

塗装作業に関する追加条項（請負業者特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
塗装	防錆、防食、防菌、防ばい等のための薬剤の塗布および散布を含みます。

第１条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 飛散防止対策その他の損害発生予防に必要な措置を講ぜずに行われた塗装作業中において、塗料等（注）が飛散または拡散したことに起因する賠償責任。ただし、塗装作業に用いる工具、容器等の落下または転倒に伴い塗料等（注）が飛散または拡散したことに起因する賠償責任を除きます。
- ② 塗装対象物の誤認または塗料等（注）の色の選択もしくは特性等に関する判断の誤りに起因する賠償責任
- ③ 塗装対象物の再塗装費用および塗装対象物自体を損壊したことに起因する賠償責任
（注） 塗料等
塗料、防錆剤その他の塗装用材料をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合の一部不適用）

この保険契約に作業対象物担保追加条項（請負業者特約条項用）が付帯されている場合は、当会社は、前条③の規定にかかわらず、塗装対象物自体に生じた損害に対して、保険金を支払います。

第３条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

作業対象物担保追加条項（請負業者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
作業	記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
作業対象物	作業の対象物をいい、所有財物および受託財物を除きます。
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア、作業に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。 イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業のために被保険者の所有または管理する施設内（注）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注）施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
所有財物	被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

第1条（当会社の支払責任－作業対象物）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）③の規定にかかわらず、請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する事故により発生した作業対象物の損壊（注）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
（注）作業対象物の損壊
作業対象物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐欺取られることまたは紛失を含みます。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

請負業者特約条項包括契約追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任および対象となる仕事の範囲）

- (1) 保険契約者は、記名被保険者が行う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）のすべてをこの保険契約の対象にするものとし、当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）およびこれに付帯する他の追加条項の規定に従い、被保険者に対して保険金を支払うものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者または記名被保険者が一部の仕事についてこの保険契約の対象から除外したい場合は、その仕事の着手前に当会社に通知するものとし、かつ、当社がこれを承認したときには、その通知のあった仕事をこの保険契約の対象から除外できるものとする。

第2条（特約条項の一部不適用）

この保険契約において、当会社は、特約条項第3条（保険期間の延長）の規定を適用しません。

第3条（保険責任の始期および終期）

第1条（当会社の支払責任および対象となる仕事の範囲）(1)に係る当会社の保険責任は、仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、この保険契約の保険期間の開始前および終了後については除きます。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

共通保険金額追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（保険金額の適用）

当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、同条③の規定にかかわらず、1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害を合算した金額が保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩からの合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
- (2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当会社は、(1)の規定を適用します。

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

当会社は、保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明かな場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。

- ① 普通約款第22条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金
② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金
（注）請求完了日
被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

第3条（保険金の支払－権利調整による延滞）

前条の規定により、当会社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

間接損害不担保追加条項（請負業者特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
間接損害賠償金	財物の使用不能に起因する損害賠償金をいい、その財物の使用不能がなければ得たと認められる利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金のうち、間接損害賠償金については、保険金を支払いません。

第2条（争訟費用損害の支払限度）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)にかかわらず、この追加条項により、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の費用について、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{普通約款第2条(1)⑩の費用} \times \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金} + \text{間接損害賠償金}}$$

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（請負業者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア、作業（注１）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注１）に使用されたものを含みます。 イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注１）のために被保険者の所有または管理する施設内（注２）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注１） 作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注２） 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

第１条（被保険者の範囲の拡大）

- (1) 請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）の被保険者には、特約条項の用語の定義に規定する「被保険者」に掲げる者のほか、追加被保険者を含みます。
- (2) 当会社は、次の①から③に掲げる区分における加害者（注１）と被害者（注２）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注１）	被害者（注２）
①	追加被保険者	追加被保険者（注３）
②	追加被保険者	特約条項の用語の定義に規定する被保険者
③	特約条項の用語の定義に規定する被保険者	追加被保険者

- （注１） 加害者
特約条項第１条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
- （注２） 被害者
特約条項第１条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
- （注３） 追加被保険者
加害者となった追加被保険者以外の追加被保険者をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、追加被保険者が、その追加被保険者の受託財物を損壊したことに起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第３条（責任限度）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、被保険者（注）の数にかかわりなく、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

（注） 被保険者
追加被保険者を含みます。

第４条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（請負業者特約条項用）

第１条（求償権の不行使）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第１条（事故）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、当会社が損害に対して保険金を支払った場合は、当会社は、普通約款第21条（代位）の規定により当会社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券に記載の者に対する権利については、これを行いません。

第２条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ %）（請負業者特約条項用）

※上記（ %）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第１条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第２条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、普通約款第１条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第１条（事故）の規定に基づき当会社が支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、１回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

（普通約款第２条(1)①の損害賠償金－保険証券に記載された免責金額）× 縮小支払割合 %

- (2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小支払割合により、(1)の規定を適用します。

第２条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

支給財物損壊担保追加条項（請負業者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
作業	記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
支給財物	次の①および②に掲げる財物をいいます。 ① 作業に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。 ② 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

第１条（当会社の支払責任－支給財物）

当会社は、この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第４条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第１章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）②ならびに請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第２条（保険金を支払わない場合）⑦および⑧の規定にかかわらず、支給財物の損壊に起因して、被保険者が支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第２条（責任の限度）

- (1) この追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、１回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、500万円を限度とします。

普通約款第２条(1)①の損害賠償金 － 免責金額5万円 ＝ 保険金

- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①およびこの追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、これらを合算して保険証券に記載されたこの特約条項の他の財物の損壊が生じた場合に適用される１事故保険金額を限度とします。

第３条（保険金を支払わない場合－支給財物）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、支給財物の損壊に起因する損害に対しては、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）および特約条項第２条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 損壊した支給財物の使用不能損害に起因する賠償責任

第４条（保険金請求の手続）

この追加条項に基づき被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)③から⑤の書類または証拠に追加して、次の①および②の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 支給財物が被保険者に対して支給されていたことを証明する書類
- ② 支給財物の明細およびその金額を証明する書類

第５条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこの保険契約に付帯する他の追加条項の規定を適用します。

リース・レンタル財物損壊担保追加条項（請負業者特約条項用）		
<用語の定義（五十音順）>		
この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。		
用 語	定 義	
工事場	記名被保険者または記名被保険者の下請負人が、仕事を遂行するにあたり主たる仕事または仕事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。	
仕事	特約条項第1条（事故）に規定する保険証券記載の仕事を行います。	
施設	特約条項第1条（事故）に規定する保険証券記載の施設をいいます。	
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。	
特約条項	請負業者特約条項をいいます。	
リース・レンタル財物	仕事のために被保険者が、有償であると無償であるとを問わず、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物をいい、自動車を含みます。	

第1条（当会社の支払責任－リース・レンタル財物）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）②および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、工事場内または施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊に起因して、被保険者がリース・レンタル財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任の限度）

(1) この追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、500万円を限度とします。

普通約款第2条(1)①の損害賠償金 － 免責金額5万円 ＝ 保険金

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①およびこの追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、これらを合算して保険証券に記載されたこの特約条項の他人の財物の損壊が生じた場合に適用される1事故保険金額を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合－リース・レンタル財物）

当会社は、直接であると間接であることを問わず、リース・レンタル財物の損壊に起因する損害に対しては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑦に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑦に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- リース・レンタル財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見されたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- 電気的または機械的な原因により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- 傷、汚れ等の外観上のみの損壊でリース・レンタル財物が有する機能的な支障がない損壊に起因する賠償責任
- リース・レンタル財物のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、球珠類、切削工具の削削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃その他これに類する消耗部位、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材その他運転に供される資材、またはフィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠等の消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任
- 損壊したリース・レンタル財物の使用不能損害に起因する賠償責任
- 正当な取扱方法等に従わずに生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任

第4条（保険金請求の手続）

この追加条項に基づき被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)①から⑤の書類または証拠に追加して、次の①および②の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- リース契約またはレンタル契約が確認できる書類
- リース・レンタル財物の明細

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこの保険契約に付帯する他の追加条項の規定を適用します。

借入財物担保追加条項（請負業者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
工事場	記名被保険者または記名被保険者の下請負人が、仕事を遂行するにあたり主たる仕事または仕事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。
仕事	特約条項第1条（事故）に規定する保険証券記載の仕事を行います。

施設	特約条項第1条（事故）に規定する保険証券記載の施設をいいます。
借用財物	仕事のために被保険者が、有償であると無償であるとを問わず、借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
特約条項	請負業者特約条項をいいます。
リース・レンタル財物	借用財物のうち、仕事のために被保険者が、有償であると無償であるとを問わず、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物をいい、自動車を含みます。

第1条（当会社の支払責任－借用財物）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）②および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、工事場内または施設内において使用または管理する借用財物の損壊に起因して、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任の限度）

(1) この追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、500万円を限度とします。

普通約款第2条(1)①の損害賠償金 － 免責金額5万円 ＝ 保険金

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①およびこの追加条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、これらを合算して保険証券に記載されたこの特約条項の他人の財物の損壊が生じた場合に適用される1事故保険金額を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合－借用財物）

当会社は、直接であると間接であることを問わず、借用財物の損壊に起因する損害に対しては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑦に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑦に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- 借用財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見された借用財物の損壊に起因する賠償責任
- 借用財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任
- 電気的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任
- 傷、汚れ等の外観上のみの損壊で借用財物が有する機能的な支障がない損壊に起因する賠償責任
- 借用財物のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、球珠類、切削工具の削削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃その他これに類する消耗部位、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材その他運転に供される資材、またはフィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠等の消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任
- 損壊した借用財物の使用不能損害に起因する賠償責任
- 正当な取扱方法等に従わずに生じた借用財物の損壊に起因する賠償責任

第4条（保険金を支払わない場合－リース・レンタル財物以外）

(1) 当会社は、直接であると間接であることを問わず、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者、被保険者の法定代理人（注1）または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊したこと起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
 - 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型その他これに類する借用財物が損壊したこと起因する賠償責任
 - 借用財物の自然の消耗もしくは欠陥、借用財物本来の性質（注2）またはねずみ食い、虫食い等起因する賠償責任
 - 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏れいたった水はじりんする液体、気体、蒸気等（注3）に起因する賠償責任
 - 屋根、樑、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による借用財物の損壊に起因する賠償責任
- (2) 当会社は、次の①から④に掲げる借用財物の損壊について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

- 土地（注5）
- 建物（注4）
- 動物、植物等の生物
- 自動車

(3) 当会社は、被保険者相互間（注6）において被害者（注7）と被害者（注8）となる借用財物の損壊について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

(4) 当会社は、リース・レンタル財物の損壊に対しては、(1)から(3)の規定を適用しません。

(注1) 法定代理人

記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 借用財物本来の性質

自然発火および自然爆発を含みます。

(注3) 液体、気体、蒸気等

これらの成分は水にかぎりません。

- (注4) 土地
地盤および土木構造物を含みます。
- (注5) 建物
賃貸借契約により記名被保険者が賃借している施設を含みます。
- (注6) 被保険者相互間
追加被保険者(注9)と特約条項<用語の定義>に規定する被保険者との相互間を含みます。
- (注7) 加害者
第1条(事故)に規定する借用財物の損壊を発生させた者をいいます。
- (注8) 被害者
第1条(事故)に規定する借用財物の損壊によって損害を被った者をいいます。
- (注9) 追加被保険者
追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいい、発注者を含みます。

第5条(保険金請求の手続)

- この追加条項に基づき被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第18条(保険金請求の手続)②④から⑥の書類または証拠に追加して、次の①および②の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に出しなければなりません。
- ① 借用の事実が確認できる書類。ただし、リース・レンタル財物については、リース契約またはレンタル契約が確認できる書類に限ります。
- ② 借用財物の明细

第6条(普通約款等との関係)

- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこの保険契約に付帯する他の追加条項の規定を適用します。

身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項 (請負業者特約条項用)

<用語の定義(五十音順)>

- この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
原因事故	普通約款第1条(当会社の支払責任)に規定する損害を生じさせた特約条項第1条(事故)に規定する事故をいいます。
工事請負契約書	対象工事に關して工事名、工事期間および請負金額等を記載し、対象工事の発注者と請負人との間で双方の権利義務を定めた書類をいいます。
工事遅延損害	対象工事の遅延によって記名被保険者が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害をいいます。
対象工事	保険証券記載の工事のうち次の①から③のすべてに該当する工事をいいます。 ① 記名被保険者が単独で申請人となる工事 ② 原因事故が生じた日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事 ③ 記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において、工事請負契約の目的物を工事完成後に発注者に引き渡すべき期日が定められている工事
遅延損害賠償金	工事請負契約書に規定された工事の遅延による損害賠償金をいい、損害賠償額の予定としての違約金を含み、違約金としての違約金を含みません。
特約条項	請負業者特約条項をいいます。
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
履行期日	記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において定められた工事請負契約の目的物を工事完成後に発注者に引き渡すべき期日をいいます。

第1条(当会社の支払責任－工事遅延損害)

- (1) 当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、普通約款第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、特約条項第1条(事故)に規定する事故による損害が生じ、当社が普通約款第2条(損害の範囲および責任の限度)①①①に規定する損害賠償金について保険金を支払う場合において、対象工事に遅延が発生したことによる工事遅延損害に対して、保険金を支払います。ただし、履行期日の翌日から起算して6日以上対象工事が遅延した場合にかぎりません。
- (2) (1)に規定する工事遅延損害については、当会社は、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)⑥の規定を適用しません。

第2条(当会社の支払限度額)

- (1) 当社が、この追加条項に基づき1回の事故について支払うべき金額は、普通約款第2条(損害の範囲および責任の限度)③および④の規定にかかわらず、工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金または500万円のいずれか低い額(注)を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任の限度)①①およびこの追加条項に基づき当社が保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任の限度)①①①の損害賠償金の額は、これらを合算して保険証券に記載された特約条項の他人の財物の損壊が生じた場合に適用される1事故保険金額を限度とします。
- (注) 遅延損害賠償金または500万円のいずれか低い額
工事請負契約書に遅延損害賠償金の規定がない場合は、500万円とします。

第3条(保険金を支払わない場合－工事遅延損害)

- 当会社は、直接であると同接であるとを問わず、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)①から⑦および特約条項第2条(保険金を支払わない場合)①から⑩に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る工事遅延損害に対しては、保険金を支払い

- ません。

- ① 特約条項第1条(事故)に規定する事故による損害が生じていない対象工事の遅延に起因する賠償責任
② 特約条項第1条(事故)に規定する事故による損害と対象工事の遅延に直接的な因果関係が存在しない遅延に起因する賠償責任

第4条(保険契約者および記名被保険者の義務)

- (1) 保険契約者および記名被保険者は、原因事故の発生を知った場合は、次の①および②のいずれについても、遅滞なく、履行しなければなりません。
- ① 発注者に対して履行期日の延期を要請すること。
- ② 損害の拡大の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じること。
- (2) 保険契約者または記名被保険者が正当な理由なく(1)の義務に違反した場合は、当社または、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第5条(保険金請求の手続)

- この追加条項において、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第18条(保険金請求の手続)②④から⑥の書類または証拠に追加して、次の①および②の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に出しなければなりません。
- ① 工事請負契約書
② 対象工事が工事完了予定日よりも遅延したことを確認することができる書類

第6条(普通約款等との関係)

- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこの保険契約に付帯される他の追加条項の規定を適用します。

データの損壊担保追加条項(請負業者特約条項用)

<用語の定義(五十音順)>

- この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
情報メディア	情報機器で使用される記録媒体に記録されている電子データ、データベース、ソフトウェア、プログラム等をいいます。
情報メディアの損壊	情報メディアの全部もしくは一部の消去、欠損または動作不良をいいます。

第1条(情報メディア損壊担保)

- 当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)に規定する「財物の損壊」には、情報メディアの損壊を含むものと、普通約款ならびに請負業者特約条項(以下「特約条項」といいます。)およびこれに付帯する他の追加条項の規定に従い保険金を支払います。

第2条(責任の限度)

- (1) 前条に規定する情報メディアの損壊により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について「損害」といいます。〕について、当社が保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)①①①の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、500万円を限度とします。

$$\text{普通約款第2条(1)①の損害賠償金} - \text{免責金額5万円} = \text{保険金}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)①①①の損害賠償金の額は、保険証券に記載された特約条項の他人の財物の損壊が生じた場合に適用される1事故保険金額をもって限度とします。

第3条(保険金を支払わない場合)

- 当会社は、直接であると同接であるとを問わず、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)①から⑩および特約条項第2条(保険金を支払わない場合)①から⑩に掲げる賠償責任のほか、次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- ② 被保険者または被保険者の業務の補助者が犯罪行為(注1)に起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- ③ 法令に違反すること或被保険者が認識しながら(注2)行った行為に起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。

(注1) 犯罪行為

- 刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。

(注2) 被保険者が認識しながら

- 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第4条(普通約款等との関係)

- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定を適用します。

優先払いに関する追加条項(除染賠償責任保険用)

第1条(当会社の支払責任)

- 当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第20条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、他の保険契約等が存在する場合は、その他の保険契約等に対して、この保険契約を優先して適用します。

第2条(普通約款等との関係)

- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこの契約に付帯する特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

対象業務に関する追加条項（除染賠償責任保険用）

第1条（対象業務）

この追加条項が付帯された保険契約において、請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する「保険証券記載の業務」とは、被保険者が行う東日本大震災による原子力災害に伴う放射線が人の健康または生活環境に及ぼす影響を減少させるために「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）」に基づいて実施する除染等の措置等をいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

生産物特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
仕事	被保険者が行った保険証券記載の仕事をいいます。
生産物	次の①から③に掲げる者の占有を離れた保険証券記載の財物をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の名において取引を行う者 ③ 記名被保険者が事業の全部または一部を譲り受けた者または買収した者
被保険者	次の①および②に掲げる者となります。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人等（注）。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。 （注） 記名被保険者の使用人等 生産物の成分、原材料、部品または容器、包装等として使用されている財物を記名被保険者に提供する者は含まれません。

第1条（事 故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、次の①または②に掲げる事故をいいます。
① 生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故
② 仕事の終了後（注）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因して保険期間中に生じた偶然な事故
（注） 仕事の終了後
仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 生産物または仕事のかきに基づく生産物または仕事の目的物（注1）の損壊自体の賠償責任（注2）
② 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
③ 被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
（注1） 生産物または仕事の目的物
その生産物もしくはそのまたはその仕事の対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。
（注2） 生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
生産物または仕事の目的物（注1）の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。

第3条（保険適用地域）

この特約条項は、第1条（事故）の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が、日本国内で発生した場合についてのみ適用します。

第4条（回収措置の実施と回収費用）

(1) 被保険者は、第1条（事故）の事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物について、回収措置（注1）を講じなければなりません。
(2) 被保険者が、正当な理由なく回収措置（注1）を怠った場合は、当会社は、その措置を講じなかったことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
(3) 生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置（注1）が講じられた場合であっても、当会社は、被保険者が支出した回収措置（注1）に要した費用（注2）に対しては、保険金を支払いません。
（注1） 回収措置
回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。
（注2） 回収措置に要した費用
被保険者以外の第三者に被保険者が回収措置（注1）を委託して支出した費用を含みます。

第5条（保険金支払の限度）

(1) 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
(2) 当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第6条（被保険者相互間の交差責任）

(1) この特約条項において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注1）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
(2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者（注2）と被害者（注3）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互間の関係をそれぞれいかに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注2）	被害者（注3）
①	記名被保険者の下請負人（注4）の役員または使用人	記名被保険者の下請負人

（注1） 被保険者相互間
記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。
（注2） 加害者
第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
（注3） 被害者
第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
（注4） 記名被保険者の下請負人
被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎりず。

第7条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

不良製造品・加工品損害担保追加条項（10%）（生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
制御装置	製造機械を目的の状態とするために操作または調整を行うものをいい、制御機械、制御装置その他これらに類似のものを含みます。
製造機械	他の財物を製造、生産または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。
製造機械等	製造機械または製造機械の制御装置をいいます。
製造品・加工品	製造機械等により製造または加工された財物をいいます。
損壊等	製造品・加工品の財物の損壊および色、形状、性能、効能等が本来意図したものと違うことをいいます。

第1条（不良製造品・加工品損害担保）

当会社は、賠償責任保険追加条項第5章生産物特約条項に係る条項第3条（保険金を支払わない場合—不良製造品・加工品損害）(1)の規定にかかわらず、生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）の用語の定義に規定する「生産物」が製造機械等である場合において、製造品・加工品に発生した損壊等について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—不良製造品・加工品損害）

この保険契約が身体の障害に起因する損害のみを補償する保険契約である場合は、前条の規定にかかわらず、当会社は、製造品・加工品に発生した損壊等について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（責任限度）

(1) 当会社がこの追加条項に基づいて保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額に10%を乗じて得た額を限度とし、かつ、保険期間を通じて、保険証券に記載された財物の損壊に係る総保険金額に10%を乗じて得た額を限度とします。
(2) (1)に規定する程度額、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額および保険期間中の総保険金額に含まれるものと、かつ、この追加条項およびこれに付帯する追加条項により当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、いかなる場合も、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額および保険期間中の総保険金額を限度とします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良製造品・加工品損害担保追加条項（50％）（生産物特約条項用）

第1条（不良製造品・加工品損害担保）

不良製造品・加工品損害担保追加条項（10％）（生産物特約条項用）第3条（責任限度）(1)の規定にかかわらず、この追加条項により、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額に50％を乗じて得た額を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載された財物の損壊に係る保険期間中の総保険金額に50％を乗じて得た額を限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良製造品・加工品損害担保追加条項（100％）（生産物特約条項用）

第1条（不良製造品・加工品損害担保）

不良製造品・加工品損害担保追加条項（10％）（生産物特約条項用）第3条（責任限度）(1)の規定にかかわらず、この追加条項により、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額に100％を乗じて得た額を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載された財物の損壊に係る保険期間中の総保険金額に100％を乗じて得た額を限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良完成品損害担保追加条項（10％）（生産物特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
完成品	生産物特約条項の用語の定義に規定する「生産物」または生産物特約条項第1条（事故）②に規定する仕事の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物で、その生産物または仕事の結果と構造上または機能上一体とみなされる他の財物を含みます。

第1条（不良完成品損害担保）

当会社は、賠償責任保険追加条項第5章生産物特約条項に係る条項第2条（保険金を支払わない場合—不良完成品損害）(1)の規定にかかわらず、完成品に発生した財物の損壊について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—不良完成品損害）

- (1) 当会社は、直接であと間接であるを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑨および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑬のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 生産物自体以外の部分の完成品を損壊することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能な場合、その完成品に発生した損害賠償
- ② 生産物自体の損壊自体に起因する賠償責任
- (2) 前条の規定にかかわらず、この保険契約が身体の障害に起因する損害のみを補償する保険契約である場合は、当会社は、完成品に発生した財物の損壊について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（責任限度）

- (1) 当会社がこの追加条項に基づいて保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、1回の事故について、完成品に発生した財物の損壊に係る1事故保険金額に10％を乗じて得た額を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載された財物の損壊に係る保険期間中の総保険金額に10％を乗じて得た額を限度とします。
- (2) (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額および保険期間中の総保険金額に含まれるものとし、かつ、この追加条項が付帯された特約条項により当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、いかなる場合も、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額および保険期間中の総保険金額を限度とします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良完成品損害担保追加条項（50％）（生産物特約条項用）

第1条（不良完成品損害担保）

不良完成品損害担保追加条項（10％）（生産物特約条項用）第3条（責任限度）(1)の規定にかかわらず、この追加条項により、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額に50％を乗じて得た額を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載された財物の損壊に係る保険期間中の総保険金額に50％を乗じて得た額を限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良完成品損害担保追加条項（100％）（生産物特約条項用）

第1条（不良完成品損害担保）

不良完成品損害担保追加条項（10％）（生産物特約条項用）第3条（責任限度）(1)の規定にかかわらず、この追加条項により、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額に100％を乗じて得た額を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載された財物の損壊に係る保険期間中の総保険金額に100％を乗じて得た額を限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
仕事	被保険者が行った保険証券記載の仕事を含みます。
生産物	次の①から③に掲げる者の占有を離れた保険証券記載の財物を含みます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の名において取引を行う者 ③ 記名被保険者が事業の全部または一部を譲り受けた者または買収した者

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が被った次の①または②に掲げる損害にかぎり、保険金を支払います。
- ① 生産物に起因して、日本国内において保険証券記載の通知日以降に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 仕事の終了後（注）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因して、日本国内において保険証券記載の通知日以降に発生した事故につき、被保険者が、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、一連の損害賠償請求が複数の保険証券の保険期間中に提訴された場合であっても、当会社は、最初の損害賠償請求が提起された時にすべての事故とみなします。
- (注) 仕事の終了後
仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

損害賠償約款締結の当時、保険契約者または記名被保険者が、保険期間中に第1条（当会社の支払責任）の損害賠償請求が提起されたおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（注）は、当会社は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 知っていた場合
知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第3条（通知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（当会社の支払責任）の損害賠償請求が提起されたおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日からその日を含めて60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的な状況を、書面により当会社へ通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとしても、第1条（当会社の支払責任）(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対して当会社が支払うべき保険金の額を算出するものとします。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の通知において、事実と異なる記載または証拠をねつ造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対して当会社が支払うべき保険金の額を算出するものとします。

第4条（読替規定）

当会社は、この保険契約においては、下表のとおり普通約款を読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩	前条に掲げる事故	損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当会社の支払責任）に掲げる事故
第2条（損害の範囲および責任限度）(2)および(3)	1回の事故	1回の損害賠償請求

第3条（保険適用地域） (1)および(2)	事故	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由
第5条（責任の始期および終期）	保険料領収前に生じた事故による損害	保険料領収前になされた損害賠償請求による損害
第6条（調査）	事故の発生を予防するために必要な措置	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生することに対する予防措置
第7条（告知義務）(3)③	事故が生じる前に	損害賠償請求がなされる前に
第7条（告知義務）(4)	事故が生じた後に	損害賠償請求がなされた後に
第7条（告知義務）(5)	発生した事故	なされた損害賠償請求
第8条（通知義務）(4)	承認請求書を受領するまでの間に生じた事故	承認請求書を受領するまでの間に生じた損害賠償請求
第8条（通知義務）(5)	発生した事故	なされた損害賠償請求
第9条（保険契約の解除） (5)	事故の発生した後になされた	請求がなされた後に行われた
第9条（保険契約の解除） (5)	解除がなされた時までに発生した事故	解除が行われた時までに保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または解除が行われた時までになされた損害賠償請求
第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(3)	その事実が生じた時より前に発生した事故	その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求
第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(4)	追加保険料領収前に生じた事故による損害	追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害
第16条（事故の発生）、 第18条（保険金請求の手続）(3)および第19条（保険金の支払）(1)①	事故	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

効能不発揮損害不担追追加条項（生産物特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であることを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①①から③に掲げる賠償責任のほか、特約条項の用語の定義に規定する「生産物」がその意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

共通保険金額追加条項（生産物特約条項用）

第1条（保険金額の適用）

当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）①①からの掲げる賠償責任の額は、同条③の規定にかかわらず、1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害を合算した金額が保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第2条（総保険金額の適用）

当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわりなく、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（生産物特約条項用）

第1条（責任限度）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき

支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する限度にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当会社は、(1)の規定を適用します。

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

当会社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかの場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。

① 普通約款第22条（先取特約）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金

② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金

(注) 請求完了日

被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

第3条（保険金の支払一権利調整による延滞）

前条の規定により、当会社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（生産物特約条項用）

第1条（他の被保険者との関係）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の定義における「他人」の定義、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)ならびに生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第6条（被保険者相互間の交差責任）(1)および(2)の規定にかかわらず、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。

(2) この保険契約に追加被保険者追加条項（生産物特約条項用）が付帯されている場合には、当会社は、追加被保険者追加条項（生産物特約条項用）第1条（被保険者の範囲の拡大）(2)の規定を適用しません。

(注) 被保険者相互間

記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

第2条（責任限度）

当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわりなく、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

間接損害不担追追加条項（生産物特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
間接損害賠償金	財物の使用不能に起因する損害賠償金をいい、その財物の使用不能がなければ得たと認められる利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金のうち、間接損害賠償金については、保険金を支払いません。

第2条（争訟費用損害の支払限度）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)にかかわらず、この追加条項により、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②の費用について、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

普通約款第2条(1)④の費用 × 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金 － 間接損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金	
--	--

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア、作業（注１）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注１）に使用されたものを含みます。 イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注１）のために被保険者の所有または管理する施設内（注２）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注１） 作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注２） 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者としてします。

第 1 条（被保険者の範囲の拡大）

- (1) 生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）の被保険者には、特約条項の用語の定義に規定する「被保険者」に掲げる者のほか、追加被保険者を含みます。
- (2) 当会社は、次の①から③に掲げる区分における加害者（注１）と被害者（注２）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注１）	被害者（注２）
①	追加被保険者	追加被保険者（注３）
②	追加被保険者	特約条項の用語の定義に規定する被保険者
③	特約条項の用語の定義に規定する被保険者	追加被保険者

- （注１） 加害者
特約条項第 1 条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
- （注２） 被害者
特約条項第 1 条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
- （注３） 追加被保険者
加害者となった追加被保険者以外の追加被保険者をいいます。

第 2 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、追加被保険者が、その追加被保険者の受託財物を損壊したことに起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第 3 条（責任限度）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 2 条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、追加被保険者の数にかかわらず、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第 4 条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（生産物特約条項用）

第 1 条（求償権の不行使）

当会社が、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 1 条（当会社の支払責任）および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第 1 条（事故）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、保険金を支払った場合、普通約款第 21 条（代位）の規定により当会社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券に記載の者に対する権利については、これを行使しません。

第 2 条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ ％）（生産物特約条項用）

※上記（ ％）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第 1 条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 2 条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、普通約款第 1 条（当会社の支払責任）および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第 1 条（事故）の規定に基づき当会社が支払うべき普通約款第 2 条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1 回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

（普通約款第 2 条(1)①の損害賠償金 － 保険証券に記載された免責金額）× 縮小支払割合 ％

- (2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小支払割合により、(1)の規定を適用します。

第 2 条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

エンジン焼付損害縮小てん補追加条項（１／２）（生産物特約条項用）

第 1 条（責任の限度）

- 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 2 条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、保険証券記載の仕事の結果に起因して生じた自動車のエンジン焼付けによるそのエンジン自体の財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）の規定に基づき当会社が保険金を支払う場合は、当会社は、普通約款第 2 条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額の 2 分の 1 のみを支払います。

第 2 条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

エンジン焼付損害不担追加条項（生産物特約条項用）

第 1 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険証券記載の仕事の結果に起因して生じた自動車のエンジン焼付けによるそのエンジン自体の財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第 2 条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項
(生産物特約条項用)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
回収生産物等	回収措置の対象となる生産物自体または仕事の目的物自体をいいます。
回収措置	事故の発生または拡大の防止を目的とする次の①から③に掲げる財物に対する回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。 ① 生産物または仕事の目的物 ② 生産物または仕事の目的物が一部をなす財物 ③ 生産物自体または仕事の目的物自体
回収費用	次の①に掲げる費用をいい、②に掲げる費用を除くものとします。 ① 次のアからクに掲げる費用のうち、被保険者が講じる回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用にかかります。 ア、新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 イ、電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用、文書作成費用および封筒代金 ウ、回収生産物等か否かを確認するための検査および確認費用 エ、回収生産物等または代替品等の輸送費用 オ、回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫その他の施設の賃借費用 カ、回収生産物等の廃棄費用 キ、回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ク、回収措置の実施により生じる出張費、宿泊費その他これらに類する費用 ② ①の規定にかかわらず、回収費用には、次のアからクのものを含みません。 ア、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 イ、回収生産物等その他の財物の使用が阻害されたことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 ウ、回収措置のかし、技術の拙劣等により、通常の回収措置に要する費用を超過した部分 エ、回収措置に関する特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置に要する費用を超過した部分 オ、回収生産物等の修理、交換、取りこわし、解体に要する費用 カ、代替品等の製造または購入に要する費用 キ、回収生産物等と引き換えに返還されるその生産物または仕事の目的物の対価 ク、回収措置の実施で発生した生産物自体または仕事の目的物自体の修理費用
使用不能損害	生産物自体または仕事の目的物自体が使用できないことによる他人の被害をいいます。
生産物	特約条項の用語の定義に規定する「生産物」をいいます。
生産物自体または仕事の目的物自体	特約条項第1条（事故）に規定する事故の直接の原因となった生産物そのものまたは仕事の目的物そのものをいい、事故が発生するおそれのある他の生産物もしくは他の生産物自体または他の仕事の目的物もしくは他の仕事の目的物自体を含みません。
損壊	物理的な変化等により、その客観的な経済的価値を減少させることをいい、滅失または汚損を含み、盗取もしくは詐欺されることまたは紛失を含みません。
代替品等	回収生産物等と引き換えに提供される生産物または仕事の目的物をいいます。
特約条項	生産物特約条項をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、特約条項第1条（事故）に規定する事故によって生じた他人の身体の障害または生産物自体もしくは仕事の目的物自体以外に発生した財物の損壊について、当会社が賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）①①の損害賠償金について保険金を支払う場合は、生産物または仕事のかしに基づく生産物自体または仕事の目的物自体の損壊により、その生産物自体または仕事の目的物自体について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、この追加条項により保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当会社が前条に規定する損害について支払うべき保険金は、次の①から③のとおりとします。

- ① 次のアまたはイのいずれか低い額
ア、生産物自体または仕事の目的物自体が被害を受ける前の状態に復旧するまでに必要となる費用
イ、事故の生じた場所および時に、被害を受けていない限りは有するであろう生産物自体または仕事の目的物自体の価値
- ② 使用不能損害
- ③ 回収費用

第3条（責任限度）

(1) 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき前条①から③の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）③の規定にかかわらず、1回の事故について、および保険期間を通じて、1,000万

円を限度とします。

- (2) ①に規定する限度額は、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額および保険期間中の総保険金額に含まれるものとし、かつ、この追加条項が付帯された特約条項により当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）①①の損害賠償金の額は、いかなる場合も、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額および保険期間中の総保険金額を限度とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- この追加条項において、直接であると間接であるとを問わず、特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②または③に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、当会社は、第1条（当会社の支払責任）に規定する生産物自体または仕事の目的物自体の損壊に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。
- ① 賠償責任保険追加条項第5章生産物特約条項に係る条項第2条（保険金を支払わない場合—不良完成品損害）に規定する不良完成品損害に起因する賠償責任
 - ② 賠償責任保険追加条項第5章生産物特約条項に係る条項第3条（保険金を支払わない場合—不良製造品・加工品損害）に規定する不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任

第5条（特約条項の適用除外）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①の規定を適用しません。

第6条（特約条項の読み替え）

当会社は、この追加条項において、特約条項第4条（回収措置の実施と回収費用）③の規定を次のとおり、読み替えて適用します。

- 「③ 生産物またはこれらが一部をなす財物（ただし、生産物自体または仕事の目的物自体を除きます。）の回収措置が講じられた場合であっても、当会社は、被保険者が支出したと否とを問わず、その回収措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。」

第7条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保
追加条項_フイド（生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
回収生産物等	回収措置の対象となる生産物自体または仕事の目的物自体をいいます。
回収措置	事故の発生または拡大の防止を目的とする次の①から③に掲げる財物に対する回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。 ① 生産物または仕事の目的物 ② 生産物または仕事の目的物が一部をなす財物 ③ 生産物自体または仕事の目的物自体
回収費用	次の①に掲げる費用をいい、②に掲げる費用を除くものとします。 ① 次のアからクに掲げる費用のうち、被保険者が講じる回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用にかかります。 ア、新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 イ、電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用、文書作成費用および封筒代金 ウ、回収生産物等か否かを確認するための検査および確認費用 エ、回収生産物等または代替品等の輸送費用 オ、回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫その他の施設の賃借費用 カ、回収生産物等の廃棄費用 キ、回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ク、回収措置の実施により生じる出張費、宿泊費その他これらに類する費用 ② ①の規定にかかわらず、回収費用には、次のアからクのものを含みません。 ア、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 イ、回収生産物等その他の財物の使用が阻害されたことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 ウ、回収措置のかし、技術の拙劣等により、通常の回収措置に要する費用を超過した部分 エ、回収措置に関する特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置に要する費用を超過した部分 オ、回収生産物等の修理、交換、取りこわし、解体に要する費用 カ、代替品等の製造または購入に要する費用 キ、回収生産物等と引き換えに返還されるその生産物または仕事の目的物の対価 ク、回収措置の実施で発生した生産物自体または仕事の目的物自体の修理費用
使用不能損害	生産物自体または仕事の目的物自体が使用できないことによる他人の被害をいいます。
生産物	特約条項の用語の定義に規定する「生産物」をいいます。

生産物自体または仕事の目的物自体	特約条項第1条（事故）に規定する事故の直接の原因となった生産物そのものまたは仕事の目的物そのものをい、事故が発生するおそれのある他の生産物もしくは他の生産物自体または仕事の目的物もしくは他の仕事の目的物自体を含みません。
損壊	物理的な変化等により、その客観的な経済的価値を減少させることをい、滅失または汚損を含み、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
代替品等	回収生産物等と引き換えに提供される生産物または仕事の目的物をいいます。
特約条項	生産物特約条項をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、特約条項第1条（事故）に規定する事故によって生じた他人の身体の障害または生産物自体もしくは仕事の目的物自体以外に発生した財物の損壊について、当会社が賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金について保険金を支払う場合は、生産物または仕事のかしに基づく生産物自体または仕事の目的物自体の損壊により、その生産物自体または仕事の目的物自体について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、この追加条項により保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当会社が前条に規定する損害について支払うべき保険金は、次の①から③のとおりとします。

- 次のあまたはいのいずれか低い額
 - 生産物自体または仕事の目的物自体が被害を受ける前の状態に復旧するまでに必要となる費用
 - 事故の生じた場所および時に、被害を受けていなければ有するであろう生産物自体または仕事の目的物自体の価値
 - 使用不能損害
 - 回収費用

第3条（責任限度）

- 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき前条①から③の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、および保険期間を通じて、1,000万円を限度とします。
- (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額および保険期間中の総賠償金額に含まれるものとし、かつ、この追加条項が付帯された特約条項により当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金額の額は、いかなる場合も、保険証券に記載された財物の損壊に係る1事故保険金額および保険期間中の総賠償金額を限度とします。

第4条（特約条項の適用除外）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①の規定を適用しません。

第5条（特約条項の読み替え）

当会社は、この追加条項において、特約条項第4条（回収措置の実施と回収費用）(3)の規定を次のとおり、読み替えて適用します。
「(3) 生産物またはこれらが一部をなす財物（ただし、生産物自体または仕事の目的物自体を除きます。）の回収措置が講じられた場合であっても、当会社は、被保険者が支出したと否とを問わず、その回収措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。」

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

生産物等回収費用担保追加条項（生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
回収生産物等	回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。
回収措置	事故の発生または拡大の防止を目的とする次の①から③に掲げる財物に対する回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。 - 生産物または仕事の目的物 - 生産物または仕事の目的物が一部をなす財物 - 生産物自体または仕事の目的物自体
事故	特約条項第1条（事故）に規定する事故をいいます。
生産物	特約条項の用語の定義に規定する「生産物」をいいます。
生産物自体または仕事の目的物自体	特約条項第1条（事故）に規定する事故の直接の原因となった生産物そのものまたは仕事の目的物そのものをい、事故が発生するおそれのある他の財物を含みません。
生産物または仕事の目的物	日本国内に所在する保険証券に記載された生産物または仕事の目的物をいいます。
代替品等	回収生産物等と引き換えに提供される生産物または仕事の目的物をいいます。
特約条項	生産物特約条項をいいます。
販売業者等	回収生産物等の製造、加工または流通にかかわる被保険者以外の者をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、事故によって生じた他人の身体の障害または生産物もしくは仕事の目的物以外に発生した

財物の損壊について、当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金について保険金を支払う場合は、この追加条項より、その事故と同一の原因による事故の発生または拡大を防止するために被保険者が回収費用（以下「回収費用」といいます。）を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（回収費用の範囲）

- 当会社が、保険金を支払う回収費用の範囲は、次の①から⑩に掲げる費用のうち、被保険者が講じる回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用にかぎります。
 - 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
 - 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用、文書作成費用および封筒代金
 - 回収生産物等か否かを確認するための検査および確認費用
 - 回収生産物等または代替品等の輸送費用
 - 回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫その他の施設の賃借費用
 - 回収生産物等の廃棄費用
 - 回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
 - 回収措置の実施により生じる出張費、宿泊費その他これらに類する費用
- (1)の費用には、次の①から⑦のものを含みません。
 - 他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 回収生産物等その他の財物の使用が障害されたことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
 - 回収措置のほか、技術の拙劣等により、通常の回収措置に要する費用を超過した部分
 - 回収措置に関する特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置に要する費用を超過した部分
 - 回収生産物等の修理、交換、取りこわし、解体に要する費用
 - 代替品等の製造または購入に要する費用
 - 回収生産物等と引き換えに返還されるその生産物または仕事の目的物の対価

第3条（保険金を支払わない場合）

この追加条項において、当会社は、販売業者等が回収措置を実施するために回収費用を負担し被保険者に対して求償した場合は、被保険者がその回収費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- 当会社は、直接であると同程度であると問わず、次の①から⑩に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意もしくは重大な過失による事故の発生。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。

- 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意もしくは重大な過失による法令違反。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。
- 保険契約者または被保険者（注2）が、保険期間の開始時（注3）において既に知り得ていた事故もしくは知り得ていたと合理的に推定できる事故
- 生産物または仕事の目的物の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色その他これらに類する事由
- 保存期間または有効期間を限定して製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化
- 運搬子組換え、海牛綿状脳症（BSE）またはインフルエンザ
- 回収生産物等の修理もしくは交換上のかし、または代替品等のかし
 - 1 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人

保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 2 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 3 保険期間の開始時

この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時をいいます。

第4条（事故および回収措置に関する通知義務）

- 保険契約者または被保険者は、回収措置の原因となるおそれがある他人の身体の障害または財物の損壊の発生を知った場合は、普通約款第16条（事故の発生）①に掲げる事項のほか、他人の身体の障害または財物の損壊の原因となった生産物または仕事の目的物ならびにその生産物または仕事の目的物のかしの内容およびその原因について、遅滞なく書面当会社に通知しなければなりません。
- 保険契約者または被保険者は、回収措置の実施を決定した場合は、遅滞なく書面をもって次の①から⑤の事項を当会社に通知しなければなりません。
 - 回収措置の開始予定日
 - 回収措置の方法
 - 回収生産物等の種類、型式等
 - 回収生産物等の製造、販売等の数量
 - ①から④の事項のほか、当会社が特に必要とする事項を求めた場合は、その事項
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)①から⑤の事項について知っている事実を告げず、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第5条（責任の限度）

- 当会社がこの追加条項に基づき支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、1回の事故について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総賠償金額を限度とします。

- 第2条（回収費用の範囲） × 保険証券に記載された = 保険金
(1)から⑥の費用の合計額 縮小支払割合
- (2) (1)の規定する額は、保険証券に記載された財物の損壞に係る1事故保険金額および保険期間中の総保険金額に含まれるものとし、かつ、この追加条項が付帯された特約条項により当会社が保険金を支払うべき損害保険金の額は、いかなる場合も、保険証券に記載された財物の損壞に係る1事故保険金額および保険期間中の総保険金を限度とします。

第6条（特約条項の適用除外）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第4条（回収措置の実施と回収費用）(1)から(3)の規定を適用しません。

第7条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

当会社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかな場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。

- ① 普通約款第22条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金
② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金
(注) 請求完了日

被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手續）(2)の規定による手續を完了した日をいいます。

第8条（保険金の支払－権利調整による延伸）

前条の規定により、当会社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第9条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

不良製造品・加工品損害不担保追加条項（生産物特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合－不良製造品・加工品損害）

当会社は、不良製造品・加工品担保追加条項（10%）（生産物特約条項用）の規定にかかわらず、直接であると同様であるを問わず、生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が製造機械等（注1）である場合において、製造品（注4）に発生した損壞等（注5）について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (注1) 製造機械等
製造機械（注2）または製造機械（注2）の制御装置（注3）をいいます。
(注2) 製造機械
他の財物を製造、生産または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。
(注3) 制御装置
製造機械（注2）を目的の状態とするために操作または調整を行うものをいい、制御機械、制御装置その他これらに類似のものを含みます。
(注4) 製造品・加工品
製造機械等（注1）により製造または加工される財物をいいます。
(注5) 損壞等
製造品・加工品（注4）の財物の損壞および色、形状、性能、効能等が本来意図したものとは違うことをいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良完成品損害不担保追加条項（生産物特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合－不良完成品損害）

- (1) 当会社は、不良完成品担保追加条項（10%）（生産物特約条項用）の規定にかかわらず、直接であると同様であるを問わず、完成品（注）に発生した財物の損壞について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
(2) (1)の注書きに規定する仕事とは、生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）の用語の定義に規定する仕事のうち、財物の製造または販売過程における設計、加工、組立、表示等の仕事にかぎりです。
(3) 当会社は、完成品（注）に発生した財物の損壞に起因して、完成品（注）以外の財物に発生した財物の損壞および身体障害に対しては、(1)の規定を適用しません。
(注) 完成品

特約条項の用語の定義に規定する「生産物」または特約条項第1条（事故）②に規定する仕事の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物で、その生産物または仕事の結果と構造上または機能上一体とみなされる他の財物をいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

生産物等による経済的損害担保追加条項（生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
瑕疵	仕様等で意図された機能、効能、目的もしくは条件を発揮または充足しないことをいい、欠陥を含みます。
経済的損害	他人の身体障害または生産物等以外の財物の損壞を伴わずに発生した他人の経済上の損失をいいます。なお、生産物等に損壞が生じているか否かは問いません。
欠陥	通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。
行為	生産物の製造、加工、輸入または販売につき行う行為をいい、不作為を含みます。
生産物等	次の①または②に掲げるものをいいます。 ① 記名被保険者が製造、加工、輸入または販売をし、占有者等の占有を離れた保険証券記載の財物 ② ①に規定する財物の販売、納品または引き渡し時に被保険者または被保険者からの委託を受けた者が実施する輸送、組立、設置、据付等の行為の結果
占有者等	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の名において取引を行う者 ③ 記名被保険者が事業の全部または一部を譲り受けた者または買収した者
特約条項	生産物特約条項をいいます。
納品不能・納期遅延	次の①または②に掲げる事由が被保険者に対して生じ、被保険者の行為が阻害されたことにより発生した未納生産物に係る履行不能または履行遅滞をいいます。 ① 火災、破裂または爆発（注1） ② ①以外の不測かつ突発的な事由によって生じる未納生産物の製造、加工等を行う設備または装置（注2）の損壞または機能停止 (注1) 破裂または爆発 気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破裂またはその現象をいいます。 (注2) 設備または装置 被保険者が所有または使用するものに限ります。
未納生産物	保険証券記載の財物のうち、占有者等の占有を離れる前の財物をいい、納期が定められたものに限ります。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、この追加条項により、次の①または②に掲げる事由に起因する他人の事業の休止または阻害（以下「事故」といいます。）が発生したことによる経済的損害につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、事故が発生した日からその日を含めて1年以内に生じた経済的損害に限りします。
① 生産物等の瑕疵
② 納品不能・納期遅延
(2) 当会社は、(1)①の事由に起因する事故については、次の①から③までに掲げる条件をいずれも満たす場合にかぎり、保険金を支払います。
① (1)に規定する事故が保険期間中に日本国内において発生すること。
② ①の事故による経済的損害に関する損害賠償請求が事故の発生した日からその日を含めて2年以内に日本国内においてなされること。
③ 事故の発生日において、事故の原因となる生産物等が占有者等の占有を離れた日からその日を含めて2年以内であること。
(3) 当会社は、(1)②の事由に起因する事故については、(2)①および②までに掲げる条件をいずれも満たす場合にかぎり、保険金を支払います。

第2条（被保険者の範囲）

この追加条項において、被保険者は次の①および②をいいます。

- ① 記名被保険者
② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とはします。

第3条（損害の範囲）

当会社が第1条（当会社の支払責任）(1)の規定により保険金を支払うべき損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げるものに限りします。

- ① 普通約款第2条（損害の範囲および損害額）(1)①損害賠償金
② 普通約款第2条（損害の範囲および損害額）(1)②権利保全行使費用
③ 普通約款第2条（損害の範囲および損害額）(1)④争訟費用

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
(2) 当会社は、直接であると同様であるを問わず、次の①から③までに掲げる事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①から③までに掲げる規定について、当会社が保険金を支払わないのは、それらの行為を行った被保険者が被る損害に限りします。
① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為

- ② 被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為（注1）
- ③ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して行った行為
- ④ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為
- ⑤ 次のアまたはイに掲げる事由
- ア、身体の障害および精神の苦痛
- イ、生産物等以外の財物の損壊、盗取もしくは詐取されることまたは紛失およびそれらに起因する財物の使用不能損害
- ⑥ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（注2）、その状況の原因となる事由または行為
- ⑦ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた事由または行為
- ⑧ 通常の業務の範囲でない行為
- ⑨ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑩ 役員としての業務または株主代表訴訟
- ⑪ 助言、企画、コンサルティング、指導、その他これらに類する業務
- ⑫ 生産物または未納生産物の配送の遅延または誤配。ただし、納品不能・納期遅延による場合を除きます。
- ⑬ 履行不能または履行遅滞。ただし、納品不能・納期遅延による場合を除きます。
- ⑭ 特許権、商標権等の知的財産権および著作権の侵害
- ⑮ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害（注3）
- ⑯ 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑰ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑱ 被保険者の業務の対価（注4）の見積りまたは返還
- ⑲ 業務の報酬（注5）
- ⑳ 資産の運用、投資等の結果
- (3) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩までに掲げる事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 生産物の供給停止。ただし、納品不能・配送遅延による場合を除きます。
- ② 生産物等に係るあらゆる契約の維持、付保、獲得、保証、解除、消滅、失効、変更、更新、撤回、取消し、停止等の過誤
- ③ 次のアまたはイに掲げる生産物または行為に関する事由
- ア、航空機、宇宙船、飛行船、人工衛星、ミサイル等ならびにそれらの部品（注6）および地上の航空管制機器またはそれらに使用される地上の操作機器類ならびにそれらの部品（注6）
- イ、アに関する教育材料、取扱説明マニュアル、設計図、チャート、技術指導またはその他指導、サービスの提供
- ④ 次のアまたはイに掲げる事由
- ア、日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと
- イ、アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断（注7）
- ⑤ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体、個人またはこれらと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれ
- ⑥ 被保険者の破産、破綻およびその他経済的困難
- (4) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩までに掲げる事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる妨害または加害行為
- ② 生産物等の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ③ ねずみ食い、虫食い等の現象
- ④ 生産物等を使用する者によるその生産物等の不正な変更もしくは改造、誤用または不適切な維持もしくは管理
- ⑤ 業務の遂行につき、法令の定めにより資格、免許、許可、届出または登録その他の要件を必要とする場合において、その要件を満たさない間に被保険者が行った行為
- ⑥ 業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑦ 人工衛星または人工衛星に搭載された無線設備等の機器に生じた財物の損壊、故障または機能の停止
- ⑧ 被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ⑨ 漁業権、営業権、鉱業権、水利権、道路利用権、日照権、眺望権またはこれらに類似したその他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害
- ⑩ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
- (5) 当社は、次の①または②に掲げる者からの損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 他の被保険者
- ② 被保険者の親族
- (6) 当社は、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したか、または被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害かどうかにかかわらず、保険金を支払いません。
- ① 業務の履行の遅完または再履行のために要する費用（注8）
- ② 業務の結果のうち損害賠償請求の原因となった業務およびそれらと同種の業務に対して被保険者が行った回収、検査、修正、交換、やり直しその他適切な措置のために要した費用

- (7) 当社は、生産物等の損壊自体に対する賠償責任を負担することによって被る損害については保険金を支払いません。ただし、損壊によって発生する生産物等の使用不能による損害を除きます。
- (8) 当社は、物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害追追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）により保険金の支払対象となる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 犯罪行為
- 刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。
- (注2) 知っていた場合
- 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注3) 営業権の侵害
- 商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。
- (注4) 業務の対価
- 販売代金、手数料、報酬等をいいます。
- (注5) 業務の報酬
- 日当、旅費および宿泊料を含みます。
- (注6) 部品
- 予備または交換部品を含みます。
- (注7) コンピュータ等の停止もしくは中断
- コンピュータ等を使用している業務の停止または中断を含みます。
- (注8) 業務の履行の遅完または再履行のために要する費用
- 遅完または再履行のために提供する財物、情報または役務価格を含みます。

第5条（支払保険金および責任の限度）

- (1) 当会社が第3条（損害の範囲）に定める損害について支払うべき保険金の額は、普通約款第2条の規定にかかわらず、1回の事故について次の算式によって得られた額とします。

$$\text{保険金の額} = \left(\text{第3条（損害の範囲）①} - \frac{\text{免責金額}}{\text{③の損害の額の合計額}} \right) \times \frac{\text{縮小支払割合}}{90\%}$$

- (2) (1)の規定に従いながら、当会社が第3条（損害の範囲）に定める損害について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、1,000万円を限度として、保険期間を通じて、1,000万円を限度とします。
- (3) (1)および(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当会社は、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなし、最初の事故が発生した時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を適用します。

第6条（諸語規定）

この追加条項においては、特約条項の規定中、「生産物」とあるのは「生産物等」と読み替えて適用します。

第7条（普通約款等の関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこの保険契約に付帯する他の追加条項の規定を適用します。

受託者特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
受託物	記名被保険者が管理する保険証券記載の受託物をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
被保険者	次の①および②に掲げる者としす。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者としす。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物の）規定にかかわらず、受託物が次の①または②の間に損壊し、または盗取もしくは詐取されたこと（注）（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ② 受託物が保険証券記載の業務内容に従って保管施設外で管理されている間
- (注) 盗取もしくは詐取されたこと
- ただし、紛失を含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（注1）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないの

- は、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人（注1）または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質（注2）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははたらんする液体、気体、蒸気等（注3）に起因する賠償責任
- ⑥ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第106号）に定める適気帯を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
- ア. 自動車
イ. 車両（注4）
ウ. 船舶（注5）
エ. 航空機

- (注1) 法定代理人
記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 受託物本来の性質
自然発火および自然爆発を含みます。
- (注3) 液体、気体、蒸気等
これらの成分は水にかぎりません。
- (注4) 車両
自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。
- (注5) 船舶
船種類をいひ、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。

第3条（責任限度額）

- (1) 当社が①の特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被害を受けた受託物の時価（注）を超えないものとします。
- (2) 当社が②の特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (3) 当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。
- (注) 時価
事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

漏水担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任－漏水危険）

当会社は、受託者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははたらんする液体、気体、蒸気等（注）による他人の財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注) 液体、気体、蒸気等
これらの成分は水にかぎりません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

冷蔵倉庫業者用追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
寄託価額	記名被保険者と寄託者との間で、あらかじめ約定を行った受託物の価額をいいます。
寄託者	冷蔵倉庫寄託契約における寄託者をいいます。
誤出庫	受託物が第三者に誤って引き渡されることをいいます。

時価	被害を受けた受託物に被害が生じた地および時（ただし、発生の時期が不明である場合は、被害を発見した時をいいます。）において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額をいいます。ただし、被害を受けていなければ、寄託者が得たであろう利益を含みません。
自己貨物	自己所有の冷蔵物をいいます。
受託物	冷蔵倉庫寄託契約により被保険者が受託する冷蔵物をいいます。
損壊	冷凍・冷蔵倉庫および冷凍・冷蔵装置の欠陥または被保険者が職務上相当な注意を払わなかったことによる受託物の損壊および腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の事由をいいます。
電気的・機械的事故	電気的作用または機械の移動に伴って発生した事故をいいます。
爆発もしくは破裂	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
紛失	受託物の誤出庫または名義変更手続上の過失による受託物の紛失のみをいい、原因不明の数量不足等その他の事由による受託物の紛失を含みません。
名義変更手続	記名被保険者と寄託者との間で書類により行われる名義変更手続をいい、電話または口頭によるものを含みません。
冷凍・冷蔵倉庫	財物を低温で保管する施設、容器等をいい、保険証券に記載されたものをいいます。
冷凍・冷蔵装置	これらの付属装置を含みます。

第1条（読替規定）

この保険契約において、当会社は、受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）を以下のとおり読み替えて適用するものとします。

「第1条（当会社の支払責任）」

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）の規定にかかわらず、冷蔵倉庫寄託契約により被保険者が受託する冷蔵物（以下「受託物」といいます。）が次の①または②の間に損壊（注1）もしくは紛失（注2）し、または盗取もしくは詐取されたこと（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券に記載された冷凍・冷蔵倉庫（注3）で管理されている間
② 受託物が保険証券記載の業務内容に従って冷凍・冷蔵倉庫（注3）外で管理されている間（注4）

- (注1) 損壊
冷凍・冷蔵倉庫（注3）および冷凍・冷蔵装置（付属装置を含みます。）の欠陥または被保険者が職務上相当な注意を払わなかったことによる受託物の損壊および腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の事由を含みます。以下、同様とします。
- (注2) 紛失
受託物の誤出庫または名義変更手続上の過失による受託物の紛失のみをいい、原因不明の数量不足等の他の事由による受託物の紛失を含みません。
- (注3) 冷凍・冷蔵倉庫
財物を低温で保管する施設、容器等をいいます。
- (注4) 冷凍・冷蔵倉庫外で管理されている間
倉出しまたは倉入れ作業の通常の過程として一時的に倉庫外で管理されている間をいいます。ただし、受託物が冷凍・冷蔵倉庫（注3）の所在する敷地の構内にある場合にかぎりず。

「第2条（保険金を支払わない場合）」

当会社は、直接であると同様であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第3条（保険金を支払わない場合－修理加工危険）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から④に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、冷凍・冷蔵倉庫において火災または爆発もしくは破裂が発生した場合を除きます。

- ① 火災によって発生した冷凍・冷蔵装置の滅失、損壊または変調によって起きた温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する賠償責任
② 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
③ 日常の使用または運転に伴う冷凍・冷蔵倉庫、機械、冷凍・冷蔵装置等の摩滅、消耗または劣化に起因する賠償責任
④ 原因を問わず、冷凍・冷蔵倉庫、機械、冷凍・冷蔵装置等の腐食、さびまたは侵食に起因する賠償責任

第3条（損害賠償金）

特約条項第3条（責任限度額）(1)にかかわらず、当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被害を受けた受託物の時価を超えないものとします。ただし、その時価が寄託価額を超える場合は、寄託価額を限度とします。

第4条（自己貨物がある場合の特則）

記名被保険者が、受託物と同庫の自己貨物を管理している間に事故が発生した場合において、その被害を受けた受託物について、受託物と自己貨物とを明確に判別し得ないときは、当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金ならびに同条(1)②の権利保全行使費用および同条(1)③の損害防止費用の額は、次の算式によって得られた金額とします。

被害を受けた全ての受託物の時価を合算した額 × 受託比率（注）＝ 普通約款第2条(1)①の損害賠償金ならびに同条(1)②の権利保全行使費用および同条(1)③の損害防止費用に対する支払額

(注) 受託比率
事故が発生する以前に確認可能な最近の冷凍・冷蔵倉庫における被害を受けた受託物と同種の受託物および自己貨物の合計在庫価額に対する被害を受けた受託物と同種の受託物の在庫価額の割合をいいます。

第5条（損害防止軽減費用の特則）

- (1) この保険契約において、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)③に規定する損害防止費用に次の①および②の費用は含まれません。
- ① 冷凍・冷蔵倉庫、建物、機械、冷凍・冷蔵装置等の補修または改善に要する費用
 - ② 被保険者が直接支出したか否かを問わず、受託物の避難のために、他の冷凍・冷蔵倉庫を借りるために支出する費用
- (2) この保険契約において、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)③に規定する損害防止費用は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)の規定にかかわらず、1回の事故につき、保険証券に記載された1事故保険金額もしくは500万円のいずれか低い金額を限度とします。

第6条（緊急措置費用の不担保）

この追加条項により、当会社は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑥に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。

第7条（責任限度）

- (1) 当会社が、この追加条項により、保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②の損害賠償金および同条(1)③の損害防止費用の額（以下「責任限度額」といいます。）、同条(3)および(4)ならびに特約条項第3条（責任限度額）(1)の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式により算出した額とします。

- $$\left(\begin{array}{l} \text{普通約款第2条(1)} + \text{普通約款第2条(1)} \\ \text{①の損害賠償金} \quad \text{③の損害防止費用} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{縮小支払割合} \\ \text{(注1)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{免責金額} \\ \text{(注2)} \end{array} = \text{責任限度額}$$
- (2) 次条および第9条（名義変更手続上の過失の場合の特則）に規定する損害に対する(1)の責任限度額は、1回の事故について、かつ保険期間中を通じて、保険証券に記載された保険金額または、500万円のいずれか低い金額を限度とします。
- (注1) 縮小支払割合
次の①または②の割合とします。
- ① 次条に規定する損害 80%
 - ② ①以外の損害 100%
- (注2) 免責金額
次の①または②に掲げる金額とします。
- ① 次条および第9条（名義変更手続上の過失の場合の特則）に規定する損害 40万円
 - ② ①以外の損害 20万円

第8条（誤出庫の場合の特則）

- (1) 当会社は、記名被保険者の誤出庫によって受託物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、寄託者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、誤出庫の事実、日時、数量もしくは誤出庫先が記名被保険者の関係書類により確認できない場合または誤出庫が最後に行われた日から30日を経過した後に当会社に事故の通知がなされた場合は、保険金を支払いません。

第9条（名義変更手続上の過失の場合の特則）

- (1) 当会社は、名義変更手続上の過失によって受託物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、寄託者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、事故の原因となった名義変更手続が最後に行われた日から30日を経過した後に当会社に事故の通知がなされた場合は、(1)の損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（冷凍・冷蔵倉庫の改築・修繕の場合の通知義務）

- (1) この保険契約の保険期間中に冷凍・冷蔵倉庫の構造の変更、改築もしくは増築または引き続き15日以上にわたって修繕する場合は、被保険者または記名被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。
- (2) 被保険者または記名被保険者が正当な理由がなく(1)の手続きを怠った場合は、当会社は、その事実が発生した時から通知書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)の承認を行う場合には、当会社は、その定めるところに従い、追加保険料を請求します。

第11条（関係書類の閲覧）

当会社は、この保険契約の保険期間中および保険期間が終了して1年が経過するまでは、冷凍・冷蔵倉庫、受託物およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を閲覧することができるものとします。

第12条（冷凍・冷蔵倉庫、建物、機械、冷凍・冷蔵装置等の管理業務）

- (1) 被保険者は、冷凍・冷蔵倉庫、建物、機械、冷凍・冷蔵装置等につき、事故の発生を予防するため、整備、点検、保守等の必要かつ適切な管理を行わなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の義務に違反した場合、当会社は、必要かつ適切な管理によって防止することができたと認められる損害の額を支払って、保険金を支払います。

第13条（求償権の保全義務）

受託物の損壊が冷凍・冷蔵倉庫、建物、機械、冷凍・冷蔵装置等に起因している場合、もしくは冷凍・冷蔵倉庫の改築、増築、修繕工事等起因している場合で、その事故につき、機械製造業者、改築、増築もしくは修繕を行った事業者等の第三者が法律上または契約上の責任を負担すべきときは、被保険者は、その第三者に対して損害賠償請求権行使した後のみ、普通約款の規定に従い、当会社に対して保険金を請求することができるものとします。

第14条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第4条（保険金を支払わない場合―冷凍・冷蔵危険）の規定を適用しません。

第15条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

貴重品等担保追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
受託貴重品	被保険者がその保管施設内で管理する貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章またはき章をいいます。
保管施設	保険証券記載の保管施設内をいい、保険証券記載の業務内容に従って保管施設外で管理している間を含みます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）、第1条（当会社の支払責任）および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）、第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、受託貴重品が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたこと（以下「事故」といいます。）、受託貴重品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任限度額）

- (1) 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被害を受けた受託貴重品の時価（注）を超えないものとします。
- (2) 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (注) 時価
事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第3条（損害額の証明）

当会社は、被保険者が損害額を証明することができない場合は、その証明できない部分については、保険金を支払いません。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

盗難危険不担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合―盗難危険）

当会社は、受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）、第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が管理する保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）が盗取または詐取されたことにより、受託物について正当な権利を有するものに対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

船舶（ヨット・モーターボート）担保追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
装備	ヨット・モーターボートの機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
付属品	ヨット・モーターボートに定着または装備されている物をいいます。
ヨット・モーターボート	被保険者が保険証券に記載された保管施設内で管理するヨット、セールボート、モーターボート等をいい、付属品を含みます。

第1条（適用条件）

この追加条項は、受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）の用語の定義に規定する「受託物」がヨット・モーターボートである場合に適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同様であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）、第4条（保険金を支払わない場合）①から④（ただし、④を除きます。）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から④に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 台風、せん風、暴風、暴風雨、竜巻、豪雨、高潮その他これらに類似的自然現象によって生じた賠償責任

- ② ヨット・モーターボートの船外機等のみの盗取または詐欺に起因する賠償責任
- ③ 次のアからエに掲げる財物の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ア、燃料、船体カバーおよび洗浄用品
- イ、法律、命令、規則、条例等により、ヨット・モーターボートに定着または装備することを禁止されている物
- ウ、通常装飾品とみなされる物
- エ、積載物（注）
- （注） 積載物
- 付属品を除きます。

第3条（責任限度額）

当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1) ①の損害賠償金の額は、事故の生じた地および時における被害を受けたヨット・モーターボートの価額（注）を超えないものとしま

（注） 被害を受けたヨット・モーターボートの価額

被害を受けたヨット・モーターボートと同一種類、同年式で同じ損耗度のヨット・モーターボートの市場販売価格相当額をいいます。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

特定位等単独損害不担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、次の①から⑥に掲げる部位について、損壊または盗難もしくは詐欺されたことにより、受託物の正当な権利を有する者に対し、被保険者が法的な賠償責任を負担することによって被害の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの部位の損壊または盗難もしくは詐欺が、受託物の他の部位の損壊または盗難もしくは詐欺と同時に発生した場合を除きます。

① ヘルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは球柱類

② 切削工具の切削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃やその他これに類する消耗部位

③ 潤滑油、操作油、冷凍、触媒、水処理材その他運搬に供される資材

④ ファルタルメント、電熱材、金網、ろ布またはろ布枠

⑤ 金型、型口ールその他型類

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

風水災危険等不担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合—風水災危険）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、暴風、雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下、隆起もしくは移動、波浪またはダム、湖沼、貯水池、河川、水路、雨水もしくは地下水の氾濫に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（受託者特約条項用）

第1条（求償権の不行使）

当会社が、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、保険金を支払った場合、普通約款第21条（代位）の規定により当会社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券に記載の者に対する権利については、これを行使しません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ %）（受託者特約条項用）

※上記（ %）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、普通約款第1条（当会社の支払責任）および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

（普通約款第2条(1)⑩の損害賠償金 - 保険証券に記載された免責金額）× 縮小支払割合 %

(2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小支払割合により、(1)の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

携行品担保追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
携行品	来訪者が携行した身の回り品をいい、貨幣、紙幣、有価証券、宝石または貴金属を含み、来訪者の自動車およびその内部または外部に積載された財物を含みません。
施設	被保険者が所有、使用または管理する施設をいいます。
来訪者	施設に来訪する者をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が来訪者より保管を委託されていない携行品が施設内において紛失し、または盗取もしくは詐欺されたこと（以下「事故」といいます。）により、携行品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任限度額）

(1) 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1) ①の損害賠償金の額は、被害を受けた携行品の時価（注）を超えないものとしま

(2) 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1) ①の損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

（注） 時価

事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

携行品担保追加条項（貴重品以外用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
携行品	来訪者が携行した身の回り品をいい、次の①および②に掲げる財物を含みません。 ① 来訪者の自動車またはその内部もしくは外部に積載された財物 ② 貨幣、紙幣、有価証券、宝石または貴金属
施設	被保険者が所有、使用または管理する施設をいいます。
来訪者	施設に来訪する者をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が来訪者より保管を委託されていない携行品が施設内において紛失し、または盗取もしくは詐欺されたこと（以下「事故」といいます。）により、携行品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任限度額）

(1) 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1) ①の損害賠償金の額は、被害を受けた携行品の時価（注）を超えないものとしま

(2) 当会社がこの追加条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1) ①の損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

（注） 時価

事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

紛失危険担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任—紛失危険）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共同条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）の規定にかかわらず、受託物が次の①または②の間に紛失したことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
② 受託物が保険証券記載の業務内容に従って保管施設外で管理されている間

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者、被保険者の法定代理人（注）または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が紛失したこと起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、被保険者が被る損害にかぎりです。

② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が紛失したこと起因する賠償責任

（注） 法定代理人
記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（普通約款との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

修理加工危険担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任－修理加工危険）

当社は、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第3条（保険金を支払わない場合－修理加工危険）の規定にかかわらず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 修理もしくは加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壞に起因する賠償責任

② 修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壞（注1）に起因する賠償責任

（注1） 受託物の損壞
技術の拙劣（注2）による仕上げ不良を含みます。

（注2） 技術の拙劣
被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

冷凍・冷蔵危険免責の削除に関する追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
損壞等	財物の損壞および腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の事由をいいます。
冷凍・冷蔵倉庫	財物を低温で保管する施設、容器等をいいます。
冷凍・冷蔵装置	これらの付属装置を含みます。

第1条（当会社の支払責任－冷凍・冷蔵危険）

当社は、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第4条（保険金を支払わない場合－冷凍・冷蔵危険）の規定にかかわらず、冷凍・冷蔵倉庫内で保管される、または搬出作業もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に冷凍・冷蔵倉庫外で保管される受託物について、当社は、次の①または②に掲げる受託物の損壞等に起因して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 冷凍・冷蔵装置の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壞等
- ② 冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出、いっ出、漏えい等に起因する受託物の損壞等

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

電気的・機械的事故のみ不担保追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
損壞等	財物の損壞および腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の事由をいいます。
電気的・機械的事故	電気的作用または機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
爆発もしくは破裂	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
冷凍・冷蔵倉庫	財物を低温で保管する施設、容器等をいいます。
冷凍・冷蔵装置	これらの付属装置を含みます。

第1条（保険金を支払わない場合の不適用）

当社は、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第4条（保険金を支払わない場合－冷凍・冷蔵危険）①の規定にかかわらず、冷凍・冷蔵倉庫内で保管される、または搬出作業もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に冷凍・冷蔵倉庫外で保管される受託物について、冷凍・冷蔵装置の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壞等に起因

して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 前条にかかわらず、当社は、この追加条項により、冷凍・冷蔵装置の電気的・機械的事故に起因する受託物の損壞等について被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、冷凍・冷蔵倉庫において、火災または破裂もしくは爆発が発生した場合は、当社は、(1)の規定を適用しません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

施設外危険不担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合－施設外危険）

当社は、受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）用語の定義に規定する「受託物」が、第1条（当会社の支払責任）に規定する保管施設外で管理されている間に損壞し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

借用不動産火災等担保追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
借用不動産	被保険者が借用している不動産をいいます。
損壞	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

第1条（適用条件）

この追加条項は、受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）の用語の定義に規定する「受託物」が借用不動産である場合に適用されます。

第2条（当会社の支払責任）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、第4条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）ならびに賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第2条（受託物の範囲）①および②の規定にかかわらず、次の①または②に掲げる事由によって借用不動産が損壞したこと（以下「事故」といいます。）により、借用不動産について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発（注）

（注） 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、被保険者が借用不動産を貸主（注）に貸した後に発見された借用不動産の損壞に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（サイバーリスク免責の不適用）

当社は、この追加条項については、賠償責任保険追加条項第1章共通条項の規定中、次の①から③の規定を適用しません。

- ① 第16条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・賠償責任）
- ② 第17条（保険金を支払わない場合－サイバーリスク・費用、損失その他の保険金）
- ③ 第18条（サイバーリスクの一部担保）

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

借用不動産破損等担保追加条項（受託者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
借用不動産	被保険者が借用している不動産をいいます。
損壞	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

第1条（適用条件）

この追加条項は、受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）の用語の定義に規定する「受託物」が借用不動産である場合に適用されます。

第2条（当会社の支払責任）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、

第4条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）ならびに賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第2条（受託物の範囲）①および②の規定にかかわらず、借用不動産が損壊したこと（以下「事故」といいます。）により、借用不動産について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 汚損、擦り傷、塗料の剥がれ等の単なる外形上の損傷であって、借用不動産の機能に直接影響のない借用不動産の損壊に起因する賠償責任
- ② 被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された借用不動産の損壊に起因する賠償責任
- ③ 借用不動産の工事、増築、取りこわし等の工事による賠償責任。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った工事に起因する場合は、当会社は、この規定を適用しません。

第4条（サイバーリスク免責の取扱い）

- (1) 当会社は、この追加条項については、賠償責任保険追加条項第1章共通条項の規定中、次の①から③の規定を適用しません。
 - ① 第16条（保険金を支払わない場合—サイバーリスク・賠償責任）
 - ② 第17条（保険金を支払わない場合—サイバーリスク・費用、損失その他の保険金）
 - ③ 第17条（サイバーリスクの一部担保）
- (2) 当会社は、この追加条項において、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、借用不動産に次の①または②が生じた場合を除きます。
 - ① 火災
 - ② 破裂または爆発（注）
 - (注) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊およびその現象をいいます。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（受託者特約条項用）

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
- (2) この保険契約においては、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当会社は、(1)の規定を適用します。

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

- 当会社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかの場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。
- ① 普通約款第22条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金
 - ② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金
- (注) 請求完了日

被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手續）(2)の規定による手續を完了した日を行います。

第3条（保険金の支払—権利調整による延滞）

前条の規定により、当会社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

除雪作業に関する追加条項

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
自動車保険契約	除雪作業車に付保される賠償責任保険をいい、共済等を含みます。
除雪作業車	除雪作業に用いる自動車を含みます。ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する登録、車両番号の指定または市町村長（注1）交付の標識（注2）を受けていない手押し式のものは含みません。 (注1) 市町村長 東京都特別区の場合は都知事をいいます。 (注2) 標識 臨時運行許可証および臨時運転番号票を除きます。

除雪作業対象物	記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる除雪作業において記名被保険者が使用または管理する財物または除雪作業の対象物をいい、その名称を問いません。
---------	--

第1条（適用条件）

この追加条項は、受託者特約条項（以下、「特約条項」といいます。）の用語の定義に規定する「受託物」が除雪作業対象物である場合に適用されます。

第2条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）の規定にかかわらず、除雪作業対象物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたこと（以下「事故」といいます。）により、除雪作業対象物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（自動車保険等との関係）

当会社は、普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、除雪作業車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その除雪作業車に自動車保険契約を締結しているときは、その損害額がその自動車保険契約により保険金が支払われるべき金額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

第4条（免責金額の適用）

当会社は、前条に規定された自動車保険契約により保険金を支払われるべき金額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

自動車管理者特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
自動車	被保険者が管理する他人（注1）が所有する自動車をいい、これに定義（注2）または装備（注3）されている物を含みます。ただし、次の①から④に掲げるものを除きます。 ① 燃料、ボディーカパーおよび洗車用品 ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定義（注2）または装備（注3）することを禁止している財物 ③ 通常装飾品とみなされる財物 ④ 積載物 (注1) 他人 ただし、所有権留保条項付売買契約の買主を含み、被保険者、被保険者の法定代理人または記名被保険者と同居の親族は他人とはみなしません。 (注2) 定着 ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 (注3) 装備 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐欺されることまたは紛失を含みません。
被保険者	次の①および②に掲げる者とします。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者としてします。
法定代理人	記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、偶発的な事故により自動車を次の①または②に掲げる間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺されたこと（以下「事故」といいます。）により、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券記載の保管施設内に保管されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

この特約条項において、当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）の規定を適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（注1）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任（注2）
- ③ 被保険者、被保険者の法定代理人（注1）または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ⑥ 修理（注3）、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣（注4）または仕上げ不良に起因する賠償責任。ただし、作業機械の破損、故障もしくは停止による偶然な事故または火災もしくは爆発が発生した場合を除きます。
- ⑦ 次のアまたはのいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ア、自動車が法令に定められた運転資格（注5）を持たない者によって運転されている間
- イ、自動車が道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間
- ⑧ 自動車の自然の消耗または欠陥に起因する賠償責任
- ⑨ 屋根、樞、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等により自動車に発生した損壊に起因する賠償責任
- ⑩ エンジンの修理、点検または整備において発生したエンジンの焼付け（注6）に起因する賠償責任
- ⑪ 板金、塗装等の作業で発生した塗装色の不整合または色むらに起因する賠償責任
- ⑫ 板金、塗装等の作業で発生した作業箇所の凹凸に起因する賠償責任
- （注1） 法定代理人
記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 自動車の使用不能に起因する賠償責任
収益減少に基づくものを含みます。
- （注3） 修理
点検および整備を含みます。
- （注4） 拙劣
被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。
- （注5） 運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- （注6） エンジンの焼付け
被保険者の著しい注意義務の欠如により発生した場合にかぎります。

第4条（保険金を支払わない場合の特則）

- 当会社は、第3条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、第1条（当会社の支払責任）に規定する自動車について正当な権利を有する者に対して、被保険者が次の①から③の自動車の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、前条⑥の規定を適用しません。
- ① ジャッキアップ、リフトアップその他類似の作業によって生じた自動車の損壊
- ② ボンネット開閉作業によって生じた自動車の損壊
- ③ ワイパーブレードの操作またはその取扱いによって生じた自動車のフロントガラスの損壊

第5条（当会社の責任限度額）

- 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、事故が生じた地および時における被害自動車の価額（注）を超えないものとします。
- （注） 被害自動車の価額
被害自動車と同一車種および同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第6条（残存保険金額）

- (1) 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (2) 当会社がこの特約条項に基づき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払に係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第7条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

下請負人再寄託中担保追加条項（自動車管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、自動車管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）⑩の規定にかかわらず、記名被保険者の下請負人が再受託自動車（注1）を保管または管理している間にも損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺されたことにより、再受託自動車（注1）について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が次の①または②の賠償責任を負担することによって被る

損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者の下請負人、その法定代理人（注2）、記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。
- ② 記名被保険者の下請負人、その法定代理人（注2）、記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人またはこれらの者の同居の親族が私的な目的で使用している間の再受託自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。
- （注1） 再受託自動車
記名被保険者より再受託する自動車を用い、記名被保険者の下請負人の法定代理人（注2）、その役員もしくは使用人またはこれらの者の同居の親族が所有する自動車を含みます。
- （注2） 法定代理人
記名被保険者の下請負人が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

使用不能損害担保追加条項（自動車管理者特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
自動車	自動車管理者特約条項の用語の定義に規定する「自動車」をいいます。
使用不能損害	被害自動車が使用できないことに起因する被害をいい、収益減少を含みます。
被害自動車	損壊または紛失した自動車をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

- 当会社は、自動車管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）⑩の規定にかかわらず、自動車を次の①または②に掲げる間に損壊または紛失したこと（以下「事故」といいます。）により、被害自動車の使用不能損害について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- ① 自動車が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間

第2条（使用不能損害の範囲）

- (1) 前条に規定する被害自動車の使用不能損害は、被害自動車に使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に発生した使用不能損害にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②に掲げる使用不能損害は、前条に規定する被害自動車の使用不能損害とはみません。
- ① 被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害
- ② 被害自動車の使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて3日以内に発生した使用不能損害

第3条（責任限度）

- (1) 当会社がこの追加条項に基づいて支払う保険金の額は、被害自動車1台について10万円を限度とし、かつ、被保険者の数にかかわらず、1回の事故について保険証券に記載された1事故保険金額を限度とし、保険期間を通じて保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (2) 当会社が第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払った場合は、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第4条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不償権放棄追追加条項（自動車管理者特約条項用）

第1条（求償権の不行使）

当会社が、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および自動車管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、保険金を支払った場合、普通約款第21条（代位）の規定により当会社に移転した償権に係る権利のうち、保険証券に記載の害に対する権利については、これを行いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（自動車管理者特約条項用）

※上記（ ）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、普通約款第1条（当会社の支払責任）および自動車管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

（普通約款第2条(1)①の損害賠償金－保険証券に記載された免責金額）× 縮小支払割合 %

(2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または補小支払割合により、(1)の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（自動車管理者特約条項用）

第1条（責任限度）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および自動車管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当会社は、(1)の規定を適用します。

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

当会社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかな場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとし、

① 普通約款第22条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金

② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金

(注) 請求完了日

被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手續）(2)の規定による手續を完了した日を行います。

第3条（保険金の支払一権利調整による延伸）

前条の規定により、当会社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する書面による通知をもつて、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとし、

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

食中毒・感染症利益担保特約条項（生産物特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
営業	記名被保険者の営業をいいます。
営業収益	売上高、生産高等、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
営業損失	営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等、営業に要する費用をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
加入単位	保険証券に記載の被保険者、事業所または施設等を1つの加入単位とし、この特約条項が付帯されている契約の契約方式に準じます。
感染症対策費用	次の①から③に掲げる費用をいいます。ただし、事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒、検査および予防に支出した妥当かつ必要と認められる費用とし、あらかじめ当会社の同意を得て支出したものに限り、 ① 消毒費用 感染症の蔓延または再発を防止するために、施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器、備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用 ② 検査費用 被保険者またはその使用人ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する原に支出した医療費、交通費等の費用。ただし、第1条（保険金を支払う場合）(1)③および④に規定する事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までとの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。 ③ 予防費用 被保険者またはその使用人への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
経常費	事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
施設	保険証券記載の記名被保険者の営業施設をいいます。
指定感染症	感染症法に定める指定感染症をい、特定感染症に該当するものを除きます。

収益減少額	標準営業収益から、てん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、てん補期間内に生じ必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をい、感染症対策費用を含みません。
消毒その他の措置	保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するものが新たに報告されたものに限り）をいいます。ただし、事故の発生した日において、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当するものに限り、
喪失利益	事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
てん補期間	損失に対する保険金支払の対象となる期間をい、特に定める場合を除き、事故の発生した日の翌日から始まり、営業に対する事故の影響が消滅した状態に営業収益が回復した時または営業収益が回復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された約定てん補期間を超えないものとします。
特定感染症	次に掲げる感染症をいいます。 ① エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘その他、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス ② 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
年間営業収益	事故発生直前12か月の営業収益をいいます。
被保険者	記名被保険者をいいます。
標準営業収益	事故発生直前12か月のうち、てん補期間に応答する期間の営業収益をいいます。
付保経常費	経常費のうち保険証券に記載された費用をいいます。
付保項目の合計金額	営業利益および経常費のうち保険証券に記載された項目または科目の合計金額をいいます。
保険価額	年間営業収益に利益率を乗じて得られた額をいいます。
利益率	最近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 利益率 = $\frac{\text{付保項目の合計金額} - \text{営業収益}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 利益率 = $\frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}}{\text{営業収益}}$

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、次の①から④に掲げる事故（以下「事故」といいます。）により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

① 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、

② ③の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の指示または命令等

③ 施設または施設が所在する建物等が特定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと。ただし、施設において感染症法の規定に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長に届出のあったものに限り、また本条においては、被保険者が汚染の事実を発見した時または消毒その他の措置がなされた時のいずれか早い日を事故が発生した時とみなします。

④ ③の疑いがある場合における施設に対する消毒その他の措置

(2) 当会社は、(1)③または④のいずれかに該当する事故により、被保険者が支出する感染症対策費用に対して、この特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

(3) 当会社は、施設または施設が所在する建物等が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、被保険者が施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用（付随的に支出する費用を含みます。）を支出することによって被る損害またはその処置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失に対して、この特約条項の規定に従い、感染症対応特別費用保険金を支払います。ただし、施設において、消毒その他の措置がなされた場合にかぎり、

第2条（保険金を支払ない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から②のいずれかの事由に起因して発生した事故による損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者は(注1)の故意または重大な過失
② 被保険者(注2)の故意または重大な過失による法令違反
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(注3)または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
⑤ 窃盗または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
⑥ 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
⑦ この特約条項の保険責任開始日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症に起因する事故。ただし、この保険契約が継続契約(注4)である場合を除きます。

- (注1) 保険契約者または被保険者
これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 被保険者
被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注4) 継続契約
感染症による損失を補償する特約条項または追加条項を付帯した保険契約を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、前契約の保険期間の末日(失効日または解除日を含みます。)を保険期間の初日とし、かつ、被保険者を同一として当会社が締結した保険契約をいいます。

第3条 (損失防止義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。保険契約者または被保険者が故意または重大な過失としてこれを怠った場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額を差し引いて、保険金を支払います。
(2) 当会社は、収益減少防止費用を除き、(1)の損失の発生および拡大の防止に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時および場所、事故の状況ならびに第1条(当会社の支払責任)(1)に規定する処置の日時を遅滞なく、書面当会社に通知しなければなりません。
(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第5条 (保険金の算出)

- (1) 第1条(当会社の支払責任)(1)の規定により当会社が保険金を支払うべき損失の額は、次の①から③の規定にしたがってこれを算出します。ただし、
① 喪失利益については、次の算式により得られた額とします。ただし、てん補期間中に支出を免れた付経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。

$$\text{収益減少額} \times \text{利益率} = \text{喪失利益}$$

- ② 収益減少防止費用については、最近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{実際に被保険者が支出した} \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業利益} + \text{経常費}} = \text{支払うべき収益減少防止費用}$$

- ③ ①および②の場合において、保険料算出の基礎となる付保項目の合計金額が、保険価額より少ない場合は、当会社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$(\text{喪失利益} + \text{収益減少防止費用}) \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{保険価額}} = \text{支払うべき損失}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の規定により算出した当会社が保険金を支払うべき損失の額がこの特約条項の保険金額を超える場合は、当会社が支払うべき保険金の額は、この特約条項の保険金額を限度とします。
(3) (1)および(2)の規定に従いながら、第1条(当会社の支払責任)(1)③および④における損失に対する保険金支払の対象となる期間は、下表または保険証券に記載された約定てん補期間のいずれか短い方を限度とします。

特定感染症	てん補期間
用語の定義「特定感染症」①に規定する感染症	1事故あたり14日
用語の定義「特定感染症」②に規定する感染症	1事故あたり5日

- (4) 第1条(当会社の支払責任)(2)の規定により当会社が支払うべき感染症対策費用保険金の額は、1回の事故につき100万円を限度とします。
(5) 第1条(当会社の支払責任)(3)の規定により当会社が支払うべき感染症対応特別費用保険金の額は、1回の事故につき加入単位に応じて20万円とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上発生したときであっても、保険期間を通じて加入単位に応じて20万円を限度とします。
(6) (2)から(5)までの規定に従いながら、第1条(当会社の支払責任)(1)③、④、(2)および(3)の規定により当会社が支払うべき保険金の合計の額は、この特約条項の保険金額に含まれるものとし、1回の事故につき、500万円またはこの特約条項の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 第1条(当会社の支払責任)(3)に規定する内容の全部または一部に対して支払責任が同一である他の保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、加入単位に対して20万円を超えるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに定める額を同条(3)の保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
20万円
② 他の保険契約等から保険金または共済金または共済金と共済金の合計額を差し引いた残額
20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

第7条 (営業収益、利益率の調整)

- 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合は、当会社は、損失の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき、標準営業収益、年間営業収益および利益率につき公正な調整を行うものとします。

第8条 (保険金請求の手続)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第18条(保険金請求の手続)(1)の規定にかかわらず、この特約条項において、当会社に対する保険金請求権は、てん補期間が終了した時から発生し、これを行行使することができるとします。ただし、第1条(当会社の支払責任)(3)に規定する事故における当会社に対する保険金請求権は、事故が発生し、かつ施設の消毒、隔離その他の処置が行われたまたはその処置を行う日時が確定した時から、これを行行使することができるとします。
(2) 喪失利益が1か月以上継続して生じた場合において、被保険者が概算払を請求するときは、被保険者は、収益減少防止費用を除く保険金について、毎月末に保険金請求権を行行使することができるものとします。

- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、第1条(当会社の支払責任)(3)の規定により保険金の支払を請求する場合は、当会社の求めに応じて、次の①から⑥のほか、同項に規定する処置を行うことが確認できる書類等を当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
② 損壊状況等報告書
③ 損失および損失の額を確認するものとして、営業収益の計画値および実績値が確認できる書類
④ 支出を免れた経常費の内訳が確認できる書類
⑤ 収益減少防止費用の内訳が確認できる書類
⑥ 最近の会計年度(1年間)の決算書類
⑦ 第1条(当会社の支払責任)(1)または(2)の規定で必要とされている届出、措置等が確認できる書類
⑧ その他当会社が普通約款第19条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(4) 当会社は、事故の内容または損失もしくは損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類または証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
(5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (読替規定)

この特約条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定		読替前	読替後
普通約款第5条(責任の始期および終期)(1)、第7条(告知義務)(5)、第8条(通知義務)(4)および(5)、第9条(保険契約の解除)(5)および(6)、第10条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)(3)および(4)、第19条(保険金の支払)(1)、第20条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)ならびに第21条(代位)(1)		損害	損失または損害

第10条 (適用除外)

- 当会社は、この特約条項においては、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)および第22条(先取特権)ならびに生産物特約条項第2条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第11条 (普通約款との関係)

- この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款および生産物特約条項の規定を適用します。

旅館特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
施設	保険証券記載の施設または設備をいい、施設内にある昇降機を含みます。
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ② 支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア、作業（注１）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注１）に使用されたものを含みます。 イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、受託物を含み、借用財物および支給財物を除きます。 ④ 作業受託物 作業（注１）のために被保険者の所有または管理する施設内（注２）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 （注１） 作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 （注２） 施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
受託物	記名被保険者が旅館業務の遂行に伴い施設内で保管または管理する利用客の財物をいい、一時的に施設外で管理する利用客の財物を含みます。
生産物	記名被保険者が施設において販売または提供し、かつ、記名被保険者の占有を離れた飲食物または商品をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐欺取られることまたは紛失を含みません。
被保険者	次の①および②に掲げる者としします。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者としします。
利用客	施設を利用することを目的として施設を訪れた被保険者以外の者をいいます。

第１章 施設危険担保条項

第１条（事 故－施設危険）

この担保条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１条（当会社の支払責任）の「事故」とは、被保険者が施設を所有、使用もしくは管理することによって、または被保険者の旅館業務の遂行によって生じた偶然な事故をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第１章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については、適用しません。

第３条（保険金を支払わない場合－施設危険）

この担保条項において、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
 - ② 航空機、自動車または施設外における船、車両（注１）もしくは動物の所有、使用または管理（注２）に起因する賠償責任
 - ③ 生産物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
 - ④ 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したこと起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
 - ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑥ 記名被保険者の役員または使用人が、その者の受託財物を損壊したこと起因する賠償責任
- （注１） 車両
自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- （注２） 航空機、自動車または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。

第４条（被保険者相互間の交差責任）

- ① この担保条項の規定は、賠償責任保険追加条項第１章共通条項第８条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの担保条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- ② 当会社がこの担保条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の保険金の額は、被保険者の数にかかわらずなく、いかなる場合においても、１回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
（注） 被保険者相互間
記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

第２章 生産物危険担保条項

第１条（事 故－生産物危険）

この担保条項において、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第２条（保険金を支払わない場合－生産物危険）

- ① この担保条項において、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 生産物のかしに基づく生産物（注１）の損壊自体の賠償責任（注２）
- ② 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または提供した生産物に起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
（注１） 生産物
その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。
- （注２） 生産物の損壊自体の賠償責任
その生産物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。

第３条（回収措置の実施と回収費用）

- ① 被保険者は、第１条（事故－生産物危険）の事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、生産物またはその一部をなす財物について、回収措置（注１）を講じなければなりません。
- ② 被保険者が、正当な理由なく回収措置（注１）を怠った場合は、当会社は、その措置を講じなかったことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 生産物またはその一部をなす財物の回収措置（注１）が講じられた場合であっても、当会社は、被保険者が支出した回収措置（注１）に要した費用（注２）に対しては、保険金を支払いません。
（注１） 回収
回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。
- （注２） 回収措置に要した費用
被保険者以外の第三者に被保険者が回収措置を委託する場合に支出する費用を含みます。

第４条（保険金の支払の限度－生産物危険）

- ① 当会社がこの担保条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の保険金の額は、被保険者の数にかかわらずなく、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- ② 当会社が普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条③の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払に係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第５条（被保険者相互間の交差責任）

- ① この担保条項の規定は、賠償責任保険追加条項第１章共通条項第８条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの担保条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- ② 当会社がこの担保条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の保険金の額は、被保険者の数にかかわらずなく、いかなる場合においても、１回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
（注） 被保険者相互間
記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

第３章 受託物危険担保条項

第１条（当会社の支払責任－受託物危険）

- ① この担保条項において、普通約款第１条（当会社の支払責任）、第４条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第１章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）ならびに第１章施設危険担保条項第３条（保険金を支払わない場合－施設危険）⑥および第２章生産物危険担保条項第２条（保険金を支払わない場合－生産物危険）③の規定にかかわらず、受託物が保険期間中に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐欺取られたこと（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- ② 賠償責任保険追加条項第１章共通条項第７条（１事故の定義）(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する事故の原因が同一犯人による盗取または詐欺の場合であっても、異なる時期または異なる客室で発生したとは別個の事故とみなします。

第２条（受託物の範囲）

- ① 当会社は、次の①および②の事由によって、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合には、その財物を受託物とみなし、前条の規定を適用します。
① 施設内において利用客が所持する財物が盗取または詐欺取られたこと。

- ② 施設の客室または浴場に設置された更衣所内または洗面所内において利用客が所持する財物が紛失したことを。

第3条（保険金を支払わない場合－受託物危険）

この担保条項において、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（注1）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人（注1）または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは粉失し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ③ 利用客の自動車内にある財物が損壊もしくは粉失し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任

- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 受託物が利用客に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質（注2）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任

- ⑦ 次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める適気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
- ア. 自動車
- イ. 車両（注3）
- ウ. 船舶（注4）
- エ. 航空機

- （注1） 法定代理人
記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 受託物本来の性質
自然発火および自然爆発を含みます。
- （注3） 車両
自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。
- （注4） 船舶
船内類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。

第4条（保険金額の限度－受託物危険）

- (1) 当会社がこの担保条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被害を受けた受託物の時価（注）を超えないものとします。
- (2) 当会社がこの担保条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (3) 当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。
- （注） 時価
事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第5条（被害受託物に関する特例）

- (1) 本条項は、受託物に鍵（注）が含まれている場合に適用します。
- (2) 鍵（注）もしくはその鍵（注）により開錠することができると錠前が損壊もしくは粉失し、または盗取もしくは詐欺されたことにより、第1条（当会社の支払責任－受託物危険）の規定に基づき保険金を支払う場合においては、鍵（注）およびその鍵（注）により開錠することができる錠前のもいずれも前条(1)に規定する「被害を受けた受託物」に含まれるものとします。
- （注） 鍵
カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。

第4章 基本条項

第1条（保険金額の適用）

この特約条項の保険金額は、第1章施設危険担保条項第1条（当会社の支払責任）、第2章生産物危険担保条項第1条（当会社の支払責任）および第3章受託物危険担保条項第1条（当会社の支払責任）の各条においてそれぞれ定めるものとします。

第2条（損害の範囲に関する特例）

この特約条項において、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)④および⑥について、当会社が支払う費用は、あらかじめ当会社の書面による同意を得る費用にかぎりず。

第3条（保険金を支払わない場合－基本条項）

当会社は、身体の障害を被った者の労働能力の喪失または減少によって、その障害を被った者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（読替規定）

賠償責任保険追加条項第1章第14条（読替規定）の規定にかかわらず、当会社は、この特約条項において、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の使用人	記名被保険者および記名被保険者の役員および使用人

第5条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

被害者対応費用担保追加条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①および②に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりず。

名 称	損害の内容
① 対人見舞費用	事故により他人の身体の障害が発生したことに対する見舞金または見舞品の購入費用
② 対物見舞費用	事故により他人の財物の損壊が発生したことに対する見舞金または見舞品の購入費用

第2条（当会社の支払限度額）

- (1) この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、身体の障害または財物の損壊を被った被害者1名（注）につきそれぞれ2万円を限度とします。ただし、被害者が身体の障害の直接の結果として、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、10万円を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき金額は、1回の事故についておよび保険期間を通じて、1,000万円を限度とします。
- （注） 被害者1名
被害者が法人である場合には、1法人とします。

第3条（損害賠償保険金との関係）

被保険者が第1条（当会社の支払責任）①または②に規定する費用を支出し、かつ、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、この追加条項により支払う保険金は、当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩により支払う損害賠償保険金に充当します。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付する他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項（旅館特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)③に基づき保険金を支払う費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から⑥に掲げる費用を含むものとします。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりず。
- ① 文書（注1）作成のために要する費用
- ② 交通費および宿泊費。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
- ③ 記名被保険者の役員もしくはその使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人に対して支払う超過勤務手当。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
- ④ 事故の再現実験および原因調査に要する費用（注2）
- ⑤ 増設コピー機の賃借費用
- ⑥ 臨時雇入費用
- (2) 当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）または旅館特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3章受託物危険担保条項第1条（当会社の支払責任－受託物危険）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から⑤に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりず。
- ① 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用（注3）
- ② 事故の原因および状況の調査に要する費用
- ③ 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用（注4）
- ④ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人を事故現場に派遣するために要する人件費（注5）、交通費、宿泊費等の費用
- ⑤ 通信費用
- （注1） 文書
相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりず。
- （注2） 再現実験および原因調査に要する費用
意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。
- （注3） 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用
写真撮影費用を含みます。
- （注4） 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用
残存物の廃棄費用を含みます。
- （注5） 人件費
事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。

第2条（当会社の支払限度額）

この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)の規定にかかわらず、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（旅館特約条項用）

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)ならびに旅館特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2章生産物危険担保保険第4条（保険金支払の限度－生産物危険）および第3章受託危険担保保険第4条（保険金支払の限度－受託物危険）の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および旅館特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1章施設危険担保保険第1条（事故－施設危険）、特約条項第2章生産物危険担保保険第1条（事故－生産物危険）または特約条項第3章受託危険担保保険第1条（当会社の支払責任－受託物危険）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の合計額が、それぞれ、保険期間中を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じ異なる設定とされている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当会社は、(1)の規定を適用します。

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

- 当会社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかなる場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。
- ① 普通約款第22条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金
- ② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金
- (注) 請求完了日
- 被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手續）(2)の規定による手續を完了した日を行います。

第3条（保険金の支払－権利調整による延伸）

前条の規定により、当会社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

食中毒・感染症利益担保特約条項（旅館特約条項用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
営業	記名被保険者の営業をいいます。
営業収益	売上高、生産高等、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
営業損失	営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等、営業に要する費用をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
加入単位	保険証券に記載の被保険者、事業所または施設等を1つの加入単位とし、この特約条項が付帯されている契約の契約方式に準じます。
感染症対策費用	次の①から③に掲げる費用をいいます。ただし、事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒、検査および予防に支出した妥当かつ必要と認められる費用とし、あらかじめ当会社の同意を得て支出したものにすぎません。 ① 消毒費用 感染症の蔓延または再発を防止するために、施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器、備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用 ② 検査費用 被保険者またはその使用人ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用。ただし、第1条（保険金を支払う場合）(1)③および④に規定する事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時点までの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。 ③ 予防費用 被保険者またはその使用人への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用

感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
経常費	事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
施設	保険証券記載の記名被保険者の営業施設をいいます。
指定感染症	感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。
収益減少額	標準営業収益から、てん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、てん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいい、感染症対策費用を含みます。
消毒その他の措置	保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）をいいます。ただし、事故の発生した日において、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当するものにかぎります。
喪失利益	事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
てん補期間	損失に対する保険金支払の対象となる期間をいい、特に定める場合を除き、事故の発生した日の翌日から始まり、営業に対する事故の影響が消滅した状態に営業収益が回復した時または営業収益が回復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された約定てん補期間を超えないものとします。
特定感染症	次に掲げる感染症をいいます。 ① エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バチチフス ② 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
年間営業収益	事故発生直前12か月の営業収益をいいます。
被保険者	記名被保険者をいいます。
標準営業収益	事故発生直前12か月のうち、てん補期間に응答する期間の営業収益をいいます。
付保経常費	経常費のうち保険証券に記載された費用をいいます。
付保項目の合計金額	営業利益および経常費のうち保険証券に記載された項目または科目の合計金額をいいます。
保険価額	年間営業収益に利益率を乗じて得られた額をいいます。
利益率	最近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}$

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、次の①から④に掲げる事故（以下「事故」といいます。）により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約条項の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにすぎません。
- ② ①の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の指示または命令等
- ③ 施設または施設が所在する建物等が特定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと。ただし、施設において感染症法の規定に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長に届出のあったものにすぎません。また本条においては、被保険者が汚染の事実を発見した時または消毒その他の措置がなされた時のいずれか早いほうを事故が発生した時とみなします。
- ④ ③の疑いがある場合における施設に対する消毒その他の措置
- (2) 当会社は、(1)③または④のいずれかに該当する事故により、被保険者が支出する感染症対策費用に対して、この特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

- (3) 当会社は、施設または施設が所在する建物等が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、被保険者が施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用（付随的に支出する費用を含みます。）を支出することによって被保険者またはその処置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失に対して、この特約条項の規定に従い、感染症対応特別費用保険金を支払います。ただし、施設において、消毒その他の措置がなされた場合にかぎりません。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であるとか間接であるを問わず、次の①から⑨のいずれかの事由に起因して発生した事故による損失または損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意または重大な過失
 - ② 被保険者（注2）の故意または重大な過失による法令違反
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動
 - ④ ③または④の労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
 - ⑤ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
 - ⑥ 窃盗または恐喝等の目的をもて行われる被保険者の営業に対する妨害行為
 - ⑦ 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
 - ⑧ この特約条項の保険責任開始日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症に起因する事故。ただし、この保険契約が継続契約（注4）である場合を除きます。

- (注1) 保険契約者または被保険者は、これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 被保険者は、被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 継続契約
感染症による損失を補償する特約条項または追加条項を付帯した保険契約を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、前契約の保険期間の末日（失効日または解除日を含みます。）を保険期間の初日とし、かつ、被保険者を同一として当会社と継続された保険契約をいいます。

第3条（損失防止義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によってこれを怠った場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額を差し引いて、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、収益減少防止費用を除き、(1)の損失の発生および拡大の防止に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日および場所、事故の状況ならびに第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する処置の日時を遅滞なく、書面で当会社へ通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第5条（保険金の算出）

- (1) 第1条（当会社の支払責任）(1)の規定により当会社が保険金を支払うべき損失の額は、次の①から③の規定にしたがってこれを算出します。ただし、
- ① 喪失利益については、次の算式により得られた額とします。ただし、てん補期間中に支出を免れた付経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。
- 収益減少額 × 利益率 = 喪失利益
- ② 収益減少防止費用については、最近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

- 実際に被保険者が支出した
収益減少防止費用 × 付保項目の合計金額
営業利益 + 経常費
- = 支払うべき収益減少防止費用
- ③ ①および②の場合において、保険料算出の基礎となる付保項目の合計金額が、保険価額より少ない場合は、当会社は、次の算式により得られた額を支払います。

（喪失利益 + 収益減少防止費用）× $\frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{保険価額}}$ = 支払うべき損失

- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の規定により算出した当会社が保険金を支払うべき損失の額がこの特約条項の保険金額を超える場合は、当会社が支払うべき保険金の額は、この特約条項の保険金額を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定に従いながら、第1条（当会社の支払責任）(1)③および④における損失に対する保険金支払の対象となる期間は、下表または保険証券に記載された約定てん補期間のいずれか短い方を限度とします。

特定感染症	てん補期間
用語の定義「特定感染症」①に規定する感染症	1事故あたり14日
用語の定義「特定感染症」②に規定する感染症	1事故あたり5日

- (4) 第1条（当会社の支払責任）(2)の規定により当会社が支払うべき感染症対策費用保険金の額は、1回の

- の事故につき100万円を限度とします。
- (5) 第1条（当会社の支払責任）(3)の規定により当会社が支払うべき感染症対応特別費用保険金の額は、1回の事故につき加入単位に応じて20万円とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上発生したときであっても、保険期間を通じて加入単位に応じて20万円を限度とします。
- (6) ②から⑤までの規定に従いながら、第1条（当会社の支払責任）(1)③、④、②および③の規定により当会社が支払うべき保険金の合計の額は、この特約条項の保険金額に含まれるものと、1回の事故につき、500万円またはこの特約条項の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 第1条（当会社の支払責任）(3)に規定する内容の全部または一部に対して支払責任が同一である他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、加入単位に対して20万円を超えるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに定める額を同条(3)の保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
20万円
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

第7条（営業収益、利益率の調整）

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合は、当会社は、損失の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき、標準営業収益、年間営業収益および利益率につき公正な調整を行うものとします。

第8条（保険金請求の手續）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第18条（保険金請求の手續）(1)の規定にかかわらず、この特約条項において、当会社に対する保険金請求権は、てん補期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、第1条（当会社の支払責任）(3)に規定する事故において当会社に対する保険金請求権は、事故が発生し、かつ施設の消毒、隔離その他の処置が行われたまたはその処置を行う日時が確定した時から、これを行使することができるものとします。
- (2) 喪失利益が1か月以上継続して生じた場合において、被保険者が概算払を請求するときは、被保険者は、収益減少防止費用を除く保険金について、毎月末に保険金請求権を行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑧の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、第1条（当会社の支払責任）(3)の規定により保険金の支払を請求する場合は、当会社の求めに応じて、次の①から⑧のほか、同項に規定する処置を行うことができる書類等を当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 損壊状況等報告書
 - ③ 損失および営業の損害を確認するものとして、営業収益の計画値および実績値が確認できる書類
 - ④ 支出を免れた経常費の内訳が確認できる書類
 - ⑤ 収益減少防止費用の内訳が確認できる書類
 - ⑥ 最近の会計年度（1年間）の決算書類
 - ⑦ 第1条（当会社の支払責任）(1)または(2)の規定が必要とされている届出、措置等が確認できる書類
 - ⑧ その他当会社が普通約款第19条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損失もしくは損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（読替規定）

この特約条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)、第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(4)および(5)、第9条（保険契約の解除）(5)および(6)、第10条（保険料の返還または請求—告知、通知事項等の承認の場合）(3)および(4)、第19条（保険金の支払）(1)、第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）ならびに第21条（代位）(1)	損害	損失または損害

第10条（適用除外）

当会社は、この特約条項においては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および第22条（先取特権）ならびに生物特約条項第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第11条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款および旅館特約条項の規定を適用します。

L Pガス業者特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
L Pガス販売業務	L Pガスの供給およびこれに伴うL Pガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、器具の販売、貸与、配管もしくは器具の取付けもしくは取替または器具もしくは導管の点検もしくは修理等の作業を含みます。
L Pガス販売業務の遂行	L Pガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。
器具	L Pガス容器その他のL Pガス器具をいいます。
事業所	保険証券記載の事業所をいいます。

第 1 条（事 故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、事業所におけるL Pガス販売業務の遂行またはその結果に起因して、保険期間中に生じた事故をいいます。

第 2 条（損害の範囲）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、この特約条項において、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次の①から⑥のとおりとします。

① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全もしくは行使または損害を防止もしくは軽減するために被保険者が支出した必要または有益な費用

③ ②の損害を防止もしくは軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後に損害賠償責任のないことが判明した場合において、その手段を講じたことによつて要した費用のうち応急手当、護送その他の緊急措置に要したものおよび支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの

④ 損害賠償に関する争訟（注）について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

（注） 争訟
訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。

第 3 条（責任限度）

前条①から⑥の損害に係る当会社の責任の限度は、次の①および②のとおりとします。

① 前条①の損害賠償金については、当会社は、その金額が1回の事故について保険証券に記載された免責金額を超す場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

② 前条②から⑥の費用については、当会社は、その全額を支払います。ただし、1回の事故につき、前条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、前条④の費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$\frac{\text{前条④の費用} \times \text{保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金の額}} = \text{前条④の費用に対する支払額}$$

第 4 条（償還上の支払い）

(1) 当会社は、第1条（事故）に規定する事故について、被保険者が損害賠償金を支払うことなく、償還として支払う弔慰金、見舞金等を当会社の同意を得て支払った場合は、その金額を支払います。ただし、事故が被害者側のL Pガス（注1）の取上げの過誤のみに起因する場合を除きます。

(2) (1)の規定に基づいて、当会社が支払うべき金額は、1回の事故につき、被保険者が被害者に支払った金額から保険証券記載の免責金額を控除した額と次の①および②の規定を適用して算出した金額の合算額のいずれか小さい額とし、100万円をもつて限度とします。

① 身体の障害に係る保険金の額は、同一の事故に基づき被害者1名につき、次の金額を限度とします。

項 目			限度額
(a) 死亡した場合			50万円
(b) 死亡にいたらない場合	病院または診療所へ入院 (注 2) した期間	31日以上 15日以上～30日以内 8日以上～14日以内 7日以内	25万円 20万円 10万円 5万円
	治療(注 3) した期間 (注 4)	31日以上 15日以上～30日以内 8日以上～14日以内 7日以内	5万円 4万円 2万円 1万円

なお、当会社は、同一の事故に基づき同一被害者につき、死亡に係る保険金を支払う場合において、既に支払った上記（b）に係る保険金があるときは、死亡に係る保険金から既に支払った上記（b）に係る保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

② 財物の損壊に係る保険金の額は、被害者1名につき10万円を限度とします。

(3) 被保険者が(1)および(2)の規定に基づき保険金の支払を受けようとする場合は、被保険者が支払った弔慰金、見舞金等に係る被害者の受領書等、被保険者が被った損害を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

(4) 被保険者が(3)の書類に事実と異なる記載、偽造もしくは変造した場合または正当な理由なく(3)の義務

に違反したときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

(注1) 被害者側のL Pガス
L Pガスの器具、配管等を含みます。

(注2) 入院
自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師（注5）の管理下において治療（注3）に専念することをいいます。

(注3) 治療
医師（注5）が必要であると認め、医師（注5）が行う治療をいいます。

(注4) 治療した期間
入院（注2）した期間を除きます。

(注5) 医師
被害者が医師である場合は、その被害者以外の医師をいいます。

第 5 条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④のいずれかの事由に起因する損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

③ 地震、噴火、洪水、高潮または津波

④ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（注3）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

(注1) 損害
償還上の支払を含みます。

(注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ
ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第 6 条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑦の賠償責任を負担することによつて被る損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任

② 被保険者と同居の親族に対する賠償責任

③ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

④ 排水または排気（注2）に起因する賠償責任

⑤ 自動車、船舶または航空機的所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし、自動車で輸送中（注3）の容量600kg以下のL Pガス容器またはその容器中のL Pガスに起因する賠償責任を除きます。

⑥ 被保険者の占有を離れた財物または被保険者の行った仕事のかしに起因する、その財物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任

⑦ 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

(注1) 損害
償還上の支払を含みます。

(注2) 排気
煙を含みます。

(注3) 自動車で輸送中
積み込みまたは積み下ろし作業を含みます。

第 7 条（自動車保険等との関係）

(1) 当会社は、普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、前条①ただし書により当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合は、損害の額が、次の①および②の金額の合計額を超す場合にかぎり、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

① 自動車目が自賠責保険（注1）の契約を締結している自動車である場合は、自賠責保険（注1）に基づき支払われる金額（注2）

② その損害に対して保険金を支払う自動車保険契約（注3）がある場合は、その自動車保険契約（注3）によって支払われる金額

(2) 当会社は、(1)に規定する自賠責保険（注1）および自動車保険契約（注3）により支払われる金額の合計額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい額を免責金額として、第3条（責任限度）および第4条（償還上の支払い）の規定を適用します。

(注1) 自賠責保険
自動車目が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注2) 自賠責保険に基づき支払われる金額
自賠責保険（注1）の契約を締結すべき自動車であるにもかかわらず、その契約を締結していない場合は、自賠責保険（注1）によって支払われるべき金額に相当する金額をいいます。

(注3) 自動車保険契約
自動車に付保される賠償責任保険のうち、自賠責保険（注1）以外の保険契約をいい、共済等を含みます。

第 8 条（保険料の精算）

(1) 保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。

(2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間にわたり、いつでも保険料を算出するために必要とする保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(3) 当会社は、(1)および(2)の資料および書類に基づいて算出された保険料（注）と既に領収した保険料に過不足ある場合は、その差額を追徴し、または返還します。

(注) 算出された保険料
この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料をいいます。

第9条（保険料返還の特則）

(1) 当会社は、この保険契約が失効した場合は、前条の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(2) 当会社は、普通約款に掲げる次の①から④の事由により、この保険契約が解除された場合は、前条の規定によって保険料を精算します。

① 普通約款第7条（告知義務）(2)

② 同第8条（通知義務）(2)

③ 同第9条（保険契約の解除）(1)から(3)

④ 同第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(2)

第10条（被保険者の範囲）

この特約条項の被保険者は、記名被保険者となります。

第11条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

施設賠償責任のみ担保追加条項（L Pガス業者特約条項用）

第1条（事 故）

この追加条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、L Pガス業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する事故のうち、事業所におけるL Pガス販売業務の遂行（注）に起因して、保険期間中に生じた偶然な事故にかぎります。

(注) L Pガス販売業務の遂行
L Pガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、特約条項第5条（保険金を支払わない場合―その1）の①から④および同第6条（保険金を支払わない場合―その2）の①から②に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の占有を離れた財物（注1）に起因する賠償責任

② 次のアまたはイの作業の終了（注2）の後または作業を放棄した後において、その作業の遂行の結果に起因する事故。ただし、当会社は、被保険者が作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は、作業の遂行の結果とはみなしません。

ア、配管もしくは器具の取付けまたは取替え

イ、器具または導管の点検、修理等

(注1) 被保険者の占有を離れた財物
L Pガス容器その他のL Pガス器具を貸与する場合は、被保険者が被貸与者にこれらを引渡しした時をもって占有を離れたものとみなします。

(注2) 作業の終了
作業の目的物の引渡しを要する場合は、作業の引渡し後をいいます。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

生産物賠償責任のみ担保追加条項（L Pガス業者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

この追加条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、L Pガス業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）(1)に規定する事故のうち、事業所におけるL Pガス販売業務にかかる次の①または②に掲げる事故にかぎります。

① 被保険者の占有を離れた財物（注1）に起因する事故

② 次のアまたはイの作業の終了（注2）の後または作業を放棄した後において、その作業の遂行の結果に起因する事故。ただし、当会社は、被保険者が作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は、作業の遂行の結果とはみなしません。

ア、配管もしくは器具の取付けまたは取替え

イ、器具または導管の点検、修理等

(注1) 占有を離れた財物
L Pガス容器その他のL Pガス器具を貸与する場合は、被保険者が被貸与者にこれらを引渡しした時をもって占有を離れたものとみなします。

(注2) 作業の終了
作業の目的物の引渡しを要する場合は、作業の引渡し後をいいます。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

生産物賠償保険金額別建追加条項（L Pガス業者特約条項用）

第1条（事故の定義）

この追加条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、L Pガス業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する事故としますが、次の①および②に掲げる事故については保険金額を保険証券に記載さ

れた生産物賠償保険の保険金額とします。

① 被保険者の占有を離れた財物（注1）に起因する事故

② 次のアまたはイの作業の終了（注2）の後または作業を放棄した後において、その作業の遂行の結果に起因する事故。ただし、当会社は、被保険者が、作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は、作業の遂行の結果とはみなしません。

ア、配管もしくは器具の取付けまたは取替え

イ、器具または導管の点検、修理等

(注1) 占有を離れた財物
L Pガス容器その他のL Pガス器具を貸与する場合は、被保険者が被貸与者にこれらを引き渡した時をもって占有を離れたものとみなします。

(注2) 作業の終了
仕事の目的物の引渡しを要する場合は、作業の引渡し後をいいます。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

L Pガススタンド担保追加条項

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
L Pガススタンド施設	L Pガスおよび圧縮天然ガスの充てん業務、販売業務および付随業務が行われる場所であって、隔壁、防火壁および道路によって囲まれている場所をいいます。
自動車	部品および付属品を含みます。
車検	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定められた自動車の種類に応じた検査、登録または届出をいいます。
車検回転業務	車検を使用者に代わって行う業務および車検のために整備工場または钣金、塗装工場等に回転または取次を行う業務のうち、他の整備工場または钣金、塗装工場等への他人の自動車の持ち込みおよび持ち帰り業務をいいます。
車検代行業務	L Pガススタンド施設から運輸局または検査登録事務所もしくはは市区町村などの管轄機関への他人の自動車の持ち込みおよび持ち帰り業務をいいます。
付随業務	自動車の点検、調整、洗車および自動車に対するオイル、水、部品ならびに付属品の供給をいいます。

第1条（事 故）

この追加条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、L Pガス業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する事故のほか、保険証券記載のL Pガススタンド施設構内において被保険者が行う次の①から④の業務の遂行（注）またはその結果に起因して保険期間中に生じた事故を含みます。

① 付随業務。ただし、自動車の販売、钣金、塗装または分解整備もしくはこれらに類似の修理作業および認証工場資格に基づく車両整備業務を含みます。

② 被保険者が所有または使用する自動車に対するL Pガスおよび圧縮天然ガスの充てんおよびこれに伴う業務

③ 車検回転業務。ただし、車検代行業務を除きます。

④ L Pガススタンド施設における飲食物、雑貨等の提供および販売業務。ただし、L Pガススタンドに併設される店舗における飲食物、雑貨等の提供および販売業務を除きます。

(注) 業務の遂行
業務のためのL Pガススタンド施設の所有、使用または管理を含みます。

第2条（慣習上の支払い）

当会社は、特約条項第4条（慣習上の支払い）の規定にかかわらず、付随業務に起因する事故による慣習上の支払いについては、その金額を支払いません。ただし、L Pガスおよび圧縮天然ガスの燃焼または爆発を伴った場合のL Pガスおよび圧縮天然ガスの燃焼または爆発による慣習上の支払いについては、この規定を適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合の読替規定）

(1) この追加条項において、特約条項第6条（保険金を支払わない場合―その2）⑤ただし書の「L Pガス容器またはその容器中のL Pガス」を「L Pガス容器もしくはその容器中のL Pガスまたは圧縮天然ガス容器もしくはその容器中の圧縮天然ガス」と読み替えるものとします。

(2) (1)のL Pガス容器もしくはその容器中のL Pガスまたは圧縮天然ガス容器もしくはその容器中の圧縮天然ガスには、その自動車の燃料用L Pガス容器もしくはL Pガスまたは圧縮天然ガス容器もしくはは圧縮天然ガスを含みます。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特約条項の規定を適用します。

油濁特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
施設	保険証券記載の施設をいいます。
被保険者	次の①または②に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第5条（保険金を支払わない場合－汚染危険）(1)②の規定にかかわらず、保険期間中に石油物質が施設から公共水域へ不測かつ突発的に流出したこと（以下「事故」といいます。）に起因して、被保険者が次の①または②に掲げる法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「油濁損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

① 水の汚染による他人の財物の損壊に対する賠償責任
② 水の汚染によって漁獲高が減少したことまたは漁獲物の品質が低下したことに基づく漁業権者に対する賠償責任

(2) 当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第5条（保険金を支払わない場合－汚染危険）(2)②の規定にかかわらず、保険期間中に石油物質が施設から不測かつ突発的に被保険者が所有、使用または管理する区域外に流出し、公共水域の水を汚染した場合において、被保険者が賠償費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（油濁損害の範囲）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の規定にかかわらず、当会社がこの特約条項により保険金を支払う油濁損害の範囲は、次の①から⑤に掲げるものにかなるものとします。

名 称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
② 処理費用	被保険者が、石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳分化散処理等のために支出した費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	被保険者が普通約款第16条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
④ 争訟費用	被保険者が当会社の書面による承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤ 協力費用	被保険者が普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のため支出した費用

第3条（責任の限度）

(1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)から(4)の規定にかかわらず、前条①から⑤に掲げる油濁損害に係る当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- 前条①の損害賠償金および②の処理費用は、その合算額が1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを保険証券に記載された1事故保険金額を限度として保険金を支払います。
- 当会社の保険期間中の支払責任額は、前条③から⑤の費用を除き、保険証券に記載された保険期間中の総保険金額を超えないものとします。
- 当会社が支払う前条④の争訟費用は、同条①の損害賠償金および②の処理費用の合算額が、保険証券に記載された保険期間中の総保険金額（注）を超える場合は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{前条④の争訟費用} \times \frac{\text{保険証券に記載された保険期間中の総保険金額(注)}}{\text{前条①の損害賠償金} + \text{前条②の処理費用}}$$

（注） 保険期間中の総保険金額
当会社が既に保険金を支払っている場合は、その額を差し引きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑥に掲げる事由に起因する油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

- 施設の修理、改造、取りこわし等の工事
- 自動車、船舶もしくは航空機の所有、使用または管理
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは被保険者の占有を離れ施設外にある財物
- 仕事の終了（注1）または放棄した仕事の結果（注2）
- 支給財物（注3）の損壊に起因する賠償責任
- 記名被保険者の役員または使用人が、その被保険者の受託財物（注4）を損壊したことに起因する賠償責任
- 仕事の終了
仕事の目的物の引渡を要する場合は、引渡し後をいいます。
- 仕事の結果
被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は、仕事の結果とはみなしません。

- 支給財物
次のアおよびイに掲げる財物をいいます。
ア、作業（注5）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注5）に使用されたものを含みます。
イ、記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
- 受託財物
次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。
ア、借用財物
被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
イ、支給財物（注3）
ウ、販売・保管・運送受託物
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
エ、作業受託物
作業（注5）のために被保険者の所有または管理する施設内（注6）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
- 作業
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
- 施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第5条（共有施設）

施設の全部または一部が共有である場合において、その共有施設に起因する事故に関しては、当会社は、1回の事故について、その施設の全共有者が負担した第2条（油濁損害の範囲）①の損害賠償金および②の処理費用の合算額に、被保険者の共有持分割合を乗じた額が、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額に被保険者の共有持分割合を乗じた額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを、保険証券記載の1事故保険金額に持分割合を乗じた額を限度として、保険金を支払います。

第6条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

油濁超過損害額のみ担保追加条項（油濁特約条項用）

第1条（保険金の支払額）

当会社は、油濁特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3条（責任の限度）(1)①の規定にかかわらず、特約条項第2条（油濁損害の範囲）①から⑤に掲げる油濁損害の合計額が1回の事故について、免責金額（注1）を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ、一事故保険金額（注2）を限度として保険金を支払います。

- 免責金額
保険証券に記載された免責金額をいいます。
- 一事故保険金額
保険証券に記載された1事故保険金額欄に記載された金額をいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

旅館宿泊者特約条項

第1条（事 故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、被保険者が宿泊の目的をもって保険証券記載の旅館またはホテル（以下「旅館」といいます。）に到着した時から退出した時までの間に生じた次の①および②の事故をいいます。

- 旅館構内において生じた偶然な事故
- 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、旅館構内において、被保険者が使用または管理する財物のうち旅館が所有または管理する財物について生じた偶然な事故

第2条（被保険者）

(1) この特約条項において、被保険者とは次の①および②の者をいいます。

- 旅館に宿泊する者
- 旅館に宿泊する者が未成年者または責任無能力者である場合は、その被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその被保険者を監督する者（注）。ただし、その被保険者の行為に起因する偶然な事故にかぎります。
- (1)に規定する被保険者相互間における他の被保険者については、普通約款第1条（当会社の支払責任）の他人とみなします。
（注） 監督義務者に代わってその被保険者を監督する者
その被保険者の親族にかぎります。

第3条（旅館客室内の什器・備品に関する特則）

被保険者が旅館客室内の畳、建具、什器または備品の損壊について、法律上の賠償責任を負担した場合、保険証券記載の免責金額にかかわらず、当会社は、1回の事故ごとに損害の額から1,000円を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金額を超えないものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるとか間接であるを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の暴行もしくは殴打（注1）または心神喪失に起因する賠償責任

② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、勘卓、き章、稿本、設計書、ひな型、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、動物その他これらに類する財物の損壊に起因する賠償責任

③ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任

④ 車両（注2）もしくは火器の所有、使用または管理に起因する賠償責任

（注1） 暴行もしくは殴打
被保険者が指図して行かせた暴行もしくは殴打を含みます。

（注2） 車両
原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

第5条（適用除外）

この特約条項においては、普通約款の規定中、次の①および②の規定を適用しません。

① 第6条（調査）(3)および(4)

② 第19条（保険金の支払）(2)⑥および(3)

第6条（読替規定）

(1) この特約条項の適用については、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
第7条（告知義務）	保険契約者または被保険者	保険契約者
第7条（告知義務）(1)、(2)および(3)③	保険契約申込書等の記載事項（注1）	宿泊者定員数
第10条（保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合）（注1）	保険契約者または被保険者	保険契約者

(2) この特約条項の適用については、普通約款第8条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第8条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、宿泊者定員数に変更が生じた場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければならない。ただし、宿泊者定員数の変更がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

(2) 宿泊者定員数の増加が生じた場合において、保険契約者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができず。

(3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合は宿泊者定員数の増加が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。

(4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、宿泊者定員数の増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払います。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、宿泊者定員数の増加に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第7条（普通約款と関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

P T A管理者特約条項

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用 語	説 明
P T A	父母と先生の会をいい、児童、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童、生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、P T A会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
P T A活動	日本国内において児童、生徒の健全な成長をはかる目的にそってP T Aが企画、立案し主催する学習活動および実践活動でP T A総会、運営委員会などP T A会則（いかなる名称であるかを問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動を含みます。
P T A管理下	P T Aの指揮、監督および指導下において、P T A活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるP T A会員および児童、生徒がP T A活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はP T A管理下には含まないものとします。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（当会社の支払責任）および同第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、被保険者であるP T AがP T A管理下において次の①または②に掲げる事由により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

① 被保険者のP T A活動の遂行（保険証券記載の施設の所有、使用、管理を含みます。）に起因して生じた偶然な事故による、他人の身体の障害または財物の損壊（②の財物を除きます。）

② 被保険者が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下「受託物」といいます。）を被保険者の構成員たるP T A会員および児童、生徒が損壊し、または紛失もしくは盗取されたこと。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③までおよび⑤から⑧までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任

② 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任

④ 被保険者が占有した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に見發された受託物の破損によって生じた賠償責任

⑤ P T A活動終了後のP T A活動場以外の活動に起因する賠償責任

(2) (1)①から③までの規定は、前条①のみに適用し、(1)④の規定は同条②のみに適用するものとします。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

クリーニング業者特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
クリーニング	洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品または皮革、毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいい、洗たく物の受け取りおよび引渡しをする取次業務を含みます。
洗たく物	被保険者が保険証券記載の保管施設内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において、クリーニングのために受託する衣類その他の繊維製品または皮革、毛皮製品をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
被保険者	次の①および②に掲げる者としす。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、同第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）の規定にかかわらず、洗たく物の損壊し、または盗取もしくは詐取されたこと（以下「事故」といいます。）により、洗たく物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲に関する特則）

(1) この特約条項において、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金には、次の①および②に掲げる損害賠償金を含みません。

① 洗たく物の使用不能によって生じる代替品賃借費用等に係る損害賠償金

② 洗たく物の製造業者（注）または販売業者が、洗たく物の損壊について、その洗たく物について正当な権利を有する者または被保険者に対し、法律上の賠償責任を負担すべき場合にはそれらの者が負担すべき損害賠償金

(2) この特約条項において、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)④について、当会社が支払う費用は、あらかじめ当会社の書面による同意を得た費用にかぎります。

（注） 洗たく物の製造業者
縫製業者および染色業者を含みます。

第3条（責任限度）

(1) 当会社が、この特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被害を受けた洗たく物の時価（注）を超えないものとします。

(2) 当会社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

(3) 当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払に係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

（注） 時価
事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、直接であるとか間接であるを問わず、被保険者が次の①から⑨に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（注１）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ② 被保険者が被保険者の法定代理人（注１）または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する洗たく物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ③ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による洗たく物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 洗たく物のかしもしくは洗たく物の自然の変化（注２）、かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務または家事用器具から排出、漏えいまたははじりする液体、気体、蒸気等（注３）に起因する賠償責任
- ⑥ 洗たく物の修理または加工（注４）によるその洗たく物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ クリーニングの技術上の重大な過失による洗たく物の損壊に起因する賠償責任。ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑧ 洗たく物が寄託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に、洗たく物について正当な権利を有する者から被保険者に通知が行われたその洗たく物の損壊に起因する賠償責任
- ⑨ 洗たく物の紛失または誤配に起因する賠償責任
- （注１） 法定代理人
被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２） 自然の変化
自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合いの変化、型崩れ等をいいます。
- （注３） 液体、気体、蒸気等
これらの成分は水にかぎりません。
- （注４） 修理または加工
染色および色ぬきを含みます。

第5条（求償権の不行使）

当社は、第1条（当会社の支払責任）およびこの特約条項に付帯する追加条項の規定に基づき保険金を支払った場合、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の業務の補助者に対するものにかぎりこれを行いません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害を除きます。

第6条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

クリーニング業者漏水危険担保追加条項（クリーニング業者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任－漏水危険）

当社は、クリーニング業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務または家事用器具から排出、漏えいまたははじりする液体、気体、蒸気等（注）による洗たく物の損壊に起因して、洗たく物について正当な権利を有する者に対して、法上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注） 液体、気体、蒸気等
これらの成分は水にかぎりません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

洗たく物紛失・誤配危険担保追加条項（クリーニング業者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任－紛失・誤配危険）

当社は、クリーニング業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、洗たく物の紛失または誤配により、洗たく物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（クリーニング業者特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者であります。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

第1条（被保険者の範囲の拡大）

- (1) クリーニング業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）の被保険者には、特約条項の定義に規定する「被保険者」に掲げる者のほか、追加被保険者を含みます。
- (2) 当社は、次の①から③に掲げる区分における加害者（注１）と被害者（注２）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注１）	被害者（注２）
①	追加被保険者	追加被保険者（注３）
②	追加被保険者	特約条項の用語の定義に規定する被保険者
③	特約条項の用語の定義に規定する被保険者	追加被保険者

- （注１） 加害者
特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故を発生させた者をいいます。
- （注２） 被害者
特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
- （注３） 追加被保険者
加害者となった追加被保険者以外の追加被保険者をいいます。

第2条（責任限度）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、同条⑬の規定にかかわらず、被保険者（注）の数にかかわらず、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

（注） 被保険者

追加被保険者を含みます。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ 〓 ）（クリーニング業者特約条項用）

※上記（ 〓 ）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）⑬の規定にかかわらず、普通約款第1条（当会社の支払責任）およびクリーニング業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

- （普通約款第2条(1)⑩の損害賠償金 － 保険証券に記載された免責金額）× 縮小支払割合 〓
- (2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小支払割合により、(1)の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（クリーニング業者特約条項用）

第1条（責任限度）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）⑬および⑭(4)ならびにクリーニング業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3条（責任限度）(2)の規定にかかわらず、当社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および特約条項第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (2) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当社は、(1)の規定を適用します。

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

当社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかの場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。

- ① 普通約款第22条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金
- ② 被保険者が当会社に対して請求することができる①以外の保険金
- （注） 請求完了日
被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

第3条（保険金の支払－権利調整による延滞）

前条の規定により、当社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

店舗特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
業務	店舗の用法に係る保険証券記載の業務をいいます。
生産物	被保険者によって製造、販売または提供された保険証券記載の商品、製品、飲食物等の財物をいいます。
店舗	被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の店舗をいい、店舗に属する作業場等の付帯設備および収容動座を含みます。
被保険者	記名被保険者をいいます。

第1条（事 故）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、日本国内で保険期間中に発生した次の①から③の事故をいいます。

- ① 店舗の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 業務の遂行に起因する偶然な事故
- ③ 生産物が他人に引き渡された後、その品質、取扱い等によって生じた偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 店舗の新築、改築、改造、修理、取りこわし等の工事に起因する賠償責任
 - ② 屋根、扉、戸、窓、通風筒等から雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - ③ 被保険者が所有、使用または管理する航空機、昇降機または自動車に起因する賠償責任
 - ④ 施設外における車両（注）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ⑤ 生産物または業務の目的物自体の損壊に起因する賠償責任
 - ⑥ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った業務の結果に起因する賠償責任
- （注） 車両
自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

第3条（被保険金額）

当会社が次の①または②の事故について、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金を支払った場合は、保険証券に記載された保険金額から、その支払った損害賠償金の額を差し引いた残額を、その事故の発生した時以後の保険期間における生産物事故に対する保険金額とします。

① 第1条（事故）②の事故のうち、被保険者の業務が完了した後（注）または放棄された後、その業務の結果によって生じた偶然な事故

② 第1条（事故）③の事故

（注） 業務が完了した後
業務の目的物の引渡しを要する場合は、その引渡し後をいいます。

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

受託財物担保追加条項（店舗特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、偶発的な事故により、被保険者が保険証券記載の店舗（注）内において保管する保険証券記載の顧客の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注） 店舗
この追加条項においては、店舗外の保管施設であっても、保険証券に明記されている場合は、その保管施設も店舗とみなします。

第2条（保険金を支払わない場合の適用除外）

この追加条項において、当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）②の規定を適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した受託物の盗取に起因する賠償責任
 - ② 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊、紛失または盗取に起因する賠償責任
 - ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これに類する受託物または自動車が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
 - ④ 受託物の欠陥、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗漏その他類似の事由またはなすみぬい、虫食い等に起因する賠償責任
 - ⑤ 自然発火または自然燃発した受託物自体の損壊に起因する賠償責任
 - ⑥ 屋根、扉、戸、窓、通風筒等から雨、雪等に起因する受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑦ 受託物が顧客に引渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任

第4条（保険金支払額）

この追加条項により当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の金額は、被害受託物の時価（注）を超えないものとします。

（注） 時価
保険事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有したであろう価額をいいます。

第5条（残存保険金額）

当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した時以降の保険期間に対する保険金額となります。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに店舗特約条項およびこれに付する他の追加条項の規定を適用します。

修理・加工危険および誤配・紛失危険不担保追加条項

（本追加条項は「受託財物担保追加条項（店舗特約条項用）」が適用される保険証券に自動的に適用されます。）

第1条（保険金を支払わない場合）

受託財物担保追加条項第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 修理または加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ② 修理もしくは加工上の過失または欠陥（注）による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 受託物の誤配または紛失に起因する賠償責任

（注） 修理もしくは加工上の過失または欠陥
技術の劣化による仕上不良を含みます。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに店舗特約条項および受託財物担保追加条項の規定を適用します。

P T A 特約条項

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用 語	説 明
P T A	父母と先生の会をいい、児童、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につため、児童、生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、P T A会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
P T A活動	日本国内において児童、生徒の健全な成長をはかる目的にそってP T Aが企画、立案し主催する学習活動および実践活動でP T A総会、運営委員会などP T A会則（いかなる名称であるかを問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。
P T A管理下	P T Aの指揮、監督および指導下において、P T A活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるP T A会員および児童、生徒がP T A活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はP T A管理下には含まないものとします。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（その付属書類を含みます。）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

第1章 管理者賠償責任補償条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社が保険金を支払う普通保険約款第1条（当会社の支払責任）の損害（以下「損害」といいます。）は、P T A管理下における次の①または②に掲げる事由に起因する損害にかぎります。

- ① 被保険者のP T A活動の遂行（保険証券記載の施設の所有、使用、管理を含みます。）に起因して生じた偶然な事故による、他人の身体への障害または財物の損壊（②の財物を除きます。）
- ② 被保険者が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下「受託物」といいます。）を被保険者の構成員であるP T A会員および児童、生徒が損壊し、または紛失もしくは盗取されたこと。

第2条（被保険者の範囲）

この補償条項において、被保険者とは、P T Aをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③までおよび⑤から⑥までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取り壊しその他の工事に起因する賠償責任
- ② 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に見えられた受託物の破損に起因する賠償責任
- ⑤ P T A活動の終了後のP T A活動以外の活動に起因する賠償責任

(2) (1)①から③までの規定は、第1条（当会社の支払責任）①のみに適用し、(1)④の規定は同条②のみに適用します。

第2章 児童・生徒賠償責任補償条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社が保険金を支払う普通保険約款第1条（当会社の支払責任）の損害（以下「損害」といいます。）は、日本国内において発生した、保険証券記載のPTA（以下「PTA」といいます。）の児童・生徒（PTAの組織単位である学校等に通学する児童・生徒にかぎりません。以下同様とします。）の行為に起因する損害にかぎりません。

第2条（被保険者の範囲）

- (1) この補償条項においては、被保険者とは、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
- ① PTAの児童・生徒
 - ② PTAの児童・生徒の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者（注）
- (2) (1)の被保険者の統括は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- （注） 監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者
①に規定する被保険者の親族にかぎりません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ② 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ③ 自動車、航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

第4条（保険金を支払わない場合の除外規定）

普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）⑥の規定は被保険者が家事使用人として使用する者については適用しません。

第3章 基本条項

第1条（告知義務－児童・生徒賠償責任補償条項の場合）

- (1) この特約条項においては、普通保険約款第7条（告知義務）(1)、(2)および(3)③の規定中「保険契約申込書およびその付属書類（以下「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項」および「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。
- (2) この特約条項においては、普通保険約款第7条（告知義務）(3)③の規定は適用しません。

第2条（普通保険約款の適用除外）

この特約条項においては、普通保険約款第8条（通知義務）および同第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(1)②の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項

第1章 共通条項

第1条（用語の定義－五十音順）

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
介護保険法	介護保険法（平成9年法律第123号）をいいます。
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
協会員	記名被保険者の業務に協力することを目的として、会員登録を行っている者をいいます。
居宅介護支援等	介護保険法に定める居宅介護支援、介護予防支援等および障害者総合支援法に定める相談支援等をいいます。
サービス利用者	第2章基本担保条項第1条（業務および施設）に規定する業務の対象者をいいます。
指定感染症	感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。
住宅改修業務	介護保険法もしくは障害者総合支援法に定める業務またはサービスに付随して行われるものをいいます。
受託貴重品	記名被保険者が業務の目的にしたがって管理する貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、数値または印章をいいます。
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいいます。
消毒その他の措置	保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。

食中毒感染症対策費用	次の①から⑥に掲げる費用をいいます。 ① 消毒・清掃費用 業務の再開に向けて行う施設の消毒もしくは清掃にかかる費用 ② 配食費用 入居者または入所者（以下「入居者等」といいます。）に一時的に提供する仕出し屋等から調運する食事等の費用 ③ 食中毒・感染による移送・宿泊費用 第6章事故対応特別費用（拡張版）担保条項第1条（当会社の支払責任）(3)に規定する事由が発生した被保険者の施設と代替宿泊施設との間の入居者等の移送および宿泊にかかる費用。ただし、宿泊にかかる費用については、第三者の宿泊施設に宿泊する場合にかぎりません。 ④ 検査費用 被保険者またはその使用人ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用。ただし、第6章事故対応特別費用（拡張版）担保条項第1条（当会社の支払責任）(3)③および④に規定する事由が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。 ⑤ 予防費用 被保険者またはその使用人への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用をいいます。 ⑥ 通信費用 親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。
人格権侵害	次の①または②のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣傳障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。）をいいます。ただし、事故の発生した日において、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当するものにかぎりません。
宣傳障害	生産物または仕事の宣伝に関する次の①から③のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 ② 著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません）、題題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用
特定感染症	次に掲げる感染症をいいます。 ① エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス ② 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
犯罪行為	過失犯を除きます。
臨時借用自動車	記名被保険者が第2章基本担保条項第1条（業務および施設）①から⑥に掲げる業務を遂行するため臨時に借用する他人の自動車をいいます。ただし、その借用が業務の遂行のために必要かつ妥当であると認められる場合にかぎるものとし、自動車の賃貸を業とする者から借用する自動車を除きます。

第2条（被保険者の範囲）

- この保険契約において、被保険者とは、次の①から⑤に掲げる者をいいます。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員および使用人（注）。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とはします。
 - ③ 記名被保険者の協会員。ただし、記名被保険者の指示のもと有償で活動するかぎりにおいて、被保険者とはします。
 - ④ 第2章基本担保条項第1条（業務および施設）④に規定する業務のうち住宅改修業務を行う記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とはします。
 - ⑤ 記名被保険者が行うホームヘルパー養成研修または福祉用具専門相談員養成研修の受講生。ただし、研修受講に起因して第三者に対し法律上の賠償責任を負担するかぎりにおいて、被保険者とはします。
- （注） 役員および使用人
常勤または非常勤を問いません。ただし、障害者総合支援法に定める障害者の就労を支援する業務において就労している障害者は使用人に含みません。

第3条（被保険者相互間の差責任）

- (1) この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびにこの

- 保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当社は、被保険者相互間（注１）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社は、第２章基本担保条項第１条（業務および施設）④に規定する業務のうち住宅改修業務によって発生した事故による財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者（注２）と被害者（注３）との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係を保ちそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者（注２）	被害者（注３）
①	記名被保険者の下請負人（注４）の役員または使用人	記名被保険者の下請負人

- (3) 当会社がこの保険契約に付帯される特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、１回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
- (4) (1)の規定は、次の①から③に掲げる規定には適用されません。
- ① 受託者特約条項
 - ② 第３章人格権侵害担保条項
 - ③ 第５章居住介護支援等による経済的損失賠償責任担保条項
- (注１) 被保険者相互間
記名被保険者その他の記名被保険者の相互間を含みます。
- (注２) 加害者
施設所有管理者特約条項第１条（事故）または生産物特約条項第１条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。
- (注３) 被害者
施設所有管理者特約条項第１条（事故）または生産物特約条項第１条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
- (注４) 記名被保険者の下請負人
被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎりず。

第４条（適用除外とその規定）

- この保険契約の被保険者および被保険者相互間の交差責任について、当社は、次の①から⑥に掲げる規定については適用しません。
- ① 賠償責任保険追加条項第１章共通条項第８条（被保険者相互間の関係）(1)
 - ② 施設所有管理者特約条項用語の定義の「被保険者」
 - ③ 施設所有管理者特約条項第３条（被保険者相互間の交差責任）
 - ④ 生産物特約条項用語の定義の「被保険者」
 - ⑤ 生産物特約条項第６条（被保険者相互間の交差責任）
 - ⑥ 受託者特約条項用語の定義の「被保険者」

第２章 基本担保条項

第１条（業務および施設）

- この保険契約において、施設所有管理者特約条項第１条（事故）に規定する「保険証券記載の業務」とは、次の①から⑥に掲げる業務またはサービス（以下「業務」といいます。）をいい、同条に規定する「保険証券記載の施設もしくは設備」とは、業務の遂行のために、被保険者が所有、使用または管理する施設または設備（以下「施設」といいます。）をいいます。
- ① 介護保険法に定める業務
 - ② 障害者総合支援法に定める業務
 - ③ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業
 - ④ ①から③と同種または①から⑥に付随して行うその他のサービスまたは支援（注）
 - ⑤ ホームヘルパー、介護支援専門員、福祉用具専門相談員の医療の確保、研修、講習等
 - ⑥ ①から③の規定にかかわらず、指定事業者が行う高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第90号）または健康保険法（大正11年法律第70号）に定める指定訪問看護を除きます。
- (注) その他のサービスまたは支援
福祉用具または補装具販売、住宅改修業務、介護予防住宅改修業務、配食、緊急通報、外出介助、家事援助、移送支援、移動支援等をいいます。

第２条（家事情および仕事）

- (1) この保険契約において、生産物特約条項の用語の定義に規定する「生産物」とは、業務の遂行のため、被保険者が業務の対象者に提供した飲食料、福祉用具等または貸与した介護用品、福祉用具等の財物をいいます。
- (2) この保険契約において、生産物特約条項の用語の定義に規定する「仕事」とは、前条に規定する被保険者の業務をいいます。

第３条（受託物および受託貴重品）

- (1) この保険契約において、受託者特約条項の用語の定義に規定する「受託物」とは、記名被保険者が業務の目的にしたがって管理する受託物をいいい、受託貴重品を含みます。
- (2) 当会社は、この保険契約において、受託者特約条項第１条（当会社の支払責任）の規定を次のとおり、読み替えて適用します。

「第１条（当会社の支払責任）」

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１条（当会社の支払責任）、第４条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第１章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）の規定にかかわらず、受託物が次の①または②の間に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたこと（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被

る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
 - ② 受託物が保険証券記載の業務内容に従って保管施設外で管理されている間
- (3) この保険契約において、当会社は、受託者特約条項第２条（保険金を支払わない場合）③、賠償責任保険追加条項第６章受託者特約条項に係る条項第３条（保険金を支払わない場合－修理加工業務）の規定は適用しません。
- (4) 当会社は、受託貴重品の損害について、被保険者が損害額を証明することができない場合は、その証明できない部分に対しては、保険金を支払いません。

第４条（漏水危険の担保）

- (1) 当会社は、施設所有管理者特約条項第２条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははらなる液体、気体、蒸気等（注）による他人の財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、受託者特約条項第２条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははらなる液体、気体、蒸気等（注）による他人の財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (注) 液体、気体、蒸気等
これらの成分は水にかぎりません。

第５条（昇降機に関する特則）

- (1) この保険契約において、当会社は、昇降機については施設所有管理者特約条項第２条（保険金を支払わない場合）②の規定を適用しません。ただし、当会社は、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故障もしくは重大な過失によって法令に違反したこと起因する賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
 - ② 昇降機の設置、改造、修理、取り外し等に起因する賠償責任
- (2) 当会社は、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第１章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については、適用しません。

第６条（住宅改修業務に関する特則）

- (1) 当会社は、住宅改修業務に関して、施設所有管理者特約条項第２条（保険金を支払わない場合）①の規定を適用しません。
- (2) 当会社は、住宅改修業務に関して、賠償責任保険追加条項第１章共通条項第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）ならびに施設所有管理者特約条項第２条（保険金を支払わない場合）⑦および⑧に規定する財物とは、次の①または②に掲げるものにすぎず。
- ① 工事業者の使用するリース機械もしくはレンタル機械
 - ② 発注者もしくは第三者からの支給資機材
- (3) 当会社は、被保険者が住宅改修業務を行う場合には、普通約款第４条（保険金を支払わない場合）①から③、施設所有管理者特約条項第２条（保険金を支払わない場合）②から④および生産物特約条項第２条（保険金を支払わない場合）①から③のほか、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が行う工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の作物、その収作物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - ② 改修、修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止によるその改修、修理または加工作業の対象物の損壊
 - ③ 改修、修理、加工、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣（注）によるその対象物の損壊
- (注) 技術の拙劣
被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。

第７条（身体・財物共通保険金額）

- (1) 当会社が施設所有管理者特約条項第１条（事故）または生産物特約条項第１条（事故）の規定により保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、１回の事故について、身体・財物の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
- (2) 当会社が生産物特約条項第１条（事故）の規定により保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第８条（受託貴重品の保険金額）

- (1) 当会社が受託貴重品に対して保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、被害を受けた受託貴重品の時価（注）を超えないものとし、かつ保険期間を通じて、保険証券に記載された金額を限度とします。
- (2) 当会社が受託者特約条項第１条（当会社の支払責任）の規定により保険金を支払うべき普通約款第２条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、(1)の受託貴重品に対して保険金を支払うべき損害賠償金の額と合算して、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (注) 時価
事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第９条（保険金を支払わない場合の読替規定）

- (1) この保険契約において、施設所有管理者特約条項第２条（保険金を支払わない場合）⑤を次のとおり読み替えるものとします。
- 「⑦ 次のアからオに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物（注６）を損壊したことに起因する賠償責任
ア、記名被保険者の役員または使用人

- イ、記名被保険者の協力会員
ウ、記名被保険者の下請負人
エ、記名被保険者の下請負人の役員または使用人
オ、ホームヘルパーの養成研修または福祉用具専門相談員養成研修の受講生」
(2) この保険契約において、生産物特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑤を次のとおり読み替えるものとする。
「⑤ 次のあらかじめ掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物（注4）を損壊したことに起因する賠償責任

- ア、記名被保険者の役員または使用人
イ、記名被保険者の協力会員
ウ、記名被保険者の下請負人
エ、記名被保険者の下請負人の役員または使用人
オ、ホームヘルパーの養成研修または福祉用具専門相談員養成研修の受講生」

第3章 人格権侵害担保条項

第1条（当社の支払責任）

- (1) 当社は、普通約款第1条（当社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者の業務上の行為（以下、この担保条項において「行為」といいます。）に起因する人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下、この担保条項において「損害」といいます。）に対して、この担保条項の規定に従い、保険金を支払います。
(2) 保険金の支払額の決定および免責金額の適用にあたり、同一の原因から生じた一連の行為は、発生の時および場所ならびに被害者（注）、損害賠償請求および訴訟の数にかかわらず、そのすべてを1回の行為とみなします。なお、1回の行為については、最初の行為またはその原因が発生した時にすべての行為が行われたものとみなします。
(注) 被害者

保険証券記載の被保険者の行為により被害を受けた個人および組織をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合—人格権侵害および宣伝障害）

- 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）に起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
② 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
③ 最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
⑤ 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任
⑥ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
(注) 犯罪行為
過失犯を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—宣伝障害）

- 当社は、直接であると間接であるとを問わず、宣伝障害について被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 契約違反に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の善悪または営業の手法を不正に流用しない場合は、この規定を適用しません。
② 宣伝された品質、性能等に適合しないことに起因する賠償責任
③ 価格表示の誤りに起因する賠償責任

第4条（保険金の支払限度）

- この担保条項により、当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)の損害賠償金額は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の行為について、次の算式によって得られた金額とします。ただし、1回の行為についておよび保険期間を通じて、500万円を限度とします。

（普通約款第2条(1)⑩の損害賠償金 － 保険証券に記載された免責金額）× 90% ＝ 保険金

第5条（読替規定）

- 当社は、この追加条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「人格権侵害または宣伝障害」と読み替えて適用します。ただし、同第16条（事故の発生）本文については、「人格権侵害もしくは宣伝障害またはその原因となる行為」と読み替えて適用します。

第4章 臨時借用自動車担保条項

第1条（当社の支払責任）

- 当社は、施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、被保険者が臨時借用自動車を使用または管理することによって生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、この担保条項において、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥（ただし、②を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）または雇用もしくはこれらに類する関係法令によって課せられる賠償責任

- ② 臨時借用自動車を用いて運搬中の財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
③ 臨時借用自動車自体または臨時借用自動車に連結されて使用される被牽引車（注）に対する賠償責任
(注) 被牽引車
随伴車を含みます。

第3条（自動車保険等との関係）

- (1) 普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、第1条（当社の支払責任）により当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その臨時借用自動車が自賠責保険（注1）の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約（注2）を締結しているときは、当社は、その損害の額がその自賠責保険（注1）および自動車保険契約（注2）により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。
(2) 当社は、自賠責保険（注1）および自動車保険契約（注2）により支払われるべき金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。
(注1) 自賠責保険
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。
(注2) 自動車保険契約
自動車に付保される賠償責任保険のうち、自賠責保険（注1）以外の保険契約をいい、共済等を含みます。

第5章 被害者対応費用担保条項

第1条（当社の支払責任）

- 当社は、普通約款第1条（当社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①および②に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。

名 称	損害の内容
① 対人見舞費用	事故により他人の身体の障害が発生したことに対する見舞金または見舞品の購入費用
② 対物見舞費用	事故により他人の財物の損壊が発生したことに対する見舞金または見舞品の購入費用

第2条（当社の支払限度額）

- (1) この担保条項に基づき当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、身体の障害または財物の損壊を被った被害者1名（注）につきそれぞれ2万円を限度とします。ただし、被害者が身体の障害の傷害の結果として、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、10万円を限度とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払うべき金額は、1回の事故についておよび保険期間を通じて、1,000万円を限度とします。
(注) 被害者1名
被害者が法人である場合には、1法人とします。

第3条（損害賠償保険金との関係）

- 被保険者が第1条（当社の支払責任）①または②に規定する費用を支出し、かつ、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、この担保条項により支払う保険金は、当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩により支払う損害賠償保険金に充当します。

第6章 事故対応特別費用（拡張版）担保条項

第1条（当社の支払責任）

- (1) 当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)④に基づき保険金を支払うべき費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から⑥に掲げる費用を含むものとする。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。
① 文書（注1）作成のために要する費用
② 交通費および宿泊費。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
③ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の協力会員（注2）に対して支払う超過勤務手当。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。
④ 事故の再現実験および原因調査に要する費用（注3）
⑤ 増設コピー機の賃借費用
⑥ 臨時雇い費用
(2) 当社は、普通約款第1条（当社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から⑥に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。
① 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用（注4）
② 事故の原因および状況の調査に要する費用
③ 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用（注5）
④ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の協力会員（注2）を事故現場に派遣するため要する人件費（注6）、交通費、宿泊費等の費用
⑤ 通信費用
⑥ 信頼回復費用（注7）
⑦ 弁護士相談費用（注8）

- (3) 当会社は、次の①から④のいずれかに掲げる事由が発生したことにより、被保険者が支出した食中毒感染症対策費用に對し、保険金を支払います。ただし、社会通念上不当な費用にかぎります。
- ① 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにきぎります。
- ② ①の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の指示または命令等
- ③ 施設または施設が所在する建物等が特定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと。ただし、施設において感染症法の規定に基づき所轄保健所への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長に届出のあったものにきぎります。
- ④ ③の疑いがある場合における施設に対する消毒その他の措置
- (4) 当会社は、施設または施設が所在する建物等が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、被保険者が施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用（付随的に支出する費用を含みます。）を支出することによって被る損害またはその処置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失に對して、保険金を支払います。ただし、施設において、消毒その他の措置がなされた場合にかぎります。
- (5) 当会社は、被保険者が第2章基本担保条項第1条（業務および施設）に規定する業務を遂行している間にサービス利用者が行方不明になった場合に、被保険者がそのサービス利用者を捜索するために支出した費用（注9）に對して、保険金を支払います。
- (注1) 文書
- 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。
- (注2) 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の協力会員（注2）第2章基本担保条項第1条（業務および施設）④に規定する業務のうち住宅改修業務を行う記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用人を含みます。
- (注3) 再現実験および原因調査に要する費用
- 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。
- (注4) 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用
- 写真撮影費用を含みます。
- (注5) 事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用
- 残存物の廃棄費用を含みます。
- (注6) 人件費
- 事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。
- (注7) 信頼回復費用
- 次のアおよびイに掲げる費用をいいます。ただし、当会社が事前に承認した費用にかぎります。
- ア、記名被保険者が行方不明、雑誌、テレビ、ラジオもしくは報上に準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表するなど信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用
- イ、普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する事故またはそのおそれへの対応にあたり、有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用
- (注8) 弁護士相談費用
- 弁護士に支払う相談料をいい、着手金、弁護士報酬および顧問契約に基づき支払われる顧問料を含みません。
- (注9) サービス利用者を捜索するために支出した費用
- 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の協力会員を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用。ただし、サービス利用者が行方不明になっていなかったとしても発生するものを除きます。

第2条（当会社の支払限度額）

- (1) この担保条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)の規定にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券に記載された金額を限度とします。ただし、用語の定義「特定感染症」②に規定する新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき100万円を限度とします。
- (2) 第1条（当会社の支払責任）(4)の規定により当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき加入単位（注）に応じて20万円とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上発生したときであっても、保険期間を通じて加入単位に応じて20万円を限度とします。
- (注) 加入単位
- 保険証券に記載の被保険者、事業所または施設等をも1つの加入単位とし、この特約条項が付帯されている契約の契約方式に準じます。

第3条（当会社への通知）

- (1) 普通約款第16条（事故の発生）①から⑦に規定する事故発生時の義務に加えて、保険契約者または被保険者は、第1条（当会社の支払責任）(2)に規定するこの保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれまたは第1条（当会社の支払責任）(3)から⑤に規定する事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を、遅滞なく、書面当会会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第4条（食中毒・感染症利益担保特約条項または他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- 第1条（当会社の支払責任）(4)に規定する内容の全部または一部に對して支払責任が同一である他の保険契約、共済約または食中毒・感染症利益担保特約条項の付帯（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合においても、それその他の保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の合計額が、加入単位に對して20万円を超えるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに定める額を同条(3)の保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われない場合
- 20万円

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
- 20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

第7章 居宅介護支援等による経済的損失賠償責任担保条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が居宅介護支援等の遂行につき行った行為（不作為を含みます。以下、この担保条項において「行為」といいます。）に起因して、被保険者に対し、損害賠償請求（以下、この担保条項において「請求」といいます。）がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下、この担保条項において「損害」といいます。）に對して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と賠償責任の関係）

当会社は、普通約款第5条（責任の始期および終期）に規定する保険期間中に被保険者が請求を受けた場合にかぎり、損害に對して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると同接であるを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑦に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に對しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任
- ② 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 人格権侵害もしくは宣伝障害または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤ 通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任
- ⑥ 業務の再遂行に要する費用に起因する賠償責任
- ⑦ 保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し損害賠償請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によって知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任

第4条（記録の完備）

- (1) 記名被保険者は、業務遂行にあたり業務の執行に関する記録を備えておかねばなりません。
- (2) 記名被保険者が正当な理由なく(1)の義務を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第5条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定にかかわらず、当会社が損害賠償責任の有無またはその額について損害賠償請求権者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する同意をしない場合には、当会社が保険金を支払うべき損害の額は、次の①および②に掲げる額の合計額を限度として算定するものとします。
- ① 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩の損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認めらるる額
- ② 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用については、当会社が(1)の同意を求めた時までに発生した額

第6条（事故の通知）

- (1) 普通約款第16条（事故の発生）①から⑦に規定する事故発生時の義務に加えて、保険契約者または被保険者は、請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を、遅滞なく、書面当会会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合に、その原因または事由に起因する損害について、保険期間経過後5年以内に被保険者に対して請求がなされたときは、その請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第7条（当会社の支払限度額）

- (1) この担保条項に基づき当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の請求（注）につき5,000円を超過する額とし、1,000万円を限度とします。
- (2) 当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。
- (注) 1回の請求
- 損害賠償請求者の数にかかわらず、同一原因または事由に起因するすべての請求をいいます。

第8条（求償権の不行使）

- 当会社は、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、記名被保険者の業務の補助者（注）に對する者にかぎりこれを行使しません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害を除きます。
- (注) 記名被保険者の業務の補助者
- 被保険者は含みません。

第9条（語義規定）

当会社は、この担保条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑩	前条に掲げる事故	居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項第7章居宅介護支援等による経済的損失賠償責任担保条項第1条（当会社の支払責任）に掲げる事故
第2条（損害の範囲および責任限度）(2)および(3)	1回の事故	1回の請求

第3条（保険適用地域） (1)および(2)	事故	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由
第5条（責任の始期および終期）	保険料領収前に生じた事故による損害	保険料領収前になされた請求による損害
第6条（調査）	事故の発生を予防するために必要な措置	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生することに対する予防措置
第7条（告知義務）(3)③	事故が生じる前に	請求がなされる前に
第7条（告知義務）(4)	事故が生じた後に	請求がなされた後に
第7条（告知義務）(5)および第8条（通知義務）(5)②	発生した事故	なされた請求
第8条（通知義務）(4)	承認請求書を受領するまでの間に生じた事故	承認請求書を受領するまでの間になされた請求による損害
第9条（保険契約の解除）(5)	事故の発生した後になされた	請求がなされた後に行われた
第9条（保険契約の解除）(5)	解除がなされた時までに発生した事故	解除が行われた時までに保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた請求または解除が行われた時までになされた請求
第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(3)	その事実が生じた時より前に発生した事故	その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた請求またはその事実が生じた時より前になされた請求
第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(4)	追加保険料領収前に生じた事故による損害	追加保険料領収前になされた請求による損害
第16条（事故の発生）、第18条（保険金請求の手続）(3)および第19条（保険金の支払）(1)①	事故	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由

第8章 サービス利用者徘徊時賠償責任担保条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、この担保条項により、被保険者が第2章基本担保条項第1条（業務および施設）に規定する業務を遂行している間にサービス利用者が行方不明になった場合に、行方不明中に行われたそのサービス利用者の行為により発生した物理的損傷（注1）、盗難または紛失を伴わない他人の財物の使用不能損害（注2）によって、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注1） 物理的損傷
財物の滅失、損傷または汚損をいいます。

（注2） 使用不能損害
他人の財物が使用できないことによる他人の被害をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① サービス利用者の故意または重大過失に起因する賠償責任

② 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任

第3条（当会社の責任限度額）

この担保条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)の規定にかかわらず、保険証券に記載された金額を限度とします。

第9章 調整規定条項

第1条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに施設所有管理者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

ビルメンテナンス業者追加条項

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
ビルメンテナンス業務	ビルメンテナンス契約に基づく建物管理業務、設備管理業務、清掃業務等を言います。

ビルメンテナンス対象物	ビルメンテナンス契約に基づき管理する他人の財物をいいます。
-------------	-------------------------------

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、この追加条項ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定により、被保険者がビルメンテナンス業務を遂行中に、他人の身体の障害またはビルメンテナンス対象物以外の他人の財物の損壊により賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2) 賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第2条（受託物の範囲）②の規定にかかわらず、この保険契約において、受託者特約条項用語の定義に規定する「受託物」とはビルメンテナンス対象物を行い、この追加条項ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定により、被保険者がビルメンテナンス対象物を損壊し、または盗取もしくは詐取（注）されたことにより、ビルメンテナンス対象物について正当な権利を有する者に対し、賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注） 盗取もしくは詐取
ただし、紛失は含みません。

第2条（責任の限度）

(1) この保険契約において、財物の損壊に関して保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲と責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の事故につき次の①または②に掲げる保険金額を限度とします。

① 前条(1)に規定する損害については、請負業者特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額

② 前条(2)に規定する損害については、受託者特約条項の保険証券に記載された1事故保険金額

(2) (1)の規定にかかわらず、財物の損壊に関して前条(1)に規定する損害と前条(2)に規定する損害が同時に発生した場合、それぞれの普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)①の損害賠償金の額を合算した額は、1回の事故について、請負業者特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額を限度とします。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、この保険契約において、財物の損壊に関して保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、保険期間を通じて、受託者特約条項の保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）ならびに請負業者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥および受託者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者にビルメンテナンス業務を委託した者またはその使用人の故意もしくは重大な過失に起因する賠償責任

② ビルメンテナンス対象物の使用不能損害（注）に起因する賠償責任

③ ビルメンテナンス対象物の修理中にその修理の過失によって生じたビルメンテナンス対象物自体の損壊に起因する賠償責任

（注） ビルメンテナンス対象物の使用不能損害
ビルメンテナンス対象物が使用できないことによる他人の被害をいいます。

第4条（帳簿等の閲覧）

当会社がビルメンテナンス契約に関する帳簿等の閲覧を要求した場合は、被保険者は、これに応じなければなりません。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに請負業者特約条項、受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
ビルメンテナンス業務	ビルメンテナンス契約に基づく建物管理業務、設備管理業務、清掃業務等を言います。
ビルメンテナンス契約書	ビルメンテナンス業務を行うことを約した契約書をいい、これに付随する計画書または仕様書を含みます。
ビルメンテナンス対象物	ビルメンテナンス契約に基づき管理する他人の財物をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、この追加条項ならびに請負業者特約条項、生産物特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定により、被保険者がビルメンテナンス業務を遂行中または遂行後に、他人の身体の障害またはビルメンテナンス対象物以外の他人の財物の損壊により賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2) 賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第2条（受託物の範囲）②の規定にかかわらず、この保険契約において、受託者特約条項用語の定義に規定する「受託物」とはビルメンテナンス対象物を行い、この追加条項ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定により、被保険者がビルメンテナンス対象物を損壊し、または盗取もしくは詐取（注）されたことにより、ビルメンテナンス対象物について、正当な権利を有する者に対し、賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- (注) 盗取もしくは詐欺
ただし、紛失は含みません。

第2条（責任の限度）

- (1) この保険契約において、財物の損壊に関して保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲と責任限度）(1)(X)の損害賠償金の額は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の事故につき次の①から③に掲げる保険金額を限度とします。
- ① 前条(1)に規定するビルメンテナンス業務を遂行中の損害については、請負業者特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額
- ② 前条(1)に規定するビルメンテナンス業務の遂行後の損害については、生産物特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額
- ③ 前条(2)に規定する損害については、受託者特約条項の保険証券に記載された1事故保険金額
- (2) (1)の規定にかかわらず、財物の損壊に関して前条(1)に規定するビルメンテナンス業務を遂行中の損害と前条(1)に規定する損害が同時に発生した場合、それぞれの普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)(X)の損害賠償金の額を合算した額は、1回の事故に対して、請負業者特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額を限度とします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、財物の損壊に関して前条(1)に規定するビルメンテナンス業務を遂行後の損害と前条(2)に規定する損害が同時に発生した場合、それぞれの普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)(X)の損害賠償金の額を合算した額は、1回の事故に対して、生産物特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額を限度とします。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、この保険契約において、財物の損壊に関して保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)(X)の損害賠償金の額は、保険期間を通じて、受託者特約条項の保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接あるいは間接であるを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）ならびに請負業者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑧、生産物特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から③および受託者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者にビルメンテナンス業務を委託した者またはその使用人の故意もしくは重大な過失に起因する賠償責任
- ② ビルメンテナンス対象物の使用不能損害（注）に起因する賠償責任
- ③ ビルメンテナンス対象物の修理工中におけるその修理の過失によって生じたビルメンテナンス対象物自体の損壊に起因する賠償責任
- (注) ビルメンテナンス対象物の使用不能損害
ビルメンテナンス対象物が使用できないことによる他人の被害をいいます。

第4条（帳簿等の閲覧）

- 当社がビルメンテナンス契約に関する帳簿等の閲覧を要求した場合は、被保険者は、これに応じなければなりません。

第5条（保険金を支払わない場合の不適用）

- 当社は、ビルメンテナンス対象物の損壊に起因する賠償責任については、生産物特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①の規定を適用しません。

第6条（普通約款等との関係）

- この追加条項に規定していない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに請負業者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれらに付する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（ビルメンテナンス業者追加条項）

第1条（責任限度－ビルメンテナンス業者追加条項）

- (1) この保険契約にビルメンテナンス業者追加条項が付帯されている場合において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）およびビルメンテナンス業者追加条項第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき、身体の障害に関して保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (2) この保険契約にビルメンテナンス業者追加条項が付帯されている場合において、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)ならびにビルメンテナンス業者追加条項第2条（責任の限度）の規定にかかわらず、当社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）およびビルメンテナンス業者追加条項第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき、財物の損壊に関して保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、1回の事故につき次の①または②に掲げる保険金額を限度とします。
- ① ビルメンテナンス業者追加条項第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する損害については、請負業者特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額
- ② ビルメンテナンス業者追加条項第1条（当会社の支払責任）(2)に規定する損害については、受託者特約条項の保険証券に記載された1事故保険金額
- (3) (2)の規定にかかわらず、財物の損壊に関してビルメンテナンス業者追加条項第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する損害と同条(2)に規定する損害が同時に発生した場合、それぞれの普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)(X)からの合計額を合算した額は、1回の事故に対して、請負業者特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額を限度とします。
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、この保険契約において、財物の損壊に関して保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)(X)から⑥の合計額は、保険期間を通じて、受託者特約条項の保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (5) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる

- 設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当社は、(1)から(4)の規定を適用します。

第2条（責任限度－ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用））

- (1) この保険契約にビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）が付帯されている場合において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）およびビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき、身体の障害に関して保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)からの合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (2) この保険契約にビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）が付帯されている場合において、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)ならびにビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）第2条（責任の限度）の規定にかかわらず、当社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）およびビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき、財物の損壊に関して保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)から⑥の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、1回の事故につき次の①から③に掲げる保険金額を限度とします。
- ① ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）第1条（当会社の支払責任）(1)に規定するビルメンテナンス業務を遂行中の損害については、請負業者特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額
- ② ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）第1条（当会社の支払責任）(1)に規定するビルメンテナンス業務の遂行後の損害については、生産物特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額
- ③ ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）第1条（当会社の支払責任）(2)に規定する損害については、受託者特約条項の保険証券に記載された1事故保険金額
- (3) (2)の規定にかかわらず、財物の損壊に関してビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）第1条（当会社の支払責任）(1)に規定するビルメンテナンス業務を遂行中の損害と同条(2)に規定する損害が同時に発生した場合、それぞれの普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)からの合計額を合算した額は、1回の事故について、請負業者特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額を限度とします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、財物の損壊に関してビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項付帯用）第1条（当会社の支払責任）(1)に規定するビルメンテナンス業務を遂行後の損害と同条(2)に規定する損害が同時に発生した場合、それぞれの普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)(X)からの合計額を合算した額は、1回の事故について、生産物特約条項の保険証券に記載された財物の損壊にかかる1事故保険金額を限度とします。
- (5) (2)から(4)の規定にかかわらず、この保険契約において、財物の損壊に関して保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲と責任限度）(1)(X)から⑥の合計額は、保険期間を通じて、受託者特約条項の保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (6) この保険契約において、保険証券に記載された保険金額または免責金額が危険の種類に応じて異なる設定となっている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額により、当社は、(1)から(5)の規定を適用します。

第3条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

- 当社は、保険証券に記載された保険金額が、次の①および②の保険金の合計額に不足することが請求完了日（注）において明らかな場合は、損害賠償請求権者に対する保険金の支払を被保険者に対する保険金の支払に優先して行うものとします。

- ① 普通約款第22条（先取特権）(2)または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金
- ② 被保険者が当社に対して請求することができる①以外の保険金
- (注) 請求完了日
被保険者が普通約款第18条（保険金請求の手続）(2)の規定による手続を完了した日を行います。

第4条（保険金の支払－権利調整による延滞）

- 前条の規定により、当社が被保険者に対する保険金の支払を行うことができない場合は、普通約款第19条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当社は、被保険者に対する書面による通知をもって、保険金を支払うべき時期を延長することができるものとします。

第5条（普通約款等との関係）

- この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれらに付する他の追加条項の規定を適用します。

コンタミネーションリスク担追加条項

第1条（仕事、受託物および生産物の対象範囲）

- (1) この保険契約において、請負業者特約条項第1条（事故）および生産物特約条項第1条（事故）の用語の定義に規定する「仕事」とは、被保険者によって行われる自動車もしくは車両（注）による油類等の運搬業務をいいます。
- (2) この保険契約において、受託者特約条項の用語の定義に規定する「受託物」とは、被保険者が(1)に規定する運搬業務により使用または管理する油類等をいいます。
- (3) この保険契約において、自動車もしくは車両（注）により注される油類等は、注入ホースから流出した時より、請負業者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑥の①を離れ、施設外にある財物、および生産物特約条項の用語の定義に規定する「生産物」とみなし、流出した油類によって発生した第三者の身体の障害や財物の損壊に起因する損害に対して、生産物特約条項の規定が適用されます。（注） 車両
自動車および原動力がもつばり人力であるものを除きます。

第2条（自動車保険等との関係）

- 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第20条（他の保険契約等が

ある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、前条(3)の生産物に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、自賠責保険（注1）の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険契約（注2）を締結しているときは、その損害額がその自賠責保険および自動車保険契約により保険金が支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

- (注1) 自賠責保険
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みません。
- (注2) 自動車保険契約
自動車に付保される賠償責任保険のうち、自賠責保険（注1）以外の保険契約をいい、共済を含みます。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに請負業者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

複数特約条項共通保険金額追加条項 （コンタミネーションリスク担保追加条項用）

第1条（支払限度額）

当社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の規定により支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の事故について、請負業者特約条項第1条（事故）、生産物特約条項第1条（事故）および受託者特約条項第1条（当社の支払責任）の規定により保険金を支払うべき損害賠償金の額を合算して、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに請負業者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

シルバー人材センター追加条項

第1条（対象とする仕事）

- (1) 施設所有管理者特約条項第1条（事故）、請負業者特約条項第1条（事故）および生産物特約条項の用語の定義に規定する「仕事」とは、シルバー人材センターがその正会員に提供するすべての仕事とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、下欄記載の業務（以下「業務」といいます。）は、(1)に規定する仕事に含まれません。ただし、業務の遂行中に生じた急激かつ偶然の事故による損害については、当社は、この規定を適用しません。

校正、翻訳、パンフレットレタリング、税務事務、決算書の作成、設計、製図、建築見積、土質検査、測量、タイプ、トレース、書類清書、宛名書き、毛筆筆耕、名簿・台帳作成、経理事務、伝票整理、名簿・台帳整理、古文書整理、図書整理、図書閲覧業務および書類整理

第2条（対象とする受託物）

この保険契約において、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第2条（受託物の範囲）①から④の規定にかかわらず、受託者特約条項の用語の定義に規定する「受託物」とは、被保険者が前条(1)に規定する仕事の遂行中に、使用または管理するすべての他人の財物とします。ただし、次の①から④までに掲げるものを除きます。

- ① 不動産
② 自動車
③ 船（注）
④ 動物または植物
（注） 船

原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

第3条（被保険者の範囲の拡大）

この保険契約に適用される特約条項の被保険者には、特約条項の用語の定義に規定する「被保険者」に掲げる者のほか、シルバー人材センター正会員（注）を含みます。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎり、被保険者となります。

- （注） シルバー人材センター正会員

記名被保険者の理事会における入会承認を受けた会員をいいます。

第4条（保険金額）

- (1) この保険契約において、身体の障害および財物の損壊に係る保険金額は、保険証券に記載された保険金額のとおりとし、施設所有管理者特約条項、請負業者特約条項および生産物特約条項の規定により保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）に掲げる損害ならびに受託者特約条項第1条（当社の支払責任）に掲げる損害のうち、いずれかに掲げる損害が同時に発生した場合であっても、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約の身体の障害および財物の損壊に係る保険期間中の総保険金額は、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに施設所有管理者特約条項、請負業者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

施設の範囲に関する追加条項(施設所有管理者特約条項用)
(全国管工事協同組合連合会用)

第1条(事故)

当社は、施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の「事故」とは、被保険者が所有、使用もしくは管理する下記①および②の施設もしくは設備または保険証券記載の業務遂行によって生じた偶然な事故をいいます。

①保険証券記載の施設もしくは設備

②加入者が所有、使用または管理する社屋、事務所などの事業用施設もしくは設備

第2条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

甲型ジョイントベンチャー工事に関する追加条項（請負業者特約条項用）
（全国管工事業協同組合用）

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
甲型ＪＶ工事	共同施工方式によるＪＶ工事をいいます。
ＪＶ工事	記名被保険者が他の者と共同企業体を構成して行う工事をいいます。
出資割合	甲型ＪＶ工事の構成員が取り交わす協定書において定められる出資比率をいいます。
対象工事	特約条項第１条（事故）に規定する「仕事」の対象となる工事をいいます。
他の構成員	共同企業体を構成する記名被保険者以外の者をいいます。
特約条項	請負業者特約条項をいいます。

第１条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、特約条項の用語の定義に規定する「被保険者」の定義にかかわらず、記名被保険者のほか、次の①および②に規定する通りとします。

- ① 次のアからウに掲げる者をいいます。ただし、その甲型ＪＶ工事に関するかぎりにおいて被保険者とします。

ア．記名被保険者の使用人等

イ．他の構成員および共同企業体ならびにこれらの者の役員および使用人

ウ．次の（ア）または（イ）に掲げる者の下請負人ならびにその役員および使用人

（ア）他の構成員

（イ）共同企業体

- ② ①以外の場合

記名被保険者の使用人等とします。ただし、その記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。

第２条（読替規則-共同企業体の取扱い）

賠償責任保険追加条項第４章請負業者特約条項に係る条項第２条（共同企業体の取扱い）の規定を以下のとおり読み替えて適用します。

「

- ① 請負業者特約条項第１条（事故）に規定する仕事が生じた場合、記名被保険者が構成員となる共同施工方式の共同企業体が行う工事である場合は、当会社は、記名被保険者が分担して施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、他人の身体への障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対してのみ、保険金を支払います。
- ② 請負業者特約条項第１条（事故）に規定する仕事が生じた場合、記名被保険者が構成員となる共同施工方式の共同企業体が行う工事である場合は、当会社は、被保険者が施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、他人の身体への障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるかを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他の構成員の役員および使用人ならびにその甲型JV工事の下請負人の役員および使用人が被った身体の障害について負担する賠償責任
- ② 他の構成員および共同企業体の所有物に発生した財物の損壊について負担する賠償責任
- ③ 加入依頼書に記載の「対象としない工事」にJV工事を設定した場合

第4条（保険金の支払額）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、この追加条項第2条（読替規則-共同企業体の取扱い）における記名被保険者が構成員となる共同施工方式の共同企業体が行う工事の規定に基づき、当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(\text{普通約款第2条(1)①損害賠償金} - \text{保険証券に記載された免責金額}) \times \text{出資割合}(\%) = \text{保険金}$$

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を準用します。

免責規定の適用除外に関する追加条項
(地盤崩壊危険担保追加条項(請負業者特約条項用)用)

第1条(免責規定の適用除外)

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、地盤崩壊危険担保追加条項(請負業者特約条項用)第3条(保険金を支払わない場合—その1)⑥および⑦の規定を適用しません。

第2条(責任の限度)

(1) この追加条項に基づき当会社が支払うべき賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、1回の事故についておよび保険期間を通じて2,000万円を限度とします。

(	普通約款第2条 (1)①の損害賠償 金	—	5万円	)×	100%
---	---------------------------	---	-----	----	------

(2) (1)に規定する限度額は、地盤崩壊危険担保追加条項(請負業者特約条項用)第2条(責任の限度)に規定する1事故保険金額および保険期間中の総保険金額に含まれるものとします。

第3条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

◆おかけ間違いにご注意ください。

保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】 **0120-668-292**

＜受付時間＞ 平 日：午前9時～午後5時（土・日・祝日、12/31～1/3は休業）

保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパンがお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、損保ジャパン窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】 **0120-388-885**

＜受付時間＞ 平 日：午前10時～午後6時（土・日・祝日、年末年始は休業）

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てにつきましては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

電話番号 **03-4332-5241**（全国共通）

おかけ間違いにご注意ください。

＜受付時間＞ 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

＜受付時間＞ 24時間365日
おかけ間違いにご注意ください。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。
その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトから承ります。

【公式ウェブサイト】 <https://www.sompo-japan.co.jp/contact>

(注) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

＜公式ウェブサイト＞ <https://www.sompo-japan.co.jp/>